

水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱

令和 4 年 3 月 29 日付け 3 水港第 2556 号
最終改正 令和 6 年 3 月 29 日付け 5 水港第 2398 号
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

(趣旨)

第 1 我が国水産業を活力ある産業として健全に発展させて行くため、地域の抱える課題や実情を踏まえ、地方が自主性を活かした取組を行うことが求められている。

水産関係地方公共団体交付金等（以下「交付金等」という。）は、地方の自主性を活かした取組に対し国が総合的に支援を行うものである。

(通則)

第 2 交付金等の交付については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）、漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）、漁業法施行規則（昭和 25 年農林省令第 16 号）、沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年法律第 25 号。以下「助成法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和 54 年政令第 124 号。以下「助成法施行令」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）、「林業普及指導事業及び水産業改良普及事業に従事する職員に対する農林漁業普及指導手当の支給について」（昭和 39 年 8 月 31 日付け 39 林野晋第 351 号農林事務次官依命通知）及び「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」（昭和 54 年 4 月 27 日付け 54 水研第 611 号農林水産事務次官依命通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 3 交付金等は、水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）の基本理念である「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」の実現を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第 4 各事業に係る事項は下記に定めるほか、区分、経費、事業実施主体、採択基準、交付率等は、別表 1 に掲げるとおりとする。

1 離島漁業再生支援交付金

(1) 離島漁業再生事業交付金（以下「基本交付金」という。）について

ア 基本的考え方等

(ア) 基本的考え方

基本交付金とは、離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、漁場の生産力の向上など漁業の再生に共同で取り組む漁業集落を支援するものである。

なお、基本交付金の交付は、販売・生産の面で不利な条件にある離島地域の漁業集落において、生産性の向上、付加価値の向上等による漁業収益の向上等により、漁業再生活動（漁業の再生に関する話し合い等、漁場の生産力の向上に関する取組及び漁業の再生に関する実践的な取組をいう。以下同じ。）の自立かつ継続的な実施が可能となるまで実施する。

(イ) 推進上の留意点

漁業再生活動の継続を実効性のあるものにしていくためには、地方公共団体の役割が重要であり、国と地方公共団体が密接な連携の下に実施していくことが必要である。

イ 仕組み

国は、予算の範囲内において、市町村がオの（イ）に掲げる活動を行う対象漁業集落に対して交付金を交付するのに要する経費の全部又は一部に充てるために、都道府県が市町村に交付するのに要する経費の全部又は一部に充てるため、基本交付金を都道府県に対して交付する。

ウ 対象地域

基本交付金の交付対象となる地域（以下（１）において「対象地域」という。）は次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する地域とする。

（ア）次の a から d までのいずれかに該当する地域とする。なお、a に該当する地域にあっては、本土（本土と架橋によって結ばれている離島を含む。以下同じ。）からの航路時間がおおむね 30 分以上又は本土からの航路距離が平水区域（船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）第 1 条第 6 項で定める水域という。）で 15 km 以上若しくはその他の水域で 10km 以上の離島（以下「一般離島」という。）

- a 離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- b 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)第 3 条第 1 号に規定する沖縄
- c 奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条に規定する奄美群島
- d 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島

（イ）（ア）の a に該当する地域のうち、都道府県知事が一般離島に準じる不利性を有すると認定した地域（以下「特認離島」という。）。

エ 市町村離島漁業集落活動促進計画

市町村長は、基本交付金、（２）に規定する離島漁業新規就業者特別対策事業交付金（以下「特別交付金」という。）及び 2 に規定する特定有人国境離島漁村

支援交付金（以下「支援交付金」という。）の交付を円滑に実施するため、地域の実情に即し、市町村離島漁業集落活動促進計画（以下「促進計画」という。）を次により策定する。

（ア）促進計画には、次に掲げる事項について水産庁長官が別に定めるところに基づき記載する。なお、cの（b）及び（c）については、特別交付金及び支援交付金の交付をそれぞれ受けようとする市町村のみ記載することとする。

a 趣旨

b 対象地域、対象漁業集落、海岸線延長及び地域の漁業の現状

c 漁業の振興方向に関する目標

（漁業所得及び漁業就業者数を含む定量的な目標を複数設定すること）

（a）基本交付金に関する事項

（b）特別交付金に関する事項

（c）支援交付金に関する事項

d 集落協定の共通事項

e 集落相互間の連携

f 関係機関との連携

g 交付金の使用方法

h 集落協定の認定期限

i 実施状況の公表

j その他必要な事項

（イ）促進計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。ただし、令和3年度以降に促進計画を策定した場合は、令和6年度までの残存期間とする。

なお、支援交付金による支援を行おうとする場合は、最長5年間の計画を記載することとする。

（ウ）市町村長は、促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けるものとする。

オ 実施方法

（ア）対象漁業集落

基本交付金の交付対象となる漁業集落（以下1において「対象漁業集落」という。）は、集落協定に基づき、集落協定の計画期間（以下「計画期間」という。）を通じて漁業再生活動を行う集落であって、次のaからhまでの全ての要件を満たす集落とする。

a 対象地域内に存在すること。

b 目的、構成員、役員及び経費等について定めた規約を有すること。

c 漁業経営体が3経営体以上存在すること。

d 漁業世帯が4戸以上存在すること。

e 活動の中核となりうる65才未満の漁業世帯を含むこと。

f 担い手、高齢者、兼業者、水産関係者、サポーター等の役割分担が定着し、基本交付金による支援がなくても対象漁業集落として漁業再生活動の継続が可能になると判断される場合に該当するものでないこと。

g 漁業就業者一人当たりの平均漁業所得が、同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得（家計調査年報（総務省統計局）の「各都道府県庁所在地別1世帯当たり1ヶ月間収入」の直近3ヶ年の平均額÷世帯内の有業人員数×12ヵ月）を上回る場合に該当するものでないこと。

h 漁業再生活動により、対象漁業集落内の漁業就業者人口について、一時的ではなく、継続的に一定程度の増加が見られるようになった場合（集団移転等特別な場合を除く。）に該当するものでないこと。

（イ）対象行為

基本交付金の交付の対象となる行為（以下「対象行為」という。）は、集落協定に基づき、対象漁業集落が計画期間を通じて行う次のaからcまでの活動とする。

a 漁業の再生に関する話し合い等

対象漁業集落がb及びcの取組を実施するための話し合い並びに基本交付金、特別交付金及び支援交付金の管理事務

b 漁場の生産力の向上に関する取組

対象漁業集落が行う次の（a）から（e）までの取組

（a）種苗放流

（b）漁場の管理・改善

（c）産卵場・育成場の整備

（d）漁場監視

（e）その他水産庁長官が認める取組

ただし、水質維持改善、植樹・魚付き林の整備、海岸清掃及び海底清掃に係る取組を除く。

c 漁業の再生に関する実践的な取組

対象漁業集落が行う創意工夫を活かした漁業生産・加工・流通・交流等に関する実践的な取組

なお、この取組は、漁業者自らが行うことにより集落内での普及・定着を目指すものであって、かつ、当該対象漁業集落にとって新規性を含んだもの（例えば、当該集落内で一部行われているが普及・定着が十分でないもの、長期間行われていない漁業・漁法の復元及び従前の集落活動の改良・改善を含む。）とする。

（ウ）交付対象経費

交付対象経費は、（イ）に定める取組に要する経費に限る。なお、事業を実施するために必要な設備（機械・装置）・物品等の調達、原則としてリースにより行うこととする。ただし、リースによる調達が困難又は経済的でない場合は、この限りでない。また、対象漁業集落は、50万円以上の財産を取得する場合は、事前に市町村と協議する。なお、土地の購入費は交付の対象としない。

（エ）集落協定

a 集落協定は、対象漁業集落において漁業再生活動を行う漁業者等の間で締結されるものであって、促進計画の内容に即し、次の（a）から（1）まで

の事項を規定したものとする。なお、（i）及び（j）については、特別交付金及び支援交付金による支援をそれぞれ受けようとする対象漁業集落のみ記載することとする。

- （a）協定の趣旨
- （b）集落協定の役員及び構成員の氏名及び住所並びに協定対象漁業世帯数
- （c）計画期間
- （d）対象漁業集落の範囲、海岸線延長及び操業水域
- （e）対象漁業集落の目標（漁業所得及び漁業就業者数を含む定量的な目標を複数設定すること）
- （f）対象漁業集落の漁業の現状と今後の方向
- （g）基本交付金のうち漁場の生産力の向上に係る取組に関する事項
- （h）基本交付金のうち漁業の再生に関する実践的な取組に関する事項
- （i）特別交付金に関する事項
- （j）支援交付金に関する事項
- （k）連絡体制
- （l）その他必要な事項

- b 集落協定の期間は、原則として令和2年度から令和6年度までの5年間とする。ただし、令和3年度以後に集落協定を締結した場合は、当該集落協定の期間は令和6年度までの残存期間とする。なお、支援交付金による支援を行おうとする場合は、最長5年間の計画を記載することとする。
- c 対象漁業集落は集落協定を策定し、又は変更しようとするときは、市町村長の認定を受けるものとする。なお、集落協定を変更する際は、変更点以外についても記載事項を点検し、修正が必要な箇所については最新のものに改めるものとする。

（オ）離島漁業再生支援交付金実施計画

- a 都道府県知事は、基本交付金及び特別交付金について、別記様式第1号により離島漁業再生支援交付金実施計画（以下1において「実施計画」という。）を作成し、水産庁長官に協議するものとする。
- b 都道府県知事は、交付決定の変更が必要な場合又は追加交付が必要な場合は、別記様式第1号に倣い水産庁長官に実施計画の変更協議を行う。

（カ）交付額

- a 国は、都道府県に対して、予算の範囲内で、基本交付金の交付対象となる経費を定額により交付する。
- b 基本交付金の対象漁業集落への交付限度額は、エの（ア）のbの対象漁業集落の海岸線延長に交付単価と漁業世帯密度係数を乗じた額の範囲内とする。

（算定式）

交付限度額＝対象漁業集落の海岸線延長×交付単価×漁業世帯密度係数

- c 海岸線延長の測定方法、漁業世帯密度係数の算定式及び交付単価については、別途水産庁長官が定めるものとする。

(キ) 地方公共団体による支援

地方公共団体は、対象漁業集落を支援するため一定額を負担するよう努めるものとする。

なお、地方公共団体の負担については、基本交付金と合わせて交付することを前提に、所要の地方財政措置が講じられる。

(ク) 基本交付金の返還

- a 市町村は、本事業において対象漁業集落の不正な事実又は行為が判明した場合は、基本交付金の返還を対象漁業集落に求めるとともに、対象漁業集落に対する基本交付金の支払いを停止する。
- b a の対応を行った際は、速やかに当該事実を、市町村長は都道府県知事に、また、都道府県知事は水産庁長官に報告する。
- c 都道府県及び市町村は、基本交付金を返還するような事態を防止するため、本要綱及び水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱の運用について（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 水港第 2575 号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）の規定並びに集落協定、実施計画及び交付決定で定められた事項を対象漁業集落が遵守するよう指導する。

(ケ) 実績報告

都道府県知事は、基本交付金及び特別交付金について、毎年度、集落協定に定められている交付金に係る取組の実績報告を別記様式第 2 号により取りまとめ、翌年度の 5 月末までに水産庁長官に報告するものとする。

(コ) 証拠書類の保管

- a 市町村は、基本交付金、特別交付金及び支援交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、当該交付金の交付が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。
- b 市町村は、基本交付金、特別交付金又は支援交付金による支援を受けた対象漁業集落が会計経理を適正に行うよう、また、支援を受けた年度の翌年度から起算して 5 年間は経理書類を保管するよう指導する。

(サ) 水産多面的機能発揮対策との調整

市町村は、同一の場所（水面）で、基本交付金と水産多面的機能発揮対策（水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 水港第 123 号農林水産事務次官依命通知）第 3 に規定する水産多面的機能発揮対策事業をいう。）で同一の目的で同種の活動が重複して実施されることのないよう注意する。

(2) 離島漁業新規就業者特別対策事業交付金（以下「特別交付金」という。）について

ア 特別交付金の基本的考え方

人口減少や高齢化等が進展する離島地域の漁業集落においては、漁船、漁具等のリースの取組を推進することにより新規就業者の初期負担を軽減し、もって新規就業者の確保・定着を促進する必要がある。

イ 仕組み

国は、予算の範囲内において、市町村がオの（ウ）の a に規定する支援の対象となる対象漁業集落に対して交付金を交付するのに要する経費の全部又は一部に充てるために、都道府県が市町村に交付するのに要する経費の全部又は一部に充てるため、特別交付金を都道府県に対して交付する。

ウ 対象地域

特別交付金の交付対象となる地域（以下（２）において「対象地域」という。）は、１の（１）のウに掲げる地域とする。

エ 市町村離島漁業集落活動促進計画への追加

市町村長は、本事業を実施するに当たっては、特別交付金に係る取組を促進計画に記載する。

オ 実施の方法

（ア）対象漁業集落

特別交付金の交付対象となる漁業集落は、１の（１）のオの（ア）の対象漁業集落であって基本交付金による支援を受けており、かつ、浜の活力再生プラン（浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 水港第 2656 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の規定に基づき水産庁長官により承認されたものをいう。以下同じ。）を策定した地域に含まれる漁業集落とする。

（イ）新規就業者

特別交付金の支援対象となる新規就業者は、（ア）の集落で漁業を営み、又は営む予定の者であって、次の要件の全てを満たす者とする。

a 独立して漁業を営んで 3 年未満の者であって 45 歳以下の者

なお、経営体育成総合支援事業のうち長期研修支援事業（水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知）別表 1 「2. 水産業の成長産業化の実現」のうち、3 の（１）のアの（イ）の b 「長期研修支援事業費」に係るものをいう。）の研修受講者にあっては 48 歳以下とする。

b 漁船のリースを希望する者にあっては、動力漁船（船外機船を除く。）を所有していないこと。

c 本事業の実施初年度から 3 年間以上漁業に従事する予定であって意欲がある者であること。

（ウ）支援内容

a 特別交付金により、集落協定に基づき漁船等（支援対象新規就業者の二親等以内の親族が所有又は所有していた漁船等を除く。）を次の（a）又は（b）のいずれかの方法により新規就業者に貸し付ける際のリース料の一部を支援する（支援期間は最長 3 年間とする。）。

なお、計画期間が前年度から継続している取組で要件に合致するものについては、4 月 1 日から交付の対象とすることができるものとする。

（a）対象漁業集落が漁業協同組合と漁船等の貸借契約を結び、借り受けた漁

船等を対象漁業集落が新規就業者に転貸する方法

(b) 漁業協同組合が新規就業者と漁船等の貸借契約を直接結ぶ方法

b リース契約の対象となる漁船等とは、船体、機関、GPS 航法装置・魚探装置・集魚灯その他の漁労設備、漁網（消耗品を除く。）並びに漁業用機器及び器具とする。

c リース料に対する市町村の支援の範囲は、漁船等の減価償却費（定額法又は定率法のいずれかを選択）に諸経費（漁船登録料、船舶検査料等）、修繕費、管理費（貸出漁船等を確保するための手数料、通信費、運搬費等）、固定資産税等を加算したものとする。ただし、リース対象の漁船等が建造又は購入に際して国又は地方公共団体から助成を受けている場合は、リース料のうち助成相当額を支援対象から除く。

なお、耐用年数等については、次の省令の該当箇所を参照する。

耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「省令」という。）別表第 1

償却方法：定額法及び定率法は、省令第 5 条

償却率：定額法においては省令別表第 8、定率法においては省令別表第 10

漁船・漁労設備及び漁具等のリース料に対する市町村の交付額は、市場における新品・中古品の価格を参考として決定する。

e 市町村は、リースした漁船について自己の負担で漁船保険に加入するよう、また、リースした漁船等の一般的な維持管理費についても自己負担するよう、新規就業者を指導する。

f 市町村は、新規就業者に対して漁業法等の漁業関係法令、都道府県の漁業調整規則及び漁業調整委員会指示を遵守するよう指導する。

(エ) 集落協定への追加

対象漁業集落は、「特別交付金に関する事項」を集落協定に記載する。

(オ) 交付額

国は、都道府県に対して、予算の範囲内で、特別交付金の交付対象となる経費の 1／2 以内の額を定額により交付する。

(カ) 地方公共団体による支援

地方公共団体は、リース料の支援として一定額を負担するよう努める。

なお、地方公共団体の負担については、国の特別交付金と合わせて交付をすることを前提に、所要の地方財政措置が講じられる。

(キ) 交付金の終了

特別交付金の交付は、次のいずれかに掲げる場合に終了する。

a 新規就業者又は対象漁業集落が支援の終了を申し出た場合

b 新規就業者が漁業活動を終了した場合

c 新規就業者が、計画期間内において、自己資金で漁船等を購入した場合

d 特別交付金による支援がなくても新規就業者が漁業活動を継続することが可能と判断される場合

e 新規就業者が死亡した場合又は事故等により操業の継続が困難となった

場合

- f その他事業実施主体である市町村が本事業を終了することが適当と判断した場合

(ク) 特別交付金の返還

- a 市町村は、次のいずれかに掲げる場合に、支払った交付金の返還をこれらの者に求めるとともに、これらの者に対する交付金の支払を停止する。
 - (a) 特別交付金に係る新規就業者又は対象漁業集落の不正な事実又は行為が判明した場合
 - (b) 新たに新規就業者が適格性を有しない者に該当した場合
 - (c) 新規就業者が対象漁業集落又は市町村に対して虚偽の報告を行った場合又は対象漁業集落が市町村に虚偽の報告を行った場合
 - (d) 新規就業者又は対象漁業集落が本事業に関連して違法若しくは不法な行為を行った場合又は不当な利益を得た場合
 - (e) 当該年度に新規就業者が漁業活動を行わなかった場合
 - (f) 新規就業者が適格性を有しない者であることが判明した場合
 - (g) 新規就業者又は対象漁業集落が、集落協定に定められた取組の実施以外の目的に支援交付金を使用していると認められる場合
- b aの対応を行った際は、速やかに当該事実を、市町村長は都道府県知事に、また、都道府県知事は水産庁長官に報告する。
- c 都道府県及び市町村は、特別交付金を返還するような事態を防止するため、本要綱等の規定並びに集落協定、実施計画書及び交付決定書で定められた事項を新規就業者及び漁業集落が遵守するよう指導する。

(ケ) 支援交付金との調整

市町村は、新規就業者が特別交付金と支援交付金で同種の支援を重複して受けることのないよう注意する。

(3) 離島漁業再生支援推進交付金について

- ア 離島漁業再生支援推進交付金（以下「推進交付金」という。）の目的
国は、予算の範囲内において、基本交付金、特別交付金及び支援交付金（以下（3）において「交付金」という。）に係る地方公共団体の事務に必要な経費に充てるため、都道府県及び都道府県を通じて市町村に推進交付金を交付する。

イ 推進交付金の助成対象

推進交付金の助成対象は、次のとおりとする。

(ア) 都道府県事務費

- a 市町村説明会の開催
- b 市町村に対する指導
- c 特認離島の審査認定
- d 促進計画の策定指導及び審査
- e その他交付金事業の実施に必要な事務

(イ) 市町村事務費

- a 促進計画の策定
- b 集落説明会の開催
- c 集落協定の作成指導
- d 漁業集落、漁業協同組合、新規就業者、被支援者（起業者、事業拡大者）等への指導
- e 各種認定・確認・協議事務
- f その他交付金事業の実施に必要な事務

（４）離島漁業再生支援交付金の実施期間

本交付金の実施期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とする。

２ 特定有人国境離島漁村支援交付金

（１）支援交付金の基本的考え方

ア 我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成２８年法律第３３号。以下「有人国境離島法」という。）の下、雇用機会の拡充や安定的な漁業経営の確保等を図ることが求められている。

イ このため、離島の中でも特に遠隔であるなど不利性が高いとして有人国境離島法第２条第２項において定められた特定有人国境離島地域（以下「国境離島地域」という。）において行われる水産物等地域資源を活用した漁業集落の雇用創出活動（雇用を創出するための取組及び雇用の創出を円滑に行うための環境整備をいう。以下同じ。）を支援し、雇用機会の拡充により国境離島地域の漁業集落の維持・発展を図ることとする。

（２）仕組み

国は、予算の範囲内において、市町村が（５）のエに掲げる雇用創出活動を行う被支援者又は雇用創出活動を支援する漁業集落に対して交付金を交付するのに要する経費の全部又は一部に充てるために、都道府県が市町村に交付するのに要する経費の全部又は一部に充てるため、支援交付金を都道府県に対して交付する。

（３）対象地域

交付金の交付対象となる地域（以下２において「対象地域」という。）は、国境離島地域とする。

（４）市町村離島漁業集落活動促進計画への追加

市町村長は、本事業を実施するに当たっては、交付金の交付を円滑に実施するため、促進計画に雇用創出活動に係る事項を記載する。

（５）実施方法

ア 集落協定への追加

対象漁業集落は、次の（ア）から（エ）までについて集落協定に記載する。

（ア）雇用創出活動を支援する漁業集落の代表者及び構成員

（イ）雇用創出活動を支援する漁業集落の範囲

(ウ) 具体的な支援内容

(エ) 連絡体制

イ 雇用創出活動を支援する漁業集落

雇用創出活動を支援する漁業集落は、基本交付金の支援を受けている対象漁業集落に含まれ、1の(1)のオの(ア)のb及びdを満たす集落とする。

ウ 被支援者

(ア) 被支援者とは、漁業集落の同意と支援を得て、漁業集落内に店舗、工場、事務所等の取組の拠点（漁船漁業及び海面養殖にあつては被支援者の住居を取組の拠点とみなすことができるものとする。）を置き、エの(ア)の取組を実施することにより雇用の創出を図る者とする。ただし、海業においては、市町村長が適当と認めた場合に限り、取組の拠点を漁業集落の外に置くことができるものとする。また、次のaからhまでに該当する者は除くが、このうちa及びbについては、市町村長が適当と認めた場合はこの限りではない。なお、これらの場合、市町村長は、書面により、都道府県知事に対して適当と認めた理由を報告する。

a 同一の漁業集落において過去に本事業の支援を受けた実績を有する者

b 漁業又は海業を廃業してから5年間を経過していない者

c 法律上の責任能力のない者

d 交付金の申請日の前日から起算して過去1年間に事業主として労働に関する法令に違反した者

e 公序良俗に反する者又は公序良俗に反する集団に関係する者

f 本事業を含む類似の事業の中止に常習性が認められる者

g その他事業実施主体である市町村が本交付金による支援が適当でないと判断する者

h 上記aからgまでに該当する者と同一性が認められる法人又は上記aからgまでに該当する者の支配下若しくは共謀の関係にあると認められる者

(イ) 雇用の創出とは、雇用期間の定めがなく、かつ、所定労働時間が週20時間以上で被支援者が直接雇用する従業員又は事業専従者（配偶者を除く。）（以下2において「常勤者」という。）を、離島が属する都道府県の最低賃金以上で新たに1人以上雇用することをいう。この場合、被支援者が同一の離島地域内で雇用する常勤者の総数が、本取組により新規に雇用した常勤者以上に増加していなければならない。なお、漁業又は海業を起業する場合は、被支援者本人を「常勤者」とみなす。

(ウ) 常勤者は、国境離島地域内に居住し、過去1年以内に同一の被支援者に雇用された実績のない者でなければならない。

エ 支援対象行為

支援交付金による支援対象行為は、集落協定に基づき行われる次の雇用創出活動とする。

(ア) 雇用を創出するための取組

本取組は、被支援者が新たに人（常勤者1名以上を含む。）を雇用し、漁業

又は海業の起業又は事業拡大を行うことをいう。ただし、市町村長が特に認めない限り、集落に存する既存の事業（専ら集落の居住者及び集落に来訪する者を営業対象として行う取組に限る。）と重複しないことを条件とする。「起業」及び「事業拡大」の定義は、次の a 及び b のとおり。

a 起業とは、現時点で事業を行っていない個人が、個人事業者として又は法人を設立して、自己の名をもって、個人事業者として又は法人の代表者として新たに事業を開始する場合をいう（零細な磯根漁業からの転換を含む。以下同じ。）。

b 事業拡大とは、売上げの増加を目的に、既存の事業者が自己の名をもって既存の事業に加えて新たな事業を開始し、又は既存の事業の規模を拡大することをいう。

（イ）雇用の創出を円滑に行うための環境整備

被支援者が行う、（ア）の取組を漁業集落として支援するため、漁業集落が行う集落及びその周辺における定期的な清掃活動等の環境整備をいう。なお、本活動は、（ア）の取組に先行して実施することができる。

オ 交付対象経費

交付対象経費は、エに定める取組に要する次の経費とする。

（ア）雇用を創出するための取組

交付対象となる経費は、常勤者の雇用期間中における次の経費とする。なお、事業拡大にあつては、既存の施設に加えて新たに店舗若しくは事業所を開設する場合又は船舶の増隻を行う場合を除いて、支援対象は b、e 及び g の経費に限る。

a 設備費若しくは改修費又はこれらに係る減価償却費

ただし、老朽化等による単純な更新及び支援対象者の二親等以内の親族が所有又は所有していた設備・漁船等は支援対象としない。

b 増員した従業員に必要な備品の購入費又は借料

c 広告宣伝費

d 店舗等借料

e 人件費

f 島外からの事務所移転費

g 従業員の資格取得・講習受講経費

h 燃油費（船舶が使用するものに限る。）

i 漁業及び養殖業に要するえさ代、種苗代、氷代、魚箱代、市場手数料、倉庫等保管経費及び光熱費。なお、光熱費については陸上養殖に限る。

（イ）雇用の創出を円滑に行うための環境整備

交付対象となる経費は、次の経費とする。なお、同一年度にエの（ア）の取組を行う被支援者を支援する漁業集落に対して、優先的に配分することとする。

a 資材費

b 消耗品費

- c 人件費
- d 借料・損料
- e 雑役務費（委託費・請負費を含む。）

f その他エの（ア）の取組を効果的に進める上で必要と市町村が認めた経費
カ 特定有人国境離島漁村支援交付金実施計画

（ア）都道府県知事は、別記様式第3号により特定有人国境離島漁村支援交付金実施計画（以下2において「実施計画」という。）を作成し、水産庁長官に協議するものとする。

（イ）都道府県知事は、交付決定の変更が必要な場合又は追加交付が必要な場合は、別記様式第3号に倣い水産庁長官に実施計画の変更協議を行う。

キ 交付額

（ア）雇用を創出するための取組

- a 国は、都道府県に対して、予算の範囲内で、支援交付金の交付対象となる経費の1／2以内の額を定額により交付する。
- b 交付上限額は1被支援者当たり600万円とする。
- c 1漁業集落で複数の取組は同時に行えないものとする。ただし、次のいずれかの条件を満たす場合は、交付上限額の範囲内で複数の取組を行うことができる。
 - （a）業種が異なる場合
 - （b）漁業又は養殖業の場合

（イ）雇用の創出を円滑に行うための環境整備

- a 国は、都道府県に対して、予算の範囲内で、対象となる経費を定額により交付する。なお、交付上限額は1漁業集落当たり150万円とする。ただし、人件費については100万円を上限とする。
- b エの（ア）の取組を行う漁業集落を含む複数の漁業集落（隣接するなど地理的に一体性のある集落に限り、最大で3漁業集落までとする。）が共同で環境整備を行う場合は、これら全ての漁業集落を交付の対象とする。

ク 地方公共団体による支援

（ア）地方公共団体は、一定額を負担するよう努める。

（イ）なお、地方公共団体の負担については、国の支援交付金と合わせて交付することを前提に、所要の地方財政措置が講じられる。

ケ 実績報告

都道府県知事は、毎年度、集落協定に定められている交付金に係る取組の実績報告を別記様式第4号により取りまとめ、翌年度の5月末までに水産庁長官に報告するものとする。

コ 交付金の終了

支援交付金の交付は、次のいずれかに掲げる場合に終了する。

（ア）被支援者又は漁業集落が支援の終了を申し出た場合

（イ）被支援者又は漁業集落が本事業の支援対象となった事業を終了した場合

（ウ）被支援者が死亡又は解散した場合。ただし、支援対象となる事業を承継した

者（本交付金による被支援者としての適格性を有する者に限る。）が支援対象事業に係る交付条件の全てを継承する場合は、この限りでない。

（エ）初年度に被支援者が起業又は事業拡大により雇用の創出を行わなかった場合

（オ）被支援者が起業又は事業拡大した事業に従事させる目的で雇用した常勤者全員が退職し、解雇され、又これらの事業から外れた場合

（カ）その他事業実施主体である市町村が本事業を終了することが適当と判断した場合

サ 支援交付金の返還

（ア）市町村は、次のいずれかに掲げる場合に、支払った交付金の返還をこれらの者に求めるとともに、これらの者に対する交付金の支払を停止する。

a 支援交付金に係る被支援者又は漁業集落の不正な事実又は行為が判明した場合

b 新たに被支援者が適格性を有しない者に該当した場合

c 被支援者が漁業集落又は市町村に対して虚偽の報告を行った場合又は漁業集落が市町村に虚偽の報告を行った場合

d 被支援者又は漁業集落が本事業に関連して違法若しくは不法な行為を行った場合又は不当な利益を得た場合

e 当該年度に被支援者又は漁業集落が雇用創出活動を行わなかった場合

f 被支援者が適格性を有しない者であることが判明した場合

g 被支援者又は漁業集落が、集落協定に定められた取組の実施以外の目的に支援交付金を使用していると認められる場合

（イ）（ア）の対応を行った際は、速やかに当該事実を、市町村長は都道府県知事に、また、都道府県知事は水産庁長官に報告する。

（ウ）都道府県及び市町村は、交付金を返還するような事態を防止するため、本要綱等の規定並びに集落協定、実施計画書及び交付決定書で定められた事項を被支援者及び漁業集落が遵守するよう指導する。

シ 離島漁業新規就業者特別対策事業交付金との調整

市町村は、被支援者が、支援交付金と特別交付金で同種の支援を重複して受けることのないよう注意する。

（6）事業の実施期間等

ア 支援交付金の実施期間

支援交付金の実施期間は、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間とする。

イ 被支援者及び漁業集落に対する支援期間

支援交付金による被支援者及び漁業集落に対する支援期間は、最長 5 年間とする。

3 水産業改良普及事業交付金

（1）普及事業の内容

交付金の交付の対象となる普及事業の内容は、次のとおりとする。

ア 水産業普及指導員の設置

(8)の任用資格を有する者を水産業普及指導員(以下「普及指導員」という。)として設置すること。

イ 普及指導員の活動

- (ア) 計画的に担当する区域を巡回し、適切かつ効果的な普及活動を行うこと。
- (イ) 普及活動の円滑化を図るため、普及指導員室に巡回指導用の施設、普及指導員の活動に必要な機械、機材等を整備すること。
- (ウ) 漁業の動向及び漁業技術の進歩に対応し、的確な普及活動を推進するため、計画的な研修を実施し、普及指導員の資質の向上を図るとともに、国が実施する研修に普及指導員を派遣すること。
- (エ) その他効率的かつ効果的な普及活動に資する取組を行うこと。

(2) 普及事業の実施

都道府県知事は、普及事業を実施するに当たっては、(1)のア及びイの事業が相互有機的な関連を持って効率的に行われるよう努めるものとする。

(3) 普及事業の運営指針及び実施方針

ア 運営指針の策定

水産庁長官は、普及事業の効率的な運営を図るため、都道府県の意見を聴いて、次に掲げる事項を内容とする普及事業の運営に関する指針(以下「運営指針」という。)を定めるものとする。

- (ア) 普及指導体制の整備に関する基本的事項
- (イ) 普及活動の効率化に関する基本的事項
- (ウ) 普及指導員の資質の向上に関する基本的事項
- (エ) その他普及事業の運営に関する基本的事項

イ 実施方針の策定

普及事業を実施する都道府県知事は、運営指針を基本として、次に掲げる事項を内容とする普及事業の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)を定めるものとする。

- (ア) 普及指導体制の整備に関する基本的事項
- (イ) 普及活動の効率化に関する基本的事項
- (ウ) 普及指導員の資質の向上に関する基本的事項
- (エ) その他普及事業の運営に関する基本的事項

ウ 実施方針の報告

都道府県知事は、実施方針を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、水産庁長官に報告するものとする。

(4) 事業実施計画書の提出

普及事業を実施する都道府県知事は、水産庁長官が別に定めるところにより、毎年度水産業改良普及事業実施計画書を作成し、水産庁長官に提出するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(5) 普及組織の整備

ア 普及指導員の設置

都道府県は、普及事業を行うため、普及指導員を置くことができる。

普及指導員は、行政職の職員をもって充てる。

イ 普及指導員の配置

(ア) 普及指導員は、普及指導員室に配置するものとする。

(イ) 配置規程等

普及指導員の配置、駐在及び服務等に関して都道府県知事は、別に規程、要領等を定めるものとする。

(6) 普及指導員の職務

普及指導員は、次に掲げる業務を行う。

ア 試験研究機関と密接な連絡を保ち専門技術等に関する事項について調査を行うこと。

イ 漁業者に接触して技術及び知識の普及指導に当たること。

(7) 普及指導員の活動の円滑化

ア 都道府県は、普及指導員の行う調査及び普及活動と試験研究機関の行う普及事業に必要な新技術等の試験研究とが密接な連絡を保ちながら行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

イ 都道府県は、普及指導員の任務の遂行について、他の区域の普及指導員又は自己の区域の水産分野での男女共同参画及び漁村生活等の指導を行う職員（以下「男女共同参画等を担当する職員」という。）との連携を保ちつつ普及活動が円滑かつ効果的に遂行できるよう留意するものとする。

(8) 普及指導員の任用資格

次の資格のいずれかに該当する者でなければ、普及指導員に任用されることはできない。

ア 農林水産大臣（以下「大臣」という。）が実施する水産業普及指導員資格試験（別表 2 水産業普及指導員資格試験実施要領により実施）に合格した者

イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）、国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成 11 年法律第 199 号）による国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 70 号）による廃止前の独立行政法人水産大学校法（平成 11 年法律第 191 号）による独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 12 年政令第 333 号）による改正前の農林水産省組織令（平成 12 年政令第 253 号）による水産大学校又は旧農林水産省組織令（昭和 27 年政令第 389 号）による水産大学校（以下「水産大学校」と総称する。）において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者で、国若しくは地方公共団体の試験研究機関、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）による試験研究機関若しくは学校教育法による大学、水産大学校若しくは財団法人漁村教育会（昭和 23 年 5 月 1 日に財団法人漁村教育会という名称で設立された法人をいう。）全国漁業協同組合学校において、水産業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間若しくは水産業に関する技術についての普及指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が最近 15 年

のうち12年以上に達する者

ウ 外国において、イに規定する者に相当する学歴又は職歴を取得したと認められる者

エ 令和4年3月29日付けで廃止された水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年3月26日21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）第2の3の（8）のアの水産業普及指導員資格試験に合格した者

オ 平成22年3月26日付けで廃止された水産業改良普及事業推進要綱等の制定について（平成17年3月16日付け16水推第1023号農林水産事務次官依命通知）第9条の（1）の水産業普及指導員資格試験に合格した者

カ 平成17年4月1日付けで廃止された水産業改良普及事業推進要綱等の制定について（昭和40年4月21日付40水調第181号農林事務次官依命通知）別紙2の要領に基づき実施された水産業専門技術員資格試験に合格した者

（9）普及指導員の資質の向上

普及事業の主体は、普及指導員の教育的活動であり、普及指導員の能力が本事業の成否を左右するものであるから、これら職員の普及指導能力の向上を図ることが重要である。特に、最近における漁業技術の高度化、経営の近代化、漁業従事者の資質の向上等に対応できるよう普及指導能力を高めるため、国及び都道府県は、普及指導員の研修実施等により、その資質の向上に努めるものとする。

（10）関連施策との連携

ア 漁村生活に関する普及指導における男女共同参画等を担当する職員との連携

普及事業の目的を達成するためには、生活技術の向上と経営の近代化を促進するとともに、併せて漁村生活の合理的改善の普及指導が推進される必要がある。この重要な側面である漁村生活に関する普及指導については、普及指導員は常に男女共同参画等を担当する職員との連携を密にして本事業の総合的な効果が発揮されるよう努めるものとする。

イ 水産業に係る共同利用施設整備等との連携

水産業に係る共同利用施設整備等の推進に当たり、普及指導員は、その方針の樹立に参画し、必要な資料を提供し、特に実施過程においては技術的・経営的立場からの指導又は助言をする等、共同利用施設担当職員等と緊密な連携を図って相互に援助協力を行うものとする。

（11）漁業の担い手の育成確保

都道府県は、沿岸漁業等振興諸事業の推進と相まって、漁村における漁業の担い手を対象にそのグループ等の組織化を図るとともに、当該グループの組織的な学習、交流活動等により漁業の担い手の育成確保に努めるものとする。

（12）普及協力体制の育成

国及び都道府県は、各種の漁村の研究グループ、水産業改良普及協力団体等を育成強化するとともに、市町村、教育機関、漁業協同組合、漁業士（水産庁長官が別に定める漁業士をいう。）等との連携協力を保って、普及事業の円滑な推進と、その効果の波及促進を図るものとする。

4 水産業強化支援事業（水産業強化対策整備交付金及び水産業強化対策推進交付金をいう。以下同じ。）

（１）事業の内容

浜の活力再生プラン（漁業所得を 10%以上向上することを目的とするものに限る。）を上位計画とし、次のアからウまでに掲げる政策目的の実現に資するものとして都道府県が行う施策の実施を支援する。

ア 水産資源の持続的な利用・管理の推進

イ 水産業経営の強化

ウ 漁港機能の高度化

（２）都道府県知事は、別表 3 に掲げる（１）の政策目的を達成するための事業実施の方向性を示す目標（以下「政策目標」という。）に即して、達成しようとする具体的な水準を示した目標（以下「成果目標」という。）を定めるものとする。

（３）都道府県知事は、成果目標を達成するため、政策目標ごとに定める達成手段（以下「メニュー」という。）の中から適切なものを選択し、これを実施するものとする。

（４）（２）の政策目標ごとのメニュー、事業実施主体、採択基準及び交付率は、別表 1 に掲げるとおりとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、水産庁長官が特に必要と認める場合にあっては、別表 1 の V に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

（５）（２）のメニューの具体的な内容については、水産庁長官が別に定めるところによるものとする。

（６）本事業は、その内容により次のア及びイに区分する。

ア ハード事業

施設整備事業をいう。（附帯事業（施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓活動、実践的知識及び技術の習得活動等を実施する事業等）を含む。）

イ ソフト事業

ア以外の事業をいう。

（７）水産業強化支援事業の実施期間

水産業強化支援事業の実施期間は、平成 29 年度から令和 9 年度までとする。

（８）成果目標の目標年度

成果目標は、次のア及びイの期間内のいずれかの年度（以下 4 において「目標年度」という。）に達成しようとする目標として定めるものとする。

ただし、実施期間が単年度の場合であって、当該年度において達成しようとする目標として成果目標を定める場合には、当該年度を目標年度とする。

ア ハード事業

事業の終了年度から 3 年度以内

イ ソフト事業

事業の終了年度から 2 年度以内

(9) 成果目標の設定単位

- ア ハード事業であるメニューを実施する場合の成果目標は、当該メニューの実施地区ごとに定めるものとする。
- イ ソフト事業であるメニューを実施する場合の成果目標は、当該メニューを実施する都道府県ごとに定めるものとする。

(10) 水産業強化支援事業計画の策定等の手続

- ア 事業実施主体は、別記様式第5号及び添付資料に記載すべき事項を内容とする個別地区計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

なお、計画の範囲が複数の都道府県の区域に及ぶ場合は、関係者で調整を行い代表となる都道府県を定め、当該都道府県知事に提出するものとする。

- (ア) 個別地区計画の都道府県知事への提出は、事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合は市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施主体が都道府県の区域を対象とする漁業協同組合連合会である場合、事業の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合等、都道府県知事が適当と認める場合は、市町村長を経由せずに提出することができるものとする。

- (イ) 市町村長は、(ア)に基づき個別地区計画の提出があった場合は、事業実施主体が作成した個別地区計画について必要な指導及び調整を行い、都道府県知事に提出するものとする。

- (ウ) 市町村が事業実施主体となる場合にあっては、市町村長は個別地区計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

- イ 都道府県知事は、アにより提出された個別地区計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別記様式第5号により水産業強化支援事業計画を作成し、水産庁長官（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。（12）において同じ。）に提出するものとする。

- ウ 内閣府沖縄総合事務局長は、イにより提出された水産業強化支援事業計画の写しを速やかに水産庁長官に送付するものとする。

- エ 水産庁長官は、イにより提出された水産業強化支援事業計画の審査に当たっては、成果目標を定めた事業ごとに、実施要件を満たしているかどうか、成果目標が妥当であるかどうか及びその実施により成果目標の達成が可能かどうかを審査し、適切であると認める場合には、交付金の配分の対象とするものとする。

- オ 水産庁長官は、5の(5)のイの(ア)の規定により承認された事業計画であって、本事業の実施要件を全て満たしているものについては、エの規定により適切であると認められた事業計画とみなし、交付金の配分の対象とすることができるものとする。この場合、当該事業計画に基づき過年度に実施してきた事業は、本事業に移行したものとみなし、交付率は本事業で定める率とする。

カ 個別地区の実施期間

- (ア) 個別地区の事業実施期間は、原則として単年度とする。

- (イ) 次のaからcまでを全て満たすものについては、(ア)によらず3年を上限に複数年度にわたることを認めるものとする。なお、事業実施期間が複数年であっても、交付決定は単年度ごとに行うものとし、以降の年度における交付の

担保は行わないものとする。

- a ハード事業であること。
- b 年度間の施工区分を明確にできるものであること。
- c 資源増養殖目標、経営構造改善目標及び加工流通構造改善目標にあっては、事業費が5千万円以上であること。

(ウ) オの規定により移行する事業については、複数年度にわたる事業として取り扱うこととし、実施期間は過年度に実施した期間を合計して3年度を上限とする。

(11) 水産業強化支援事業の配分

ア ハード事業への配分

(ア) 水産庁長官は、水産業強化支援事業計画における成果目標について、別表4に基づきポイント付けを行い、交付金の配分に用いるものとする。

(イ) 交付金の年度当初配分については、政策目標ごとに、その予算の範囲内において、(ア)に基づくポイント数の多い事業から順に配分することとする。

ただし、附帯事業の配分額の総額は、ハード事業の配分額の総額の1割以内とする。

(ウ) 交付金の年度当初配分後、同一年度内で追加配分を行う場合は、次のa及びbのとおり取り扱う。

ただし、附帯事業の配分額の総額は、ハード事業の配分額の総額の1割以内とする。

- a 追加配分に当たり、新たに追加された個別地区計画がない場合は、前回の順位に基づき未配分の事業（配分事業の最下位となり配分額が満額ではない事業の未配分部分を含む。以下同じ。）に対し順に配分を行う。
- b 追加配分に当たり新たに計画に追加された個別地区計画がある場合は、当該追加個別地区計画のみを対象として(ア)のポイント付けを行い、これを偏差値に変換した上で、同様に配分回ごとのポイント付け結果を偏差値に変換した未配分の事業と比較し、偏差値の高い事業から順に配分することとする。

(エ) (10) のカの(イ)に基づく複数年度にわたる事業の2年目以降の事業については、単年度事業よりも優先的に配分するものとする。

(オ) 水産庁長官は、(ア)から(エ)までによる配分の結果について、水産業強化支援事業計画の提出のあった都道府県知事に通知するものとする。

(カ) 配分対象となった個別地区計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の個別地区計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると水産庁長官が認める場合は、この限りではない。

イ ソフト事業への配分

ソフト事業については、政策目標ごとに、その予算の範囲内において要望額に基づき配分する。

ウ 本要綱に定めがない場合の交付金の配分については、公平かつ客観的な方法に

より行うものとする。

(12) 水産業強化支援事業計画の変更

ア 交付金の交付を受けた都道府県知事は、次に基づき水産業強化支援事業計画の変更ができるものとする。

(ア) 成果目標の達成に資する場合には、交付率の範囲内で、水産業強化支援事業計画における交付金の配分を変更することができるものとする。

(イ) (ア) の場合においては、水産庁長官に対する水産業強化支援事業計画の変更の協議を要しない。

(ウ) (ア) の場合のほか、水産業強化支援事業計画の変更を行うに当たっては、次に定める場合を除き、水産庁長官に対する変更の協議を要しないものとする。

a 成果目標の新設、変更又は廃止を行う場合

b ハード事業の実施地区又は実施主体を変更する場合

c ハード事業における附帯事業の新設又は廃止を行う場合

d ソフト事業における交付金要望額の交付率ごとの合計を増額する場合

e 漁港機能高度化目標のうち防災対策において、災害に強い漁業づくり事業基本計画の変更に伴う場合

イ アの(ウ)の変更の協議は、別記様式第6号により行うものとする。

ウ 内閣府沖縄総合事務局長は、沖縄県知事からイによる書類の提出を受けた場合、速やかに水産庁長官にその写しを送付するものとする。

(13) 事後評価

ア 交付金の交付を受けた都道府県知事は、目標年度の翌年度の7月末日までに水産業強化支援事業計画の成果目標の達成状況を評価し、その結果を別記様式第7号により水産庁長官に報告するとともに、事後評価の内容及び評価の結果を公表するものとする。

イ 交付金の交付を受けた都道府県知事は、アの評価を行うに当たっては、その客観性及び公平性を担保するための体制の整備に努めるものとする。

ウ 水産庁長官は、アに定める報告を受けた場合は、成果目標の達成状況を踏まえ、(14)のアに定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

エ 漁港機能高度化目標のうち防災対策及び(4)ただし書の規定による緊急対策のうち施設の機能向上を伴わない現状復旧等のために実施するものについては、アの対象から除くものとする。

(14) 水産業強化支援事業計画の成果目標の達成状況に対する措置

ア 水産庁長官は、目標年度における成果目標が達成されていない場合には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる措置を講ずるものとする。

(ア) 都道府県知事に対し、目標年度の翌年度において成果目標を達成すべき旨の指導を行うとともに、改善期間を定めて、当該成果目標を達成するための改善計画の提出を求めること。

(イ) 成果目標が達成されていないことについてやむを得ない事情があるとは認められない場合には、配分額の減額等の措置を講ずること。

(ウ) (ア) の改善計画の期間の終了後においても成果目標が達成されていない場合において、諸般の事情を勘案してもなお成果目標が達成されていないことについて合理的な理由がないと認められるときは、交付した交付金の全部又は一部の返還を求めること。

イ 都道府県知事は、アの(ア)の改善計画の提出が求められた場合、別記様式第8号により改善計画を作成して水産庁長官に協議するとともに、改善計画策定後3年間は、別記様式第9号により履行状況報告書を水産庁長官に提出するものとする。

ウ このほか、事業実施主体は、目標年度における成果目標が達成されていない場合には、アの措置及び別途定める通知に従って必要な措置を講ずるものとする。

(15) 水産業強化支援事業計画等の提出

(13) の事後評価並びに(14) の改善計画の協議及び履行状況報告については、沖縄県知事にあつては、内閣府沖縄総合事務局を経由して水産庁長官に提出するものとする。

(16) 男女共同参画の推進

事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号）に基づく女性対策の着実な推進に配慮するものとする。

(17) 漁獲量等の報告

事業実施主体は、水産庁長官又は都道府県知事が資源評価及び資源管理を行うために必要があると認める場合において、魚種別の漁獲量、操業の状況、資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。

5 水産業競争力強化緊急施設整備事業

(1) 事業の内容

浜の活力再生広域プラン（広域浜プランの策定及び関連施策の連携について（平成28年1月20日付け27水港第2627号農林水産事務次官依命通知）第2の1に掲げるものをいう。以下同じ。）の承認を受けた漁村地域において、事業実施主体が実施する競争力強化のための施設整備及び産地市場の統廃合を推進するための施設整備に必要な経費を補助する。

(2) 事業メニュー

ア 事業メニュー、事業実施主体、採択基準及び補助率は、別表1に掲げるとおりとする。

イ 事業メニューの具体的な内容については、水産庁長官が別に定めるところによるものとする。

(3) 事業実施期間

事業の実施期間は、原則として単年度とする。

ただし、単年度に完了することが困難な場合であつて、年度間の施工区分を明確にできるものに限り、最大3ヵ年までの事業期間とすることができるものとする。

なお、事業期間が複数年であっても、交付決定の対象は単年度ごとに行うものとし、以降の年度における交付の担保は行わないものとする。

(4) 成果目標の設定

ア 事業実施主体は、(1)の目的に即して、達成しようとする具体的な水準を示した目標（以下「成果目標」という。）を定めるものとする。

イ 成果目標は、事業実施地区ごとに定めるものとする。

ウ 成果目標は、事業の終了年度から3年度以内のいずれかの年度（以下5において「目標年度」という。）に達成しようとする目標として定めるものとする。ただし、実施期間が単年度の場合であって、当該年度において達成しようとする目標として成果目標を定める場合には、当該年度を目標年度とする。

(5) 事業計画

ア 事業計画の申請

(ア) 事業実施主体は、事業を実施しようとする場合には、別記様式第10-1号により、施設整備事業計画を策定し、水産庁長官に承認を申請するものとする。

なお、当該承認申請に際しては、事前に当該事業計画で整備予定の施設の位置付けを含む浜の活力再生広域プランの承認を要するものとする。

また、事業実施主体は、施設整備事業計画において、関連する浜の活力再生広域浜プラン又は浜の活力再生プランに基づく各種の取組の効果全体として、施設完成後5年以内に受益対象漁業者の漁業所得を10%以上向上させる取組の目標（K P I）を定め、当該目標の達成を目指すものとする。

(イ) 事業実施主体は、施設整備事業計画の申請において、事業実施主体が市町村の場合は都道府県知事を、事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合は市町村長及び都道府県知事を経由するものとする。

なお、計画の範囲が複数の市町村に係る場合は、関係者で調整を行い、代表となる市町村を経由機関とするものとする。また複数の都道府県に係る場合も同様とする。

(ウ) 都道府県知事は、自ら事業実施主体となる場合又は(イ)の経由機関となる場合は、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を経由して、その他の都道府県にあっては直接、水産庁長官に申請を行うものとする。

イ 事業計画の承認

(ア) 水産庁長官は、アの(ア)により申請された事業計画を審査し、適切と認められる場合には、予算の範囲内において当該事業計画を承認するものとする。

(イ) 水産庁長官は、(ア)の承認を行った場合は、事業実施主体に対し、別記様式第10-2号によりその旨を通知するものとする。なお、承認申請がアの(イ)及び(ウ)による経由機関を経たものである場合は、当該機関を経由して通知するものとする。

(ウ) 水産庁長官は、(ア)により承認した事業計画について、補助金の対象とするものとする。

なお、補助金の対象としては、(3)のただし書に基づく複数年にわたる事業の2年目以降の事業に要する額を優先するものとする。

(エ) 水産庁長官は、(ア)の承認においては、別表5に基づくポイント付けを行い、ポイントの多い事業計画から順に承認することとする。

(オ) 本要綱に定めのない場合の計画の承認順位については、公平かつ客観的な方法により行うものとする。

ウ 事業計画承認の特例

(ア) 事業実施主体は、事業の完了までに浜の活力再生広域プランの承認が得られる見込みがある場合は、アの(ア)のなお書の規定によらず、浜の活力再生広域プランの承認以前に事業計画の申請を行うことができるものとする。

(イ) 水産庁長官は、(ア)に基づき申請された事業計画について、事業の完了までに浜の活力再生広域プランの承認が得られなかった場合、当該事業計画の承認を取り消すことができるものとする。

エ 事業計画の変更

(ア) 水産庁長官の承認が必要となる事業計画の重大な変更は、次に掲げるものとする。

- a 事業の中止又は廃止
- b 事業実施主体又は管理主体の変更
- c 施行箇所及び設置場所の変更
- d 事業費の3割を超える変更又は国費の増額を伴う変更
- e 施設等の新設又は廃止

(イ) (ア)に定める事業計画の重大な変更を行うときは、ア及びイに準じて行うものとする。

オ 事業計画の承認の取消し

(ア) 水産庁長官は、以下のいずれかに該当する場合は、実施計画の承認の一部又は全部を取り消すことができるものとする。

- a 事業実施主体から事業の中止又は廃止の申請があった場合
- b 事業計画の承認後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなつたと認められる場合
- c その他水産庁長官が特に必要と認める場合

(イ) 水産庁長官は(ア)により実施計画の承認の一部又は全部を取り消した場合、その旨を別記様式第10-3号により事業実施主体に通知するものとする。

なお、事業実施主体実施者への通知は、事業実施主体の種類に応じ、アの(イ)及び(ウ)の経由機関を経由するものとする。

(6) 事後評価

ア 都道府県知事は、実施計画に定められた成果目標の達成状況について評価を行い、別記様式第10-4号により、原則として、目標年度の翌年度の7月末日までに水産庁長官に報告するものとする。なお、事業評価書の作成は、別途定める評価手法・対応措置に基づき実施することとする。

イ 水産庁長官は、アの事後評価の報告を受けた場合には、その内容について検証を行うものとする。なお、当該検証は、都道府県知事による事後評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し、適正になされ

ているものかどうかについて行うものとし、都道府県知事による事後評価が適切になされていないと判断される場合には、当該都道府県知事に対し、再度適切に評価を実施するよう指導を行うものとする。

ウ 水産庁長官は、イの検証の結果、施設整備事業計画に定められた成果目標が達成されていないと判断される場合には、都道府県知事に対し、目標年度の翌年度において改善計画を策定して成果目標を達成すべき旨の指導を行うものとする。
この場合において、当該都道府県知事は、当該取組の終了後、その評価をアに準じて報告するものとする。

エ ウにより実施した取組の評価については、アからウまでに準じて行うものとする。

オ 都道府県知事は、イ及びエの評価結果を公表するものとする。

カ 水産庁長官は、事業の実施効果その他の本事業の実施に必要な事項に関する調査を必要に応じて行うとともに、その内容を公表することができるものとする。

キ アからエまでの報告及び指導については、（５）のアの（ウ）の経由機関を経由して行うものとする。

6 被災地次世代漁業人材確保支援事業

（１）事業の内容等

事業内容、事業実施主体、補助率等については、運用通知の第２の６の（３）及び別表１に掲げるとおりとする。

（２）事業実施期間

事業の実施期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間とする。

（３）事業計画の策定及び審査

ア 県知事は、別記様式第１１号により、事業計画を策定し、水産庁長官に承認を受けるものとする。

イ 水産庁長官は、事業計画の審査に当たって、事業内容が妥当であるかどうか及びその実施により事業目的の達成が可能かどうかを審査し、適切であると認める場合には、補助を行うものとする。

（４）事業計画の変更

ア 県知事は、事業計画を変更できるものとする。ただし、事業を中止又は廃止する場合は、水産庁長官に事業計画の変更の承認を受けるものとする。

イ アによる事業計画の変更の提出は、別記様式第１２号により行うものとする。

7 海洋環境の変化に対応した養殖生産構造改革事業

（１）事業の内容等

事業内容、事業実施主体、補助率等については、運用通知の第２の７に掲げるとおりとする。

（２）事業実施期間

事業の実施期間は、令和５年度から令和６年度までとする。

（３）事業計画の策定及び審査

ア 都道府県知事は、別記様式第 13 号により、事業計画を策定し、水産庁長官に承認を受けるものとする。

イ 水産庁長官は、事業計画の審査に当たって、事業内容が妥当であるかどうか及びその実施により事業目的の達成が可能かどうかを審査し、適切であると認める場合には、補助を行うものとする。

(4) 事業計画の変更

ア 都道府県知事は、事業計画を変更できるものとする。ただし、事業を中止又は廃止する場合は、水産庁長官に事業計画の変更の承認を受けるものとする。

イ アによる事業計画の変更は、別記様式第 14 号により行うものとし、水産庁長官に承認を受けるものとする。

(交付の対象及び交付率等)

第 5 大臣は、都道府県又は市町村が本要綱に基づいて行う事業（以下「交付金等事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金等交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金等を交付する。

(流用の禁止)

第 6 別表 1 の区分の欄に掲げる I から IX までの交付金等については、それぞれ相互に流用してはならない。

2 別表 1 の区分の欄の I の経費の欄に掲げる漁業調整委員会と内水面漁場管理委員会との運営に要する経費に係る交付金については、相互に流用してはならない。

3 別表 1 の区分の欄の V の経費の欄に掲げる 1 の（3）、2 の（3）、3 の（3）及び 4 の（3）以外の経費を 1 の（3）、2 の（3）、3 の（3）及び 4 の（3）に流用してはならない。

(申請手続)

第 7 規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別紙様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、交付金等の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣（沖縄県内にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。第 12 及び第 20 第 1 項を除き以下同じ。）に提出しなければならない。

2 都道府県又は市町村は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該交付金等に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率又は補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金等に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りではない。

(交付申請書の提出期限)

第8 規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、水産庁長官が別に通知する日までとする。

(交付金等の交付及び交付決定の通知)

第9 大臣は、第7第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金等を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県又は市町村にその旨を通知するものとする。

2 国は、事業計画（漁業調整委員会等交付金を除く。）を提出した都道府県知事等に対して、予算の範囲内において、交付金等を、この要綱に定めるところにより交付するものとする。

3 水産業強化支援事業及び水産業競争力強化緊急施設整備事業の推進に必要な資金については、水産庁長官が別に定めるところにより、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）資金及び漁業近代化資金の融通を受けることができるものとする。

4 交付金の交付を受けた都道府県知事が、市町村に対して、交付を受けた交付金を交付する場合には、この要綱に準じて、市町村の自主性を活かした水産施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。

(申請の取下げ)

第10 都道府県又は市町村は、第7第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第9第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第11 都道府県又は市町村は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別紙様式第2号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第12に定める軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 交付金等事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第12に定める軽微な変更を除く。

(3) 交付金等事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合の他、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。

3 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第12 規則第3条第1号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 別表1の区分の欄に掲げるⅡの交付金において、水産業普及指導員の設置数の10%を超える減

ただし、水産業普及指導員の12カ月未満の設置の取扱いについては、次のいずれかに該当するときは、当該年度に1名設置されたものとみなす。

ア 当該年度において1人の水産業普及指導員の在職期間が延べ6カ月以上に達する場合

イ 当該年度において2人以上の水産業普及指導員の在職期間が延べ6カ月以上に達する場合

(2) 別表1の区分の欄に掲げるⅢの交付金のうち経費の内容の欄に掲げる(1)において、一般離島(本要綱第4の1の(1)のウの(ア)に規定する離島)に対する交付額と特認離島(本要綱第4の1の(1)のウの(イ)に規定する離島)に対する交付額の相互間における経費の30%を超える増減

(3) 別表1の区分の欄に掲げるⅢの交付金のうち経費の内容の欄に掲げる(2)において、事業内容の追加又は削除

(4) 別表1の区分の欄に掲げるⅢの交付金のうち経費の内容の欄に掲げる(3)において、経費の内容の欄に掲げるア及びイの経費の相互の流用、アの(ア)、(イ)及び(ウ)の経費の相互間における30%を超える増減又は事業内容の追加若しくは削除

(5) 別表1の区分の欄に掲げるⅣの交付金において、事業内容の追加又は削除

(6) 別表1の区分の欄に掲げるⅤ及びⅥの交付金において、別紙様式第1号第2の事業内容における成果目標の新設、変更及び廃止。ただし、当該年度における交付額の変更を伴わない場合であって、本要綱第4の4の(12)に基づく事業計画の変更の承認を受けた場合を除く。

(7) 別表1の区分の欄に掲げるⅤの交付金において、別紙様式第1号第2の事業内容における事業の実施地区の新設、変更及び廃止並びに事業実施主体の変更

(8) 別表1の区分の欄に掲げるⅤの交付金において、別紙様式第1号第2の事業内容における附帯事業費の新設又は廃止

(9) 別表1の区分に掲げるⅤの交付金において、交付金要望額の交付率ごとの合計を増額する場合

(10) 別表1の区分の欄に掲げるⅦの補助金において、次に掲げる変更

ア 経費の配分の変更

事業費の30%を超える増減又は国庫補助金の増

イ 事業内容の変更

(ア) 施設等の新設又は廃止

(イ) 事業実施主体又は管理主体の変更

(ウ) 施行箇所及び設置場所の変更

(事業遅延の届出)

- 第 13 都道府県又は市町村は、交付金等事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付金等事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別紙様式第 3 号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第 14 都道府県又は市町村は、交付金等事業の交付決定に係る年度の 9 月末日現在において、別紙様式第 4 号により遂行状況報告書を作成し、10 月末日までに大臣に提出しなければならない。ただし、別紙様式第 5 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 大臣は、前項による報告のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県又は市町村に対して当該交付金等事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

- 第 15 都道府県又は市町村は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別紙様式第 5 号の概算払請求書を長官及び官署支出官に提出しなければならない。
- なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書きに基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。
- 2 都道府県及び市町村は、概算払により間接補助事業にかかる補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

- 第 16 規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別紙様式第 6 号のとおりとし、都道府県又は市町村は、交付金等事業が完了したとき（第 11 第 1 項第 3 号による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 箇月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金等の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 都道府県又は市町村は、交付金等事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別紙様式第 7 号により作成した年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 第 7 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県又は市町村は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金等に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額等から減額して報告しなければならない。
- 4 第 7 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県又は市町村は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金等に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式第 8 号の

消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金等に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、交付金等の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(交付金等の額の確定等)

- 第17 大臣は、第16第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金等事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金等の額を確定し、都道府県又は市町村に通知するものとする。
- 2 大臣は、都道府県又は市町村に交付すべき交付金等の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金等が交付されているときは、その超える部分の交付金等の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金等の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該交付金等の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第18 大臣は、第11第1項第3号の規定による交付金等事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第9第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 都道府県又は市町村が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 都道府県又は市町村が、交付金等を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 都道府県又は市町村が、交付金等事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金等事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (7) 別表1の区分の欄に掲げるⅢ、Ⅳ及びⅥの交付金の間接補助事業者（100%同一の資本に属するグループ企業を含む。）又はその所有する若しくは使用する漁船が、IUU漁業に従事したとしてWTOに通報された場合又はRFMOsが作成するIUU漁業一覧表に掲載された場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金等が交付されているときは、期限を付して当該交付金等の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前

項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金等の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第 2 項の規定による交付金等の返還及び前項の加算金の納付については、第 17 第 3 項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

（特許権等）

第 19 都道府県又は市町村は、交付金等の事業の結果得られた技術開発が特許権、実用新案権又は意匠権（以下「特許権等」という。）の対象となるときは、遅滞なく当該特許権等を取得するための手続をとるとともに、別紙様式第 9 号の特許権等出願届出書を大臣に提出しなければならない。

- 2 都道府県又は市町村は、前項の規定により特許権等を取得したときは、遅滞なく別紙様式第 10 号の特許権等取得届出書を大臣に提出しなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、1 の規定により取得した特許権等の利用又は処分については、大臣の指示に従わなければならない。

（財産の管理等）

第 20 都道府県又は市町村は、交付対象経費（交付金等事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金等事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金等交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産処分の制限）

第 21 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

- 3 都道府県又は市町村は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

- 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

第 22 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

（交付金等の経理）

第 23 都道府県又は市町村は、交付金等事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して

交付金等事業の収入及び支出を記載し、交付金等の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 都道府県又は市町村は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付金等事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別紙様式第11号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び第24に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金等調書)

- 第24 都道府県又は市町村は、当該交付金等事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別紙様式第12号による交付金等調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第25 都道府県又は市町村は、第7第1項の規定による交付の申請、第10の規定による申請の取下げ、第11第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第14の規定による状況報告、第15の規定による概算払請求、第16第1項による実績報告、第16第4項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び第21第3項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 都道府県又は市町村は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
 - 3 大臣は、第1項の規定により交付申請等が行われた都道府県又は市町村に対する通知、承認、指示及び命令については、都道府県又は市町村が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
 - 4 都道府県又は市町村が第2項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

- 第26 都道府県又は市町村は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第7から第22までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱に従うべきこと。
 - (2) 都道府県又は市町村により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の

耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、都道府県又は市町村の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県又は市町村による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

（ア）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

（イ）本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

（3）前号による都道府県又は市町村の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県又は市町村に納付させることがあること。

2 都道府県又は市町村は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

（1）間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（2）間接補助事業者は、（1）により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙様式第 13 号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

3 都道府県又は市町村は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

4 都道府県又は市町村は、第 1 項第 2 号により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第 1 項第 2 号ただし書の場合にあっては、第 9 による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に大臣の承認を受けたものとする。

5 都道府県又は市町村は、第 1 項第 3 号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

6 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第 1 項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

7 都道府県又は市町村は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

ない。

（基本的事項の公表）

第 27 都道府県は、国の沿岸漁業改善資金造成費補助金を受けて造成した沿岸漁業改善資金（以下「基金」という。）の名称、基金の額、国費相当額、基金事業等の概要、貸付対象となる資金の種類の貸付に当たっての申請方法及び決定、審査基準及び審査体制を公表しなければならない。

（使用見込みの低い基金等の返納）

第 28 都道府県は、基金収支の実績と見込みにより基金規模の算定を行い、基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大である場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金の一部に相当する金額を国に納付するものとする。

（他用途使用の禁止）

第 29 基金は、沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等育成確保資金の貸付以外の用途に使用してはならない。

（指導及び助言）

第 30 水産庁長官は、第 14 の規定に基づき報告を受けた事業計画の実施状況が低い水準に止まっている場合には、都道府県知事等に対し、その理由及び成果目標達成の見通しを明らかにすることを求めるとともに改善の指導を行うものとする。

（委任）

第 31 水産関係地方公共団体交付金等の交付の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、水産庁長官が別に定めることとする。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 水港第 2556 号）

- 1 この要綱は、令和 4 年 3 月 29 日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、水産関係地方公共団体交付金等交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日 21 水港第 2632 号農林水産事務次官依命通知）及び水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成 22 年 3 月 26 日 21 水港第 2631 号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2 による廃止前の水産関係地方公共団体交付金等交付要綱及び水産関係地方公共団体交付金等実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。
- 4 この要綱の施行の際、既に造成された沿岸漁業改善資金については、この通知の規定に準じて管理・運営するものとする。

附 則（令和 4 年 12 月 2 日付け 4 水港第 1870 号）

- 1 この通知は、令和 4 年 12 月 2 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱の規定により行うこととされている令和 4 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和５年３月２８日付け４水港第２３８９号）

- １ この通知は、令和５年４月３日から施行する。
- ２ この通知による改正前の要綱の規定により行うこととされている令和４年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和５年１１月２９日付け５水港第１７５８号）

この通知は、令和５年１１月２９日から施行する。

附 則（令和６年１月２６日付け５水港第２３５０号）

この通知は、令和６年１月２６日から施行し、令和６年１月１日以降の事業実施主体が行う取組について適用する。

附 則（令和６年３月２９日付け５水港第２３９８号）

この通知は、令和６年４月１日から施行する。

別表 1（第 4 の関係）				
区 分	経 費	事業実施主体	採択基準	交付率 又は補助率
Ⅰ 漁業調整委員会等 交付金	1 漁業調整委員会費 漁業調整委員会が漁業法、水産資源保護法その他の漁業に関する法令を実施するために要する経費。	都道府県		定額
	2 内水面漁場管理委員会費 内水面漁場管理委員会が漁業法、水産資源保護法その他の漁業に関する法令を実施するために要する経費。			
Ⅱ 水産業改良普及事 業交付金	1 普及指導員設置費 都道府県が行う水産業普及指導員の設置に要する経費。	都道府県		定額
	2 普及指導員活動費 都道府県が設置した水産業普及指導員による巡回指導、普及活動機材の設置、研修会の参加、研修会の開催等の普及活動に要する経費。			
Ⅲ 離島漁業再生支援 交付金	（１）離島漁業再生事業交付金 市町村が第４の１の（１）のオの（イ）に掲げる活動を行う第４の１の（１）のオの（ア）に規定する対象漁業集落に対して交付金を交付するのに要する経費の全部又は一部に充てるために、都道府県が市町村に対し交付金を交付するのに要する経費。	市町村		定額
	（２）離島漁業新規就業者特別対策事業交付金 市町村が第４の１の（２）のオの（ウ）の a に規定する支援の対象となる第４の１の（２）のオの（ア）に規定する対象漁業集落に対して交付金を交付するのに要する経費の全部又は一部に充てるために、都道府県が市町村に対し交付金を交付するのに要する経費。	市町村		定額
	（３）離島漁業再生支援推進交付金 基本交付金、特別交付金及び支援交付金に係る地方公共団体の事務に必要な経費。 ア 都道府県推進事業費 都道府県が第４の１の（３）のイの（ア）に掲げる事務を実施するのに要する次の経費。 （ア）推進指導事務に要する経費 （イ）審査等事務に要する経費 （ウ）その他推進事業の実施に要する経費 イ 市町村推進事業費 市町村が第４の１の（３）のイの（イ）に掲げる事務を実施するのに要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県が市町村に対し交付金を交付するのに要する次の経費。 （ア）推進等事務に要する経費 （イ）確認事務に要する経費 （ウ）交付事務に要する経費	都道府県		定額
		市町村		定額
Ⅳ 特定有人国境離島 漁村支援交付金	市町村が第４の２の（５）のエに掲げる雇用創出活動を行う第４の２の（５）のウに規定する被支援者又は第４の２の（５）のイに規定する雇用創出活動を支援する漁業集落に対して交付金を交付するのに要する経費の全部又は一部に充てるために、都道府県が市町村に対し交付金を交付するのに要する経費。	市町村		定額
Ⅴ 水産業強化対策整 備交付金	1 資源増養殖目標 （１）事業費 つくり育てる漁業の推進を図るため、次のアからカまでに掲げる水産資源増養殖施設及び内水面施設の整備を行うため要する経費（附帯事業を除く。）。 ア 養殖施設の整備 イ 海面資源増殖施設の整備 ウ さけ・ます増殖施設の整備 エ 内水面増殖施設の整備	水産庁長官が別に定める。	環境との調和に配慮した水産資源の維持・増養殖及びその安定供給又は、内水面地域の活性化に資するものであること	水産庁長官が別に定める。
			水産庁長官が別に定める一部施設については、費用・	

	オ ノリ養殖競争力強化に資する整備 カ その他浜の活力再生プランで必要となる取組		便益分析（B/C ≥ 1（計画単位））	
	（２）附帯事務費 ア 都道府県附帯事務費 都道府県が、（１）の事業の実施に係る指導等を行うため要する経費。 イ 市町村附帯事務費 市町村が、（１）の事業の実施に係る指導等を行うため要する経費。			定額（1/2 以内）
	（３）附帯事業費 施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓活動、実践的知識、技術の習得活動等を実施するため要する経費。			定額（1/2 以内）
	2 経営構造改善目標 （１）事業費 水産業の生産基盤としての共同利用施設等の整備により、効率のかつ安定的な漁業経営の育成を図るため漁業共同利用施設の整備を行うため要する経費（附帯事業を除く。）。	水産庁長官が別に定める。	費用・便益分析（B/C ≥ 1（計画単位）） ただし、水産庁長官が別に定める一部施設については、B/Cを1.0とみなすことができる。	水産庁長官が別に定める。
	（２）附帯事務費 ア 都道府県附帯事務費 都道府県が、（１）の事業の実施に係る指導等を行うため要する次の経費。 （ア）漁業経営構造改善指導職員設置に要する経費 （イ）事業実施指導に要する経費 （ウ）事業推進協議会に要する経費 イ 市町村附帯事務費 市町村が、（１）の事業の実施に係る指導等を行うため要する経費。			定額（1/2 以内）
	（３）附帯事業費 施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓活動、実践的知識及び技術の習得活動、地域の実態に合わせた機器改良（施設の維持管理にかかるものは除く。）等を実施するため要する経費。			定額（1/2 以内）
	3 加工流通構造改善目標 （１）事業費 水産業の生産基盤としての共同利用施設等の整備により、効率のかつ安定的な水産業経営の育成を図るため加工流通共同利用施設の整備を行うため要する経費（附帯事業を除く。）。	水産庁長官が別に定める。	費用・便益分析（B/C ≥ 1（計画単位）） ただし、水産庁長官が別に定める一部施設については、B/Cを1.0とみなすことができる。	水産庁長官が別に定める。
	（２）附帯事務費 ア 都道府県附帯事務費			定額（1/2 以内）

	都道府県が、（１）の事業の実施に係る指導等を行うため要する経費。 イ 市町村附帯事務費 市町村が、（１）の事業の実施に係る指導等を行うため要する経費。 （３）附帯事業費 施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓活動、実践的知識及び技術の習得活動、地域の実態に合わせた機器改良（施設の維持管理にかかるものは除く。）等を実施するため要する経費。			定額（1/2 以内）
	4 漁港機能高度化目標 （１）事業費 ア 機能向上対策 漁港漁場の高度利用及び付加価値創造型漁業地域づくりに必要な施設整備を促進する事業を行うため要する経費（附帯事業を除く。）。 イ 防災対策 防災・減災対策に取り組む漁港及び漁村において、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止及び被災時の応急対策に資する事業を行うため要する経費（附帯事業を除く。）。 ウ 活性化対策 漁港・漁村において、交流を通じた活性化対策に資する事業に要する経費（附帯事業を除く）。 （２）附帯事務費 ア 都道府県附帯事務費 都道府県が、（１）の事業の実施に係る指導等を行うため要する経費。 イ 市町村附帯事務費 市町村が、（１）の事業の実施に係る指導等を行うため要する経費。 （３）附帯事業費 施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓活動、実践的知識、技術の習得活動等を実施するため要する経費。	水産庁長官が別に定める。	費用・便益分析（B/C ≥ 1（計画単位）） 災害に強い漁業地域づくり事業基本計画の達成のために事業の実施が適当であると認められるものであること。 費用・便益分析（B/C ≥ 1（計画単位）） ただし、B/Cを1.0とみなすことができる。 費用・便益分析（B/C ≥ 1（計画単位））	水産庁長官が別に定める。 水産庁長官が別に定める。 水産庁長官が別に定める。
VI 水産業強化対策推進交付金	1 資源管理目標 水面利用調整及び密漁防止対策を推進するため、次の（１）及び（２）の事項を行うため要する経費。 （１）水面利用調整の推進 （２）密漁防止対策の推進	水産庁長官が別に定める。	（１）については、漁場利用の調整、実態調査等や国際漁場に隣接する境界水域における操業の管理等に資するものであること。 （２）については、密漁防止のための広域な関係者による取組に資するものであること。	定額(1/2 以内)
	2 資源増養殖目標 つくり育てる漁業の推進を図るため、次の（１）から（５）までに掲げる事項を行うため要する経費。	水産庁長官が別に定める。	（１）については、内水面の水産資源の回復のための	定額(1/2 以内)

	(1) 内水面水産資源の調査・指導 (2) 甚大な被害を及ぼす災害等における内水面水産資源の復旧 (3) 養殖生産工程の管理 (4) 地下海水の試掘調査 (5) その他浜の活力再生プランで必要となる取組		各種施策を図るための調査や指導であること。 (2) については、災害による被害を受けた内水面の水産資源の回復に資するものであること。 (3) については、養殖水産物の危害の未然防止と養殖水産物全般に係る消費者の信頼性の向上が図られるものであること。 (4) については、陸上養殖施設（養殖用種苗生産施設を含む。）に用いる地下海水の取水施設の設置を目的に行う調査であること。 (5) については、浜の活力再生プランの目標達成に必要なとなる取組に限る。	
	3 漁港機能高度化目標 (1) 防災対策推進事業 漁港や漁村における、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止及び被災時の応急対策に資する各種取組を支援することにより、災害に強い漁業地域づくりの実現を図るための防災対策事業を行うため要する経費。 (2) 活性化対策推進事業 漁港・漁村特有の地域資源である海業支援施設や文化的景観施設の整備効果の向上・持続性確保に係る取組や、漁港・漁村地域における交流面で必要な人材育成、町並み保全の検討、民間ノウハウの活用等の各種取組を支援することによる、漁業地域の活性化を図るための事業を行うため要する経費。	水産庁長官が別に定める。	災害に強い漁業地域づくり事業基本計画の達成のために事業の実施が適当であると認められるものであること。	定額（1/2 以内）
VII 水産業競争力強化 緊急施設整備事業	1 事業費 浜の活力再生広域プランの承認を受けた漁村地域において、事業実施主体が競争力強化のための施設整備及び産地市場の統廃合を推進するための施設整備を行うため要する経費。 2 附帯事務費 ア 都道府県附帯事務費 都道府県が行う 1 の事業の実施の指導等を行うため要する経費。 イ 市町村附帯事務費 市町村が行う 1 の事業の実施の指導等を行うため要する経費。	事業メニューの内容ごとに水産庁長官が別に定める。	費用・便益分析（B/C ≥ 1（計画単位）ただし、水産庁長官が別に定める一部施設については、B/C を 1.0 とみなすことができる。）	事業メニューの内容ごとに水産庁長官が別に定める。 1 / 2 以内
VIII 被災地次世代漁業 人材確保支援事業	漁業再開支援事業 (1) 漁業再開支援審査会に要する経費 (2) 地域委員会に要する経費 (3) リース漁船・漁具の導入支援を行うための次の経費 ア リース漁船・漁具の取得等に要する経費 イ 金利・保証料に要する経費 (4) リース漁船・漁具の導入支援を行うための管理運営に要する経費 (5) 県が（1）から（4）の実施の指導等を行うために要する経費	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県		定額

IX 海洋環境の変化に対応した養殖生産構造改革事業	1 養殖生産構造改革事業 都道府県が行う養殖場の移動、養殖対象種の変更及び複合養殖等の養殖生産構造の抜本的な改革に向けた取組に必要な情報収集のための調査・開発等に要する経費 2 協議会の開催 都道府県が1の事業を実施するために必要な協議会の開催等に要する経費	都道府県	水産庁長官が別に定める。	定額
---------------------------	--	------	--------------	----

別表2 水産業普及指導員資格試験実施要領

水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第4の3の(8)のアに定める水産業普及指導員資格試験の実施要領を次のように定める。

(試験の回数)

第1 水産業普及指導員資格試験（以下「試験」という。）は、毎年1回行う。ただし、特に必要があるときは、臨時に行うことがある。

(試験方法)

第2 試験は、書類審査、筆記試験及び口述試験とする。

2 書類審査は、第5の1の(2)に掲げる業績報告書及び第5の3に掲げる審査課題に対する報告書について行う。

3 筆記試験及び口述試験は、専門知識、常識その他水産業普及指導員として必要な能力について行う。

(受験資格)

第3 試験を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）、国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成11年法律第199号）による国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第70号）による廃止前の独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）による改正前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大学校又は中央省庁等改革に伴い関係政令等を廃止する政令（平成12年政令第314号）の規定による廃止前の農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）による水産大学校において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後当該試験の実施期日までに、次のイ又はロの職務に従事した期間を通算した期間が2年以上に達するもの

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の水産業に関する試験研究又は学校教育法による高等学校その他これと同等以上の教育機関における水産業に関する試験研究又は教育

ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における水産業に関する普及又は指導

(2) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、(1)に規定する正規の課程を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）で、その後当該試験の実施期日までに、(1)のイ又はロの職務に従事した期間を通算した期間が4年以上に達するもの

(3) 学校教育法による高等学校を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2

条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）で、卒業後又は合格後当該試験の実施期日までに（1）のイ又はロの職務に従事した期間を通算した期間が6年以上に達するもの

- 2 外国の教育機関を卒業した者は、当該教育機関の修業年限及び課程に応じて農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の教育機関を卒業した者とみなす。
- 3 外国の行政機関、教育機関又は団体において、水産業に関する試験研究、教育、普及又は指導に従事した者は、農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において当該在職期間と同一期間、試験研究、教育、普及又は指導に従事した者とみなす。
- 4 2又は3の規定による農林水産大臣の認定を受けようとする者は、認定申請書（別記様式第1号）に、2に規定する者にあつては当該外国の教育機関を卒業したこと又は終了したことを証する書類、3に規定する者にあつては当該外国の行政機関、教育機関又は団体において水産業に関する試験研究、教育、普及又は指導に従事した期間についての当該外国の行政機関、教育機関又は団体の発行する証明書を添え、これを農林水産大臣に提出しなければならない。
- 5 農林水産大臣は、4の書類を審査し、日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体に相当すると認めるときは認定書を交付し、これらに相当しないと認めるときはその旨を通知する。

（水産業普及指導員資格試験実施の公示）

- 第4 農林水産大臣は、試験を行おうとするときは、試験の実施期日、場所、受験願書の受付期間、その他試験実施上必要な事項を試験期日の60日前までに公告するものとする。

（受験願書等）

- 第5 試験を受けようとする者は、次の各号の書類を農林水産大臣に提出しなければならない。
 - （1）受験願書（別記様式第2号）
 - （2）業績報告書（別記様式第3号）
 - （3）第3の1に規定する学歴又は資格を有することを証する書類（受験の当該年度発行のもの）
 - （4）第3の5の認定書の交付を受けた者にあつては、当該認定書
- 2 農林水産大臣は、受験願書を受理したときは、受験票及び水産業改良普及事業に関する審査課題（以下「審査課題」という。）を交付する。
- 3 試験を受けようとする者は、2により交付された審査課題に対する報告書を作成し、これを第4の公告に掲げる期日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

（合否判定等）

- 第6 書類審査、筆記試験及び口述試験の全てにおいて、合格の基準要件を満たした者を試験に合格した者とする。
 - 2 試験に合格した者以外の者であつて、書類審査の合格の基準要件を満たした者のうち、やむを得ぬ事情により、筆記試験及び口述試験を辞退した者に対しては、翌年度以降最大2

年を限度として、次回の受験時に限り、書類審査を免除する。

(合格の公表及び合格証書)

第7 農林水産大臣は、試験施行後30日以内に試験合格者の受験番号を公表するとともに、合格者に合格証書（別記様式第4号）を交付する。

2 合格証書を失い、又はき損した者は、再交付申請書（別記様式第5号）を提出して、その再交付を申請することができる。

(不正行為に対する処分)

第8 試験に関し不正行為があった場合は、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(受験手数料)

第9 受験手数料は、徴収しない。

(水産業普及指導員資格試験の試験審査委員会)

第10 農林水産大臣は、関係行政庁の職員又は学識経験がある者のうちから委嘱した試験審査委員をもって組織する。

2 試験審査委員会は、試験問題の作成及び採点を行い、その結果を農林水産大臣に答申する。

3 試験審査委員会の庶務は、水産庁増殖推進部研究指導課において処理する。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、審査課題の作成、成績の判定その他試験の実施に関し必要な事項は、試験審査委員会の意見を聞いて、水産庁増殖推進部研究指導課長が定める。

認 定 申 請 書

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿

現住所

電話番号

（ふりがな）

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

水産業普及指導員資格試験を受けるため、水産業普及指導員資格試験実施要領第 3 第 4 項の規定により下記事項について認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

水産業普及指導員資格試験実施要領第 3 の○*の規定による事項

（備考） *は、「2」、「3」又は「2及び3」のいずれかを記入すること。

受 験 願 書

農 林 水 産 大 臣 殿

現住所

電話番号

（ふりがな）

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

水産業普及指導員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日

氏 名

受験番号	*
------	---

写 真 (縦 45mm×横 35mm)

過去の受験歴

受験年度	
受験番号	

水産業普及指導員資格試験実施要領の第6の2に該当する者は下記の□にレ点を入れる。

--

※ 過去の受験歴は、試験に合格した者以外の者であって、書類審査の合格の基準要件を満たした者のうち、やむを得ぬ事情により、筆記試験及び口述試験を辞退した者であって、書類審査の免除を求める者のみ記載。

- (備考) (1) 電話番号は平日の昼間の連絡先とすること。
- (2) *は、空欄とすること。
- (3) 6月以内に撮影した正面、上半身、無帽の写真を貼付すること。

別記様式第 3 号（第 5 の 1 関係）

業 績 報 告 書				
氏 名				
最終学歴				
職 歴				
番号	勤務機関名	職名	従事期間	職務業績の 要約
1			年 月～ 年 月 (○年○か月)	
2			年 月～ 年 月 (○年○か月)	
3			年 月～ 年 月 (○年○か月)	

上記について相違ないことを証明する。

年 月 日

所属長職名
氏 名

（備考）（１）勤務機関名又は職名のいずれかが異なる場合は、その都度、欄を改めること。

（２）職務業績の要約は、第 3 の 1 の（１）のイ又はロに該当する職務内容を具体的に記載すること。

別記様式第4号（第7の1関係）

第	号
合 格 証 書	
氏 名	
年	月 日生
水産業普及指導員資格試験に合格したことを証する。	
年 月 日	
農林水産大臣	

別記様式第5号（第7の2関係）

再 交 付 申 請 書		年 月 日
現住所		
電話番号		
(ふりがな)		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
水産業普及指導員資格試験合格証書の再交付を受けたいので、水産業普及指導員資格試験実施要領第7の2の規定により申請します。		
記		
1	合格証書番号	
2	交付年月日	
3	氏名	

（備考）き損による再交付の申請の場合は、普及指導員資格試験合格証書を添付すること。

別表 3（第 4 の 4 の（2）関係）

政策目的	政策目標
1 水産資源の持続的な利用・管理の推進	資源管理目標 (我が国周辺水域内の資源回復の推進)
	資源増養殖目標 水産資源増養殖施設及び内水面施設の整備によるつ くり育てる漁業の推進 内水面水産資源の調査 内水面水産資源の復旧の推進 養殖生産工程の管理
2 水産業経営の強化	経営構造改善目標 水産業生産基盤としての共同利用施設等の整備によ る効率的かつ安定的な漁業経営の育成
	加工流通構造改善目標 水産業生産基盤としての共同利用施設等の整備によ る効率的かつ安定的な水産業経営体の育成
3 漁港機能の高度化	漁港機能高度化目標 漁港漁場の高度利用及び付加価値創造型漁業による 地域づくりを促進 防災・減災対策に取り組む漁港及び漁村における地 震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止及び 被災時の応急対策 漁港・漁村における交流を通じた活性化対策

別表 4（第 4 の 4 の（11）関係）

（１）水産資源の持続的な利用・管理の推進

政 策 目 標	成 果 目 標 及 び ポ イ ン ト 数
資源増養殖目標 〔 水産資源増養殖施設及び内水面施設の整備によるつくり育てる漁業の推進 〕	（ハード事業（附帯事業のみの計画を除く。）） 1 （１）＋（２）を獲得ポイント数とする。ただし、ノリ養殖競争力強化に資するものについては、経営構造改善目標を準用したポイント数とし、ポイントが同点の場合は、加工等の対象となるノリの養殖面積（ノリ網面積の合計をいう。）が大きい事業から順に交付金を配分するものとする。 （１）向上率の割合＝（（目標値－現状値※（ア））／現状値×100）で計算する。 向上率の割合 5％以上・・・・・・・・・・55 向上率の割合 4％以上・・・・・・・・・・45 向上率の割合 3％以上・・・・・・・・・・35 向上率の割合 2％以上・・・・・・・・・・25 向上率の割合 1％以上・・・・・・・・・・15 向上率の割合 1％未満・・・・・・・・・・5 （例） ア 水産資源の放流数の増加率 （目標値：目標年度の放流数、現状値：現在の放流数） イ 種苗の生産率の向上率 （目標値：目標年度の生産率※（イ）、現状値：現在の生産率） ウ 来訪者の増加率 （目標値：目標年度の来訪者数、現状値：現在の来訪者数） エ 養殖生産量の増加率 （目標値：目標年度の生産量、現状値：現在の生産量） 等 ※（ア） 原則として過去３ヵ年の平均とする。 ※（イ） 放流数÷最終収容卵数 （２）次に該当する場合、１項目につき５ポイントを加算する。 ア 緊急に支援措置を必要とするもの イ 環境の改善に資するもの ウ 地域の活性化を促進するために必要なもの エ 都道府県が整備する施設については都道府県が作成している計画等に記載されているもの オ 複数の都道府県等により共同で種苗生産をする施設を整備するもの

- カ 養殖業成長産業化総合戦略（令和２年７月策定）に基づく戦略的養殖品目別の養殖業成長産業化行動計画において、記載される取組の内容を支援するものであって取組の内容と明確な関連があり、取組に必要なもの
- キ 輸出事業計画（農林水産物・食品輸出促進法（令和元年法律第５７号）第３４条に基づくものをいう。）において、記載される取組の内容を支援するものであって取組の内容と明確な関連があり、取組に必要なもの
- ク 放流用種苗生産施設から養殖用種苗生産施設へ転換する際の施設整備を図るもの
- ケ 養殖生産拠点地域（圏域計画に位置付けられた養殖生産のための種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る一体性を有する地域）に位置付けられた種苗生産施設等を整備するもの
- コ デジタル水産業戦略拠点として認定された計画に係る取組に資するもの
- サ 漁業種類の転換・複合化のために必要な施設等を整備するもの
- シ その他施策・事業との関連において重要なもの

（附帯事業のみの計画）

附帯事業は本体事業と一体として扱うが、附帯事業のみの計画として取り扱わざるを得ない場合については、次の１及び２のポイントの合計により算出する。

１ 計画ポイント

次の項目に該当する場合は、所定のポイントを付与する。

[各２ポイント]

- （１）実施主体が従来行っていた事業内容ではなく、新規の事業内容であるもの
- （２）施設整備の内容、実施主体、実施年度及び実施箇所が具体化しているもの
- （３）附帯事業と施設整備を同一年度に実施するもの又は附帯事業と施設整備を連続する年度に実施するもの
- （４）附帯事業の実施主体と想定される施設整備の実施主体が同一であるもの又は附帯事業の実施主体と施設整備の実施主体との協議が整っているもの

２ 都道府県重点化ポイント

都道府県に計画数×３ポイントの持ち点を与え、それを施策の重

	要性に応じて1計画当たり6ポイントを上限に自由に配分する。
--	-------------------------------

(2) 水産業経営の強化

政 策 目 標	成果目標及びポイント数
経営構造改善目標 〔 水産業生産基盤としての共同利用施設等の整備による効率的かつ安定的な漁業経営の育成 〕	(ハード事業(附帯事業のみの計画を除く。)) 次の1～3のポイントの合計により算出する。 1 費用・便益分析ポイント(B/C) 費用・便益分析(B/C)の値に対してポイントを付与する。 $(B/C - 1) \times 20 + 5$ (小数第1位四捨五入) ただし上限は25ポイントとする。 2 都道府県重点化ポイント 都道府県に以下により算出したポイントの持ち点を与え、それを施策の重要性に応じて1計画当たり25ポイントを上限に都道府県の裁量により配分する。 $\{(\text{新規計画数} - \text{継続計画数}) \times 10\} + 15$ ポイント ただし、負の値となる場合は0ポイントとする。 3 水産政策該当ポイント 次の各項目に該当する場合は所定のポイントを付与する。なお、付与できるポイントは最大で25ポイントまでとする。 〔5ポイント〕 (1) 改善計画(漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号)第4条に基づくものをいう。)において記載される漁業経営の改善の内容に不可欠であるもの (2) 産地市場再編整備計画(水産物産地市場の統廃合及び経営合理化に関する方針(平成13年3月30日付け12水漁第4504号水産庁長官通知)に基づくものをいう。)において記載される再編整備等に必要であるもの (3) 漁業構造改革総合対策事業(水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱(令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知)第3の1の事業をいう。)において改革計画に記載される取組の内容に必要であるもの (4) 合併及び事業経営計画(漁業協同組合合併促進法(昭和42年法律第78号)第2条に基づくものをいう。)において記載される漁協合併に伴う施設の統合整備に必要であるもの (5) 資源管理の基本的な考え方を示した国が定める資源管理基本方針又は都道府県が定める資源管理方針に基づく漁業者による

	認定協定（漁業法第 124 条（昭和 24 年法律第 267 号）に基づくものをいう。）又は資源管理協定（海洋水産資源開発促進法（昭和 46 年法律第 60 号）第 13 条に基づくものをいう。）において記載される取組の内容を支援するものであって取組の内容と明確な関連があり、取組に必要なもの （6）漁場改善計画（持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）第 4 条に基づくものをいう。）において記載される取組の内容を支援するものであって、取組の内容と明確な関連があり、取組に必要なもの （7）水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画（水産物集出荷機能集約・強化対策事業実施要領（平成 31 年 3 月 27 日付け 30 水港第 2382 号水産庁長官通知）第 3 に基づくものをいう。）において記載される施設整備であって水産物の衛生管理に資するもの （8）災害に強い漁業地域づくり事業基本計画（災害に強い漁業地域づくり事業実施要領（平成 7 年 4 月 1 日付け 7 水港第 1070 号農林水産事務次官依命通知）第 5 に基づくものをいう。）において記載される施設整備であるもの （9）地域における漁獲データ等を迅速に把握・提供する体制が整備されているもの又は地域における漁獲データ等を迅速に把握・提供する体制を整備するもの （10）輸出事業計画（農林水産物・食品輸出促進法（令和元年法律第 57 号）第 34 条に基づくものをいう。）又はグローバル産地計画（G F P グローバル産地計画の承認規程（平成 31 年 2 月 1 日付け食産第 4260 号農林水産省食料産業局長通知）に基づくものをいう。）において記載される取組の内容を支援するものであって取組の内容と明確な関連があり、取組に必要なもの （11）水産加工流通業と連携して推進する取組に必要なもの （12）養殖生産拠点地域（圏域計画に位置付けられた養殖生産のための種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る一体性を有する地域）に位置付けられた加工・流通施設等を整備するもの （13）海洋環境の変化等によるブリ類、イワシ類等の漁獲増加等の魚種変化に対応するための施設を整備するもの （14）加工原材料の調達の多様化に必要な施設を整備するもの （15）荷さばき施設のうち卸売市場を整備する場合において、水産物の取引参加者の新規参入の基準が公表されているもの （16）デジタル水産業戦略拠点として認定された計画に係る取組に資するもの
--	--

(17) 漁業種類の転換・複合化のために必要な施設等を整備するもの

[3 ポイント]

(1) 燃油・資材価格の高騰対策の取組に資するものであって、漁業者が直接的に負担している燃油・資材の価格の低減を図るもの

(2) 陸上から水域への負荷の低減に資するものであって、水産廃棄物処理を推進するもの

(3) 離島漁業の条件不利の克服に資するもの

(4) 水産物の衛生管理に資するものであって、水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画に記載がない施設整備であるもの

(5) 中核的漁業者協業体（中核的漁業者協業体が策定する漁業共同改善計画の認定等の指針について（平成 18 年 3 月 28 日付け 17 水推第 1183 号水産庁増殖推進部長通知）の別紙の第 1 に定義する協業体をいう。）又は沿岸漁業者経営改善促進グループ（沿岸漁業者経営改善促進グループが策定する漁業共同改善計画の認定等についての指針（平成 20 年 2 月 20 日付け 19 水推第 786 号水産庁増殖推進部長通知）第 1 に定義するグループをいう。）が実施する漁業共同改善計画に記載される取組等に資する施設整備であるもの

(6) 認定漁協又は合併漁協の支援に資するもの

(7) 女性の水産業への参画に資するもの

(8) 漁村地域力向上のための事業多角化や都市交流等の地域活性化の取組に資するものであって計画的に実施されるもの

(9) 漁業の労働環境の改善に資するもの

(10) 水産加工品における輸入水産物利用から国産水産物利用への転換に資するもの

(11) 水福連携の推進に資するもの

(12) 水産エコラベルの普及推進に資するもの

(13) ライフジャケット着用促進に資するもの

(14) その他の国が推進する施策・事業との関連において必要と認められるもの

[1 ポイント]

(1) 農林水産省木材利用推進計画において推進している取組に合致するもの

(2) 農商工等連携促進法（平成 20 年法律第 38 号）において定める事業計画に基づく取組に資するもの

(附帯事業のみの計画)

附帯事業は本体事業と一体として扱うが、附帯事業のみの計画として

	取り扱わざるを得ない場合については、次の 1 及び 2 のポイントの合計により算出する。 1 計画ポイント 次の項目に該当する場合は所定のポイントを付与する。 [各 2 ポイント] (1) 実施主体が従来行っていた事業内容ではなく、新規の事業内容であるもの (2) 施設整備の内容、実施主体、実施年度及び実施箇所が具体化しているもの (3) 附帯事業と施設整備を同一年度に実施するもの又は附帯事業と施設整備を連続する年度に実施するもの (4) 附帯事業の実施主体と想定される施設整備の実施主体が同一であるもの又は附帯事業の実施主体と施設整備の実施主体との協議が整っているもの 2 都道府県重点化ポイント 都道府県に計画数×3 ポイントの持ち点を与え、それを施策の重要性に応じて 1 計画当たり 6 ポイントを上限に自由に配分する。
加工流通構造改善目標 （水産業生産基盤としての共同利用施設等の整備による効率的かつ安定的な水産業経営の育成）	(ハード事業（附帯事業のみの計画を除く。)) 次の 1～3 のポイントの合計により算出する。 1 費用・便益分析ポイント (B/C) 費用・便益分析 (B/C) の値に対してポイントを付与する。 $(B/C - 1) \times 20 + 5$ (小数第 1 位四捨五入) ただし上限は 25 ポイントとする。 2 都道府県重点化ポイント 都道府県に以下により算出したポイントの持ち点を与え、それを施策の重要性に応じて 1 計画当たり 25 ポイントを上限に都道府県の裁量により配分する。 $\{(新規計画数 - 継続計画数) \times 10\} + 15$ ポイント ただし、負の値となる場合は 0 ポイントとする。 3 水産政策該当ポイント 次の各項目に該当する場合は所定のポイントを付与する。なお、付与できるポイントは最大で 25 ポイントまでとする。 [5 ポイント] (1) 改善計画（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 51 年法律第 43 号）第 4 条に基づくものをいう。）において記載される漁業経営の改善の内容に不可欠であるもの

	(2) 産地市場再編整備計画（水産物産地市場の統廃合及び経営合理化に関する方針（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 水漁第 4504 号水産庁長官通知）に基づくものをいう。）において記載される再編整備等に必要であるもの (3) 漁業構造改革総合対策事業（水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和 4 年 3 月 28 日付け 3 水推第 1433 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 1 の事業をいう。）において改革計画に記載される取組の内容に必要であるもの (4) 合併及び事業経営計画（漁業協同組合合併促進法（昭和 42 年法律第 78 号）第 2 条に基づくものをいう。）において記載される漁協合併に伴う施設の統合整備に必要であるもの (5) 資源管理の基本的な考え方を示した国が定める資源管理基本方針又は都道府県が定める資源管理方針に基づく漁業者による認定協定（漁業法第 124 条（昭和 24 年法律第 267 号）に基づくものをいう。）又は資源管理協定（海洋水産資源開発促進法（昭和 46 年法律第 60 号）第 13 条に基づくものをいう。）において記載される取組の内容を支援するものであって取組の内容と明確な関連があり、取組に必要なもの (6) 漁場改善計画（持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）第 4 条に基づくものをいう。）において記載される取組の内容を支援するものであって、取組の内容と明確な関連があり、取組に必要なもの (7) 水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画（水産物集出荷機能集約・強化対策事業実施要領（平成 31 年 3 月 27 日付け 30 水港第 2382 号水産庁長官通知）第 3 に基づくものをいう。）において記載される施設整備であって水産物の衛生管理に資するもの (8) 災害に強い漁業地域づくり事業基本計画（災害に強い漁業地域づくり事業実施要領（平成 7 年 4 月 1 日付け 7 水港第 1070 号農林水産事務次官依命通知）第 5 に基づくものをいう。）において記載される施設整備であるもの (9) 地域における漁獲データ等を迅速に把握・提供する体制が整備されているもの又は地域における漁獲データ等を迅速に把握・提供する体制を整備するもの (10) 輸出事業計画（農林水産物・食品輸出促進法（令和元年法律第 57 号）第 34 条に基づくものをいう。）又はグローバル産地計画（G F P グローバル産地計画の承認規程（平成 31 年 2 月 1 日付け食産第 4260 号農林水産省食料産業局長通知）に基づくものをいう。）において記載される取組の内容を支援するもの
--	--

- のであって取組の内容と明確な関連があり、取組に必要なもの
- (11) 漁業と連携して推進する取組に必要なもの
 - (12) 養殖生産拠点地域（圏域計画に位置付けられた養殖生産のための種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る一体性を有する地域）に位置付けられた加工・流通施設等を整備するもの
 - (13) 海洋環境の変化等によるブリ類、イワシ類等の漁獲増加等の魚種変化に対応するための施設を整備するもの
 - (14) 加工原材料の調達の多様化に必要な施設を整備するもの
 - (15) 荷さばき施設のうち卸売市場を整備する場合において、水産物の取引参加者の新規参入の基準が公表されているもの
 - (16) デジタル水産業戦略拠点として認定された計画に係る取組に資するもの

[3 ポイント]

- (1) 燃油・資材価格の高騰対策の取組に資するものであって、漁業者が直接的に負担している燃油・資材の価格の低減を図るもの
- (2) 陸上から水域への負荷の低減に資するものであって、水産廃棄物処理を推進するもの
- (3) 離島漁業の条件不利の克服に資するもの
- (4) 水産物の衛生管理に資するものであって、水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画に記載がない施設整備であるもの
- (5) 中核的漁業者協業体（中核的漁業者協業体が策定する漁業共同改善計画の認定等の指針について（平成 18 年 3 月 28 日付け 17 水推第 1183 号水産庁増殖推進部長通知）の別紙の第 1 に定義する協業体をいう。）又は沿岸漁業者経営改善促進グループ（沿岸漁業者経営改善促進グループが策定する漁業共同改善計画の認定等についての指針（平成 20 年 2 月 20 日付け 19 水推第 786 号水産庁増殖推進部長通知）第 1 に定義するグループをいう。）が実施する漁業共同改善計画に記載される取組等に資する施設整備であるもの
- (6) 認定漁協又は合併漁協の支援に資するもの
- (7) 女性の水産業への参画に資するもの
- (8) 漁村地域力向上のための事業多角化や都市交流等の地域活性化の取組に資するものであって計画的に実施されるもの
- (9) 漁業の労働環境の改善に資するもの
- (10) 水産加工品における輸入水産物利用から国産水産物利用への転換に資するもの
- (11) 水福連携の推進に資するもの
- (12) 水産エコラベルの普及推進に資するもの

	(13) 水産庁長官が認定した産地水産加工業イノベーションプランに基づく取組に資するもの (14) その他の国が推進する施策・事業との関連において必要と認められるもの [1 ポイント] (1) 農林水産省木材利用推進計画において推進している取組に合致するもの (2) 農商工等連携促進法（平成 20 年法律第 38 号）において定める事業計画に基づく取組に資するもの (附帯事業のみの計画) 附帯事業は本体事業と一体として扱うが、附帯事業のみの計画として取り扱わざるを得ない場合については、次の 1 及び 2 のポイントの合計により算出する。 1 計画ポイント 次の項目に該当する場合は所定のポイントを付与する。 [各 2 ポイント] (1) 実施主体が従来行っていた事業内容ではなく、新規の事業内容であるもの (2) 施設整備の内容、実施主体、実施年度及び実施箇所が具体化しているもの (3) 附帯事業と施設整備を同一年度に実施するもの又は附帯事業と施設整備を連続する年度に実施するもの (4) 附帯事業の実施主体と想定される施設整備の実施主体が同一であるもの又は附帯事業の実施主体と施設整備の実施主体との協議が整っているもの 2 都道府県重点化ポイント 都道府県に計画数×3 ポイントの持ち点を与え、それを施策の重要性に応じて 1 計画当たり 6 ポイントを上限に自由に配分する。
--	--

(3) 漁港機能の高度化

政 策 目 標	成 果 目 標 及 び ポ イ ン ト 数
漁港機能高度化目標 ・漁港漁場の高度利用及び付加価値創造型漁業地域づくりを促進 ・防災・減災対策に取り組む漁港及び漁村において実施する、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止及び被災時の応急対策 ・漁港・漁村における交流を通じた活性化対策	(ハード事業(附帯事業のみの計画を除く。)) 次の1～3のポイントの合計により算出する。 1 費用・便益分析(B/C)ポイント 費用・便益分析(B/C)の値に対してポイントを付与する。 $(B/C - 1) \times 12 + 3$ (小数第1位四捨五入) ただし上限は15ポイントとする。 ※$B/C \geq 1$みなしの防災対策は、3ポイント 2 都道府県重点化ポイント 都道府県に以下により算出したポイントの持ち点を与え、それを施策の重要性に応じて1計画当たり25ポイントを上限に都道府県の裁量により配分する。 $\{(\text{新規計画数} - \text{継続計画数}) \times 10\} + 15$ポイント ただし、負の値となる場合は0ポイントとする。 3 水産政策該当ポイント 次の各項目に該当する場合はそれぞれ示した方法でポイントを付与し、合計する。 [施策別項目] 各1ポイント (1) 資源管理型漁業・つくり育てる漁業の推進 (2) 海洋環境の保全と創造 (3) 生産労働効率化・近代化・担い手支援 (4) 水産物流通の効果と効率化と品質、付加価値の向上 (5) 漁港・漁村の防災機能・減災対策の強化 [地域別項目] 3ポイント 法令等に基づく地域指定(離島、小笠原、奄美、沖縄) [漁村地域の活性化項目] 各1ポイント最大10ポイント (1) 漁港内の事故防止、安全対策 (2) 遊漁者等との利用調整、円滑化 (3) 安全性、快適性等の就労環境の改善 (4) 漁港の衛生管理対策 (5) 漁村地域の環境改善、生活環境の向上 (6) 漁港施設の機能向上、漁船・漁具被害の減少 (7) 漁場の機能改善、増産効果の向上 (8) 再生可能エネルギーの利用、省エネルギー化 (9) 地域資源の活用、海業支援 (10) 歴史文化の伝承、景観保全

	(11) 都市漁村交流の推進 (12) 地震・津波等の災害対策 [関連事業等の項目] 各 5 ポイント最大 10 ポイント (1) 災害に強い漁業地域づくり事業 (2) 国土強靱化地域計画に基づく取組 (3) その他のネーミング事業 [その他] 各 1 ポイント (1) 男女共同参画への配慮 (2) 高齢者対策 (3) デジタル水産業戦略拠点として認定された計画に係る取組に資するもの (4) 漁業種類の転換・複合化のために必要な施設等を整備するもの (5) 他の計画との関連等の緊急性 (ハード事業のうち附帯事業のみの計画) 附帯事業は本体事業と一体として扱うが、附帯事業のみの計画として取り扱わざるを得ない場合については、次の 1 及び 2 のポイントの合計により算出する。 1 計画ポイント 次の項目に該当する場合は所定のポイントを付与。 [各 2 ポイント] (1) 実施主体が従来行っていた事業内容ではなく、新規の事業内容であるもの (2) 施設整備の内容、実施主体、実施年度及び実施箇所が具体化しているもの (3) 附帯事業と施設整備を同一年度に実施するもの又は附帯事業と施設整備を連続する年度に実施するもの (4) 附帯事業の実施主体と想定される施設整備の実施主体が同一であるもの又は附帯事業の実施主体と施設整備の実施主体との協議が整っているもの 2 都道府県重点化ポイント 都道府県に計画数×3 ポイントの持ち点を与え、それを施策の重要性に応じて 1 計画当たり 6 ポイントを上限に自由に配分する。
--	--

別表 5

ポイント数	
次の 1 ～ 4 のポイントの合計により算出する。	
1 費用・便益分析ポイント (B/C)	
費用・便益分析 (B/C) の値に対してポイントを付与	
B/C ≥ 5	15 ポイント
5 > B/C ≥ 4	12 ポイント
4 > B/C ≥ 3	9 ポイント
3 > B/C ≥ 2	6 ポイント
2 > B/C ≥ 1	3 ポイント
2 競争力強化への寄与度ポイント	
施設整備によって見込まれる競争力強化への寄与度の高い順に、次の方法によりポイント	
を付与する。	
(1) 実施主体は、各計画ごとに以下の項目に該当する場合は、1 項目を選択し、選択した	
項目の寄与度 (%) を算出する。	
ア 漁業生産に係る経費の削減率	
漁労支出について、現状からの削減率を寄与度とし、以下により算出する。	
漁業生産に係る経費の削減率 (%)	
$= 100 - \text{計画期間内の漁労支出} / \text{現状の漁労支出} \times 100$	
イ 水産物の流通経費の削減率	
荷さばき施設を含む水産物の各種の流通関連施設の維持管理経費について、現状から	
の削減率を寄与度とし、以下により算出する。	
水産物の流通経費の削減率 (%)	
$= 100 - \text{計画期間内の流通に係る経費} / \text{現状の経費} \times 100$	
ウ 水産物の販売額の向上率	
漁労収入について、現状からの向上率を寄与度とし、以下により算出する。	
水産物の販売額の向上率 (%)	
$= \text{計画期間内の販売額} / \text{現状の販売額} \times 100 - 100$	
エ 水産物の販売量・取扱量の増加率	
水産物の販売量・取扱量について、現状からの増加率を寄与度とし、以下により算出	
する。	
水産物の販売量・取扱量の増加率 (%)	
$= \text{計画期間内の販売量・取扱量} / \text{現状の販売量・取扱量} \times 100 - 100$	
オ 漁労所得の増加率	
漁労所得について、現状からの増加率を寄与度とし、以下により算出する。	

漁労所得の増加率（％）

＝計画期間内の漁労所得／現状の漁労所得×１００－１００

カ 水産資源の放流数の増加率

水産資源の放流数について、現状からの増加率を寄与度とし、以下により算出する。

水産資源の放流数の増加率（％）

＝目標年度の放流数／現在の放流数×１００－１００

キ 種苗の生産率の向上率

種苗の生産率について、現状からの増加率を寄与度とし、以下により算出する。

種苗の生産率の向上率（％）

＝（目標年度の放流数÷目標年度の最終収容卵数）

／（現在の放流数÷現在の最終収容卵数）×１００－１００

（２）国は、（１）の各項目ごとに各事業計画の寄与度を偏差値に換算し、この偏差値をもとに１０ポイントを上限とし各事業計画にポイントを付与する。

３ 都道府県等重点化ポイント

都道府県等に計画数×１０ポイントの持ち点を与え、それを施策の重要性に応じて各計画に２５ポイントを上限に自由に配分。

４ 水産政策該当ポイント

次の各項目に該当する場合は所定のポイントを付与、付与できるポイントは最大で２５ポイントまでとする。

〔５ポイント〕

（１）改善計画（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づくものをいう。）

において記載される漁業経営の改善の内容に不可欠であるもの又はノリ養殖業構造改革計画において記載される施設整備であるもの

（２）産地市場再編整備計画（水産物産地市場の統廃合及び経営合理化に関する方針に基づくものをいう。）において記載される再編整備等が必要であるもの

（３）漁業構造改革総合対策事業（水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和４年３月２８日付け３水推第１４３３号農林水産事務次官依命通知）第３の１に規定する事業をいう。）において改革計画に記載される取組の内容に必要であるもの

（４）合併及び事業経営計画（漁業協同組合合併促進法に基づくものをいう。）において記載される漁協合併に伴う施設の統合整備に必要であるもの

（５）資源管理の基本的な考え方を示した国が定める資源管理基本方針又は都道府県が定める資源管理方針に基づく漁業者による認定協定（漁業法第１２４条（昭和２４年法律第２６７号）に基づくものをいう。）又は資源管理協定（海洋水産資源開発促進法（昭和４６年法律第６０号）第１３条に基づくものをいう。）において記載される取組の内容を支援するものであって取組の内容と明確な関連があり、取組に必要なもの

（６）漁場改善計画（持続的養殖生産確保法に基づくものをいう。）において記載される

取組の内容を支援するものであって、取組の内容と明確な関連があり、取組に必要なもの

- (7) 水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画において記載される施設整備であって水産物の衛生管理に資するもの
- (8) 災害に強い漁業地域づくり事業基本計画において記載される施設整備であるもの
- (9) 新規漁業就業者確保事業実施計画（水産関係民間団体事業交付等要綱に基づくものをいう。）において記載される取組の内容に必要なものであるもの
- (10) 養殖業成長産業化総合戦略（令和2年7月策定）に基づく戦略的養殖品目別の養殖業成長産業化行動計画において記載される取組の内容を支援するものであって取組の内容と明確な関連があり、取組に必要なもの
- (11) 輸出事業計画（農林水産物・食品輸出促進法（令和元年法律第57号）第34条に基づくものをいう。）において記載される取組の内容を支援するものであって取組の内容と明確な関連があり、取組に必要なもの
- (12) 荷さばき施設のうち卸売市場を整備する場合において、水産物の取引参加者の新規参入の基準が公表されているもの
- (13) その他の国が推進する施策・事業との関連において必要と認められるもの

[3ポイント]

- (1) 燃油・資材価格の高騰対策の取り組みに資するものであって、漁業者が直接的に負担している燃油・資材の価格の低減を図るもの
- (2) 陸上から水域への負荷の低減に資するものであって、水産廃棄物処理を推進するもの
- (3) 離島漁業の条件不利の克服に資するもの
- (4) 水産物の衛生管理に資するものであって、上記（8）の該当がない施設整備であるもの
- (5) 中核的漁業者協業体（中核的漁業者協業体が策定する漁業共同改善計画の認定等の指針について（平成18年3月28日付け17水推第1183号水産庁増殖推進部長通知）の別紙の第1に定義する協業体をいう。）又は沿岸漁業者経営改善促進グループ（沿岸漁業者経営改善促進グループが策定する漁業共同改善計画の認定等についての指針（平成20年2月20日付け19水推第786号水産庁増殖推進部長通知）第1に定義するグループをいう。）が実施する漁業共同改善計画に記載される取組等に資する施設整備であるもの
- (6) 認定漁協、合併漁協の支援に資するもの
- (7) 女性の水産業への参画に資するもの
- (8) 漁村地域力向上のための事業多角化や都市交流等の地域活性化の取り組みに資するものであって計画的に実施されるもの
- (9) 漁業の労働環境の改善に資するもの
- (10) 水産加工品における輸入水産物利用から国産水産物利用への転換に資するもの
- (11) 複数の都道府県等により共同で種苗生産をする施設を整備するもの

- (12) 放流用種苗生産施設から養殖用種苗生産施設へ転換する際の施設整備を図るもの
- (13) 養殖生産拠点地域（圏域計画に位置付けられた養殖生産のための種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る一体性を有する地域）における種苗生産施設、加工・流通施設等を整備するもの
- (14) 海洋環境の変化等によるブリ類、イワシ類等の漁獲増加等の魚種変化に対応するための施設を整備するもの
- (15) 加工原材料の調達の多様化に必要な施設を整備するもの
- (16) デジタル水産業戦略拠点として認定された計画に係る取組に資するもの
- (17) 漁業種類の転換・複合化のために必要な施設等を整備するもの

[1 ポイント]

- (1) 農林水産省木材利用推進計画において推進している取組みに合致するもの
- (2) 農商工等連携促進法において定める事業計画に基づく取組みに資するもの

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

〇〇都道府県知事 氏名

令和〇年度離島漁業再生支援交付金実施計画（変更）

水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第 4 の 1 の（１）のオの（オ）の a（又は b）に基づき下記のとおり協議（変更協議）する。

記

1. 離島漁業再生事業交付金総括表

（単位：円）

離島種別	島名	市町村名	対象漁業集落	協定対象漁業世帯数 （世帯）※ ₁	海岸線延長（km）※ ₂	漁業世帯密度計数※ ₃	漁業世帯数（世帯）	国の交付額の上限※ ₄	交付金事業に必要な額	国の交付額		
											都道府県負担額	市町村負担額
一般離島												
特認離島												
合計												

※ 1 協定対象漁業世帯数：集落協定に記載されている漁業世帯数を記入。

※ 2 海岸線延長は小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで記入。

※ 3 漁業世帯密度係数は、小数点第 4 位を四捨五入し、小数点第 3 位までとする。

漁業世帯密度係数＝対象漁業集落の漁業世帯密度/全国の漁業世帯密度（2.10）

対象漁業集落の漁業世帯密度は、小数点第 3 位を四捨五入し、小数点第 2 位までとす

る。

対象漁業集落の漁業世帯密度＝漁業世帯数/海岸線延長

漁業世帯数：平成 27 年度から継続して本事業を実施している対象漁業集落は、平成 27 年度時の集落協定に記載されていた漁業世帯数。平成 28 年度以降に事業を開始した対象漁業集落においては、集落協定締結時に集落協定に記載されている漁業世帯数

※ 4 国の交付額の上限＝対象漁業集落の海岸線延長×交付単価×漁業世帯密度係数

(注) 変更協議申請の際は、変更のあった箇所を二段書きで記入すること。その際、変更前のものを上段に () 書きで記入すること。

2. 取組の概要

対象漁業集落名	取組の概要

※ 変更協議申請の際は、変更前のものは赤字見え消しとし、変更後のものは赤字で記載。

3. 離島漁業新規就業者特別対策事業交付金総括表

(単位：円)

島名	市町村名	対象漁業集落名	浜プラン地区名	新規就業者名	生年月日	貸手の名称※ ₁	交付先(予定)	契約期間(予定)	具体的なリース物件※ ₂	漁業種類(予定)	リース料(年間)			
												国の交付額	都道府県負担額	市町村負担額
合 計														

※ 1 新規就業者と貸借契約を結ぶ者を記載する。

※ 2 漁船、漁具等のリース物件について記載。(記載例；漁船(4.9 t F R P 船)、漁労設備(イカ釣り)、漁具(刺網))

(注) 変更協議申請の際は、変更のあった箇所を二段書きで記入すること。その際、変更前のものを上段に () 書きで記入すること。

4. 離島漁業再生支援推進交付金

(1) 都道府県推進事業

(単位：円)

全体額				取組内容（予定）
	国の交付額	都道府県 負担額	市町村 負担額	

(注) 変更協議申請の際は、変更のあった箇所を二段書きで記入すること。その際、変更前のものを上段に（ ）書きで記入すること。

(2) 市町村推進事業

(単位：円)

市町村名	全体額				取組内容（予定）
		国の交付額	都道府県 負担額	市町村 負担額	
合 計					

(注) 変更協議申請の際は、変更のあった箇所を二段書きで記入すること。その際、変更前のものを上段に（ ）書きで記入すること。

- (注) 1. 対象漁業集落の集落協定の写しを添付すること。ただし、前年度に事業を実施し、かつ集落協定の内容に変更がない場合は添付不要とする。
2. 変更協議申請における集落協定の写しの添付は、実施計画の承認以後に集落協定の内容に変更があった場合のみ必要。

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

〇〇都道府県知事 氏名

令和〇年度離島漁業再生支援交付金実績報告

水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第4の1の（1）のオの（ケ）に基づき下記のとおり報告する。

記

1. 離島漁業再生事業交付金総括表

（単位：円）

離島種別	島名	市町村名	対象漁業集落	協定対象漁業世帯数 （世帯）	海岸線延長（km）	漁業世帯密度計数	漁業世帯数（世帯）	国の交付額の上限	交付金事業に要した額	交付金事業に要した額の内訳		
										国の交付額	都道府県負担額	市町村負担額
一般離島												
特認離島												
合計												

（注）変更のあった箇所を二段書きで記入すること。その際、変更前のものを上段に（ ）書きで記入すること。

2. 取組の概要

対象漁業集落名	取組の概要

※ 実績報告の際は、変更前のものは赤字見え消しとし、変更後のものは赤字で記載。

3. 離島漁業新規就業者特別対策事業交付金総括表

(単位：円)

島名	市町村名	対象漁業集落名	浜プラン地区名	新規就業者名	生年月日	貸手の名称※1	交付先(予定)	契約期間(予定)	具体的なリース物件※2	漁業種類(予定)	リース料(年間)	国の交付額	都道府県負担額	市町村負担額
合 計														

※1 新規就業者と貸借契約を結ぶ者を記載する。

※2 漁船、漁具等のリース物件について記載。(記載例；漁船(4.9tFRP船)、漁労設備(イカ釣り)、漁具(刺網))

(注) 計画時と変更のあった箇所は二段書きで記入すること。その際、変更前のものを上段に()書きで記入すること。

4. 離島漁業再生支援推進交付金

(1) 都道府県推進事業

(単位：円)

全体額	取組内容(予定)		
	国の交付額	都道府県負担額	市町村負担額

(注) 変更協議申請の際は、変更のあった箇所を二段書きで記入すること。その際、変更前のものを上段に()書きで記入すること。

(2) 市町村推進事業

(単位：円)

市町村名	取組内容(予定)			
	全体額	国の交付額	都道府県負担額	市町村負担額

合 計					

(注) 変更協議申請の際は、変更のあった箇所を二段書きで記入すること。その際、変更前のものを上段に（ ）書きで記入すること。

(注) 別紙１及び別紙２を添付すること。

(別紙 1)

令和○年度離島漁業再生支援交付金実績報告（都道府県）

都道府県名	
-------	--

1. 集落協定	市町村名			合計
	協定対象漁業集落数			
	うち特認離島分			
	集落協定を構成する漁業集落数（①）			
	うち特認離島分			
	構成員数			
	うち協定対象漁業世帯数			
	うち特認離島分			
	対象地域内の漁業集落数（②）			
	事業実施率（％）（①/②）			
2. 集落協定に位置づけられた活動内容	基本交付金のうち漁業の再生に関する話し合い等			
	基本交付金のうち漁場の生産力の向上に関する取組			
	種苗放流			
	漁場の管理・改善			
	産卵場・育成場の整備			
	漁場監視			
	その他（以下に具体的な内容を記載。）			
	基本交付金のうち漁業の再生に関する実践的な取組			
	新たな漁具・漁法の導入			
	新規漁業への着業			
	新規養殖業への着業			
	協業化による経営収支の改善・安全性の向上			
	低・未利用資源の活用			

		品質の均一化に向けた取組			
		高付加価値化			
		流通体制改善			
		簡易加工			
		海洋レジャーへの取組			
		伝統漁法の取組			
		漁労技術の向上の取組			
		販路拡大			
		その他（以下に具体的な内容を記載。）			
3. 交付金額とその使用方法（単位 千円）	交付金額（千円）				
		うち特認離島への交付額			
	当該年度の交付金の使用方法	基本交付金のうち漁業の再生に関する話合い等			
		集落協定の管理体制における担当者の報酬			
		交付事務の委託料			
		話合い・備品に関する経費			
		基本交付金のうち漁場の生産力の向上に関する取組に要した経費			
		種苗放流			
		漁場の管理・改善			
		産卵場・育成場の整備			
		漁場監視			
		その他			
		基本交付金のうち漁業の再生に関する実践的な取組に要した経費			
		新たな漁具・漁法の導入			
		新規漁業への着業			
		新規養殖業への着業			
		協業化による経営収支の改善・安全性の向上			
		低・未利用資源の活用			

		品質の均一化に向けた取組			
		高付加価値化			
		流通体制改善			
		簡易加工			
		海洋レジャーへの取組			
		伝統漁法の取組			
		漁労技術の向上の取組			
		販路拡大			
		その他			
	離島漁業再生支援推進交付金				

漁場の生産力の向上に関する取組					合計
その他					
	(自由記載)				
	(自由記載)				

漁場の再生に関する実践的な取組					合計
その他					
	(自由記載)				
	(自由記載)				

(注) 「2 集落協定に位置づけられた活動内容」には取組数を記入すること。なお、一つの取組を複数回実施した場合の取組数は、1 とする。

(別紙2)

令和〇年度離島漁業再生支援交付金漁業集落実績報告

年 月 日

1. 対象漁業集落の概要

都道府県名：

市町村名：

島名：

協定対象漁業集落名：

協定参加世帯数：〇世帯（〇人）

（うち漁業世帯数：〇世帯（〇人））

2. 協定締結の経緯

（記載例）

～のような現状にあって〇〇等の課題を抱えているため、〇〇することを目指して離島交付金による漁業再生活動に取り組むこととした。

3. 取組の内容

①漁場の生産力の向上に関する取組状況

（記載例）

～という状況のため〇〇を実施して〇〇を図ることとした。また、～という状況のため〇〇を実施して〇〇を図ることとした。また、～という状況のため〇〇を実施して〇〇を図ることとした。

※種苗放流であれば魚種や匹数など、なるべく具体的に記述すること。

②漁業の再生に関する実践的な取組状況

※書きぶりは①に同じ。

4. 取組の成果

（記載例）

交付金交付対象漁業者所得平均 〇〇〇〇千円 ※1

漁業集落漁業就業者数 〇〇〇名 ※2

〇〇を実施することにより新たに〇〇が図られ、〇〇の効率化が実現された。また、〇〇を行うことによって生産性の向上が図られた。

※1 及び※2 の記載は必須とする。交付金交付対象漁業者所得とは、交付金交付対象世帯の1人当たりの所得を平均したもの。

(注) 3 及び 4 については、主な取組について写真や数字、グラフ、図などを用いて具体的なイメージが持てるようにすることとする。

別記様式第3号（第4の2の関係）

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

〇〇都道府県知事 氏名

令和〇年度特定有人国境離島漁村支援交付金実施計画（変更）

水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第4の2の（5）のカの（ア）（又は（イ））に基づき下記のとおり協議（変更協議）する。

記

1. 交付金事業に必要な額

（1）雇用を創出するための取組

（単位：円）

市町村名	対象漁業集落名	漁業集落名	被支援者名	職業又は業種	取組区分※1	新規雇用者数【常勤者】（予定）※2	交付金事業に必要な額					起業又は事業拡大の内容（予定）
								国の交付額	都道府県負担額	市町村負担額	被支援者負担額	
						【 】						
						【 】						
						【 】						
合 計												

※1 取組区分は、「起業」又は「事業拡大」と記入。

※2 下段には雇用総数を記入し、内数で上段【 】に常勤雇用者数を記入すること。

(注) 変更協議申請の際は、変更のあった箇所を二段書きで記入すること。その際、変更前のものを上段に（ ）書きで記入すること。

(2) 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

(単位：円)

市町村名	対象漁業集落名	漁業集落名	代表者名	参加人数(予定)	交付金事業に必要な額					活動の具体的内容(予定)
						国の交付額	都道府県負担額	市町村負担額	漁業集落負担額	
合 計 <人件費合計>※					0 < 0 >	0	0	0	0	

※ < >内は人件費を記載すること。

(注) 変更協議申請の際は、変更のあった箇所を二段書きで記入すること。その際、変更前のものを上段に（ ）書きで記入すること。

(注) 1. 交付金の取組を実施する対象漁業集落の集落協定の写しを添付すること。

ただし、前年度に事業を実施し、かつ集落協定の内容に変更がない場合又は他の実施計画に添付している場合は、添付不要とする。

2. 変更協議申請における集落協定の写しの添付は、実施計画の承認以後に集落協定の内容に変更があった場合のみ必要。

ただし、他の実施計画に添付している場合は、添付不要とする。

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

〇〇都道府県知事 氏名

令和〇年度特定有人国境離島漁村支援交付金実績報告

水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第 4 の 2 の（5）のケに基づき下記のとおり報告する。

記

1. 交付金事業に必要な額
（1）雇用を創出するための取組

（単位：円）

市町村名	対象漁業集落名	漁業集落名	被支援者名	職業又は業種	取組区分	新規雇用者数※	交付金事業に要した額	交付金事業に要した額				起業又は事業拡大の内容
								国の交付額	都道府県負担額	市町村負担額	被支援者負担額	
						【 】						
						【 】						
						【 】						
合 計												

※下段には雇用総数を記入し、内数で上段【 】に常勤雇用者数を記入すること。
（注）計画時と変更のあった箇所は二段書きで記入すること。その際、変更前のものを上段に（ ）書きで記入すること。

(2) 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

(単位：円)

市町村名	対象漁業集落名	漁業集落名	代表者名	参加人数	交付金事業に要した額					活動の具体的内容
						国の交付額	都道府県負担額	市町村負担額	漁業集落負担額	
合計					0	0	0	0	0	
<人件費合計>※					<0>					

(注) 計画時と変更のあった箇所は二段書きで記入すること。その際、変更前のものを上段に()書きで記入すること。

※ < >内は人件費を記載すること。

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿
（沖縄県又は沖縄県内の市町村にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

○○○都道府県知事
氏 名

令和○年度水産業強化支援事業計画書

今般、水産業強化支援事業計画を策定したので、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第 4 の 4 の（10）のイの規定に基づき提出する。

記

（注）別表の水産業強化支援事業計画を添付すること。

水産業強化支援事業計画

都道府県名

第1 資源管理目標

1 事業実施の基本的な方針

2 事業実施の必要性

3 事業内容

(1) 総額

	令和〇〇年度	
	事業費総額	交付金要望額
ソフト事業		

(2) ソフト事業

都道府県名

事業 No.	成果目標			実施期間
	具体的内容	目標		
		現状値 (令和○年度)	目標値 (令和○年度)	
00- 1				
00- 2				
00- 3				
00- 4				
00- 10				

--	--	--	--	--

事業 No.	メニューの内容	事業実施主体	交付率	事業費	交付金 要望額
00- 1				千円	千円
00- 2					
00- 3					
00- 4					
00- 10					
合 計					

(注) 1. 事業 No. の欄には、当該年度の次に通し番号をふること（例〇〇-1、〇〇-2、〇〇-3・・・）。

2. 成果目標の具体的内容の欄には、成果目標の具体的内容のほか、成果目標の考え方を記載すること。

第2 資源増養殖目標

1 事業実施の基本的な方針

--

2 事業実施の必要性

--

3 事業内容

(1) 総額

	令和〇〇年度	
	事業費総額	交付金要望額

ハード事業	千円	千円
(うち附帯事業分)	()	()
ソフト事業		
合計		
(うち附帯事業分)	()	()

(2) ハード事業

都道府県名

事業No.	実施 地区名	事業 実施主体	成果目標		
			具体的内容	目標	
				現状値 (令和○年度)	目標値 (令和○年度)
〇〇－11					
〇〇－12					
〇〇－13					
〇〇－14					
〇〇－20					

事業No.	メニューの 内容	交付率	事業費	交付金 要望額	実施期間
			千円	千円	
〇〇－11					
〇〇－12					
〇〇－13					
〇〇－14					
〇〇－20					

	2/3			
	5.5/10			
	1/2			
合計				

(注) 1. 事業 No. の欄には、ハード事業とソフト事業で続けて当該年度の次に通し番号をふる
こと（例〇〇-1、〇〇-2、〇〇-3・・・）。

2. 成果目標の具体的内容の欄には、成果目標の具体的内容のほか、成果目標の考え方、
ポイント数の算出根拠、ポイント数を記載すること。

3. 実施期間が複数年にわたる事業については、後年度費用について事業費及び交付金要
望額の欄に翌年度事業分を2段目、翌々年度分を3段目に（ ）書きで記入すること。
また上段に過年度実績額を〔 〕書きで記入すること。

4. 附帯事業については、メニューの内容欄にその旨を明記するとともに、施設整備とそ
の附帯事業が同一計画である場合には、附帯事業部分について再度同一事業 No. をふっ
た上で施設整備の内容に続けて別欄に内容を記載すること。

5. ノリ養殖競争力強化については、メニューの内容欄に加工等の対象となるノリの養殖
面積（ノリ網面積の合計をいう。）（㎡）を記載すること。

6. 個々の事業について、施設整備内容が分かる次の資料を添付すること。

なお、複数年事業の2年目以降において、内容の変更がないものについては省略して
よいものとする。

①事業計画要約調書

②費用・便益分析計算書（別表1の採択基準欄において費用・便益分析（ $B/C \geq 1$ （計
画単位）としている施設に限る。）

③便益算定の根拠資料（②の提出を要する場合に限る。）

④施設位置図及び施設概要に係る資料

⑤施設整備前後の対比資料

⑥施設の利用計画書・収支計画書（収支を伴う施設の場合のみ）

⑦施設の管理規定

⑧事業効果を検証する体制を説明した資料

⑨施設管理台帳

⑩施設整備工程表

⑪付加価値向上に関するアウトカムに係る資料

⑫その他水産庁長官が別途指示する資料

(3) ソフト事業

都道府県名

事業No.	成果目標		実施期間
	具体的内容	目標	

		現状値 (令和○年度)	目標値 (令和○年度)	
〇〇－21				
〇〇－22				
〇〇－23				
〇〇－24				
〇〇－30				

事業No.	メニューの内容	事業 実施主体	交付率	事業費	交付金 要望額
				千円	千円
〇〇－21					
〇〇－22					
〇〇－23					
〇〇－24					
〇〇－30					
合計					

- (注) 1. 事業 No. の欄には、ハード事業とソフト事業で続けて当該年度の次に通し番号をふること（例〇〇-1、〇〇-2、〇〇-3・・・）。
2. 成果目標の具体的内容の欄には、成果目標の具体的内容のほか、成果目標の考え方を記載すること。

第3 経営構造改善目標

1 事業実施の基本的な方針

--

2 事業実施の必要性

--

3 事業内容

(1) 総額

	令和〇〇年度	
	事業費総額	交付金要望額
ハード事業	千円	千円
(うち附帯事業分)	()	()

(2) ハード事業

都道府県名

事業No.	実施 地区名	事業 実施主体	成果目標		
			具体的内容	目標	
				現状値 (令和〇年度)	目標値 (令和〇年度)
〇〇－31					
〇〇－32					
〇〇－33					
〇〇－34					
〇〇－40					

事業No.	メニューの内容	交付率	事業費	交付金 要望額	実施期間
〇〇－31			千円	千円	
〇〇－32					
〇〇－33					
〇〇－34					

〇〇-40					
		2/3			
		5.5/10			
		1/2			
		4/10			
		1/3			
合計					

- (注) 1. 事業 No. の欄には、当該年度の次に通し番号をふること（例〇〇-1、〇〇-2、〇〇-3・・・）。
2. 成果目標の具体的内容の欄には、成果目標の具体的内容のほか、成果目標の考え方、ポイント数の算出根拠、ポイント数を記載すること。
3. 実施期間が複数年にわたる事業については、後年度費用について事業費及び交付金要望額の欄に翌年度事業分を2段目、翌々年度分を3段目に（ ）書きで記入すること。また上段に過年度実績額を〔 〕書きで記入すること。
4. 附帯事業については、メニューの内容欄にその旨を明記するとともに、施設整備とその附帯事業が同一計画である場合には、附帯事業部分について再度同一事業 No. をふった上で施設整備の内容に続けて別欄に内容を記載すること。
5. 個々の事業について、施設整備内容が分かる次の資料を添付すること。
- なお複数年事業の2年目以降において、内容の変更がないものについては省略してよいものとする。
- ①事業計画要約調書
 - ②費用・便益分析計算書
 - ③便益算定の根拠資料（費用・便益分析計算書の各項目を説明した資料）
 - ④施設位置図及び施設概要に係る資料
 - ⑤施設整備前後の対比資料
 - ⑥施設の利用計画書・収支計画書（収支を伴う施設の場合のみ）
 - ⑦施設の管理規定
 - ⑧事業効果を検証する体制を説明した資料
 - ⑨施設管理台帳
 - ⑩施設整備工程表
 - ⑪対象魚種の資源動向・資源管理の取組状況に係る資料
 - ⑫付加価値向上に関するアウトカムに係る資料
 - ⑬その他水産庁長官が別途指示する資料

1 事業実施の基本的な方針

--

2 事業実施の必要性

--

3 事業内容

(1) 総額

	令和〇〇年度	
	事業費総額	交付金要望額
ハード事業	千円	千円
(うち附帯事業分)	()	()

(2) ハード事業

都道府県名

事業No.	実施 地区名	事業 実施主体	成果目標		
			具体的内容	目標	
				現状値 (令和〇年度)	目標値 (令和〇年度)
〇〇－41					
〇〇－42					
〇〇－43					
〇〇－44					
〇〇－50					

事業No.	メニューの内容	交付率	事業費	交付金 要望額	実施期間
			千円	千円	

〇〇－41					
〇〇－42					
〇〇－43					
〇〇－44					
〇〇－50					
		2/3			
		5.5/10			
		1/2			
		4/10			
		1/3			
	合計				

- (注) 1. 事業 No. の欄には、当該年度の次に通し番号をふること（例〇〇-1、〇〇-2、〇〇-3・・・）。
2. 成果目標の具体的内容の欄には、成果目標の具体的内容のほか、成果目標の考え方、ポイント数の算出根拠、ポイント数を記載すること。
3. 実施期間が複数年にわたる事業については、後年度費用について事業費及び交付金要望額の欄に翌年度事業分を2段目、翌々年度分を3段目に（ ）書きで記入すること。また上段に過年度実績額を〔 〕書きで記入すること。
4. 附帯事業については、メニューの内容欄にその旨を明記するとともに、施設整備とその附帯事業が同一計画である場合には、附帯事業部分について再度同一事業 No. をふった上で施設整備の内容に続けて別欄に内容を記載すること。
5. 個々の事業について、施設整備内容が分かる次の資料を添付すること。
- なお複数年事業の2年目以降において、内容の変更がないものについては省略してよいものとする。

- ①事業計画要約調書
- ②費用・便益分析計算書
- ③便益算定の根拠資料（費用・便益分析計算書の各項目を説明した資料）
- ④施設位置図及び施設概要に係る資料
- ⑤施設整備前後の対比資料
- ⑥施設の利用計画書・収支計画書（収支を伴う施設の場合のみ）
- ⑦施設の管理規定

- ⑧事業効果を検証する体制を説明した資料
- ⑨施設管理台帳
- ⑩施設整備工程表
- ⑪対象魚種の資源動向・資源管理の取組状況に係る資料
- ⑫付加価値向上に関するアウトカムに係る資料
- ⑬その他水産庁長官が別途指示する資料

第 5 漁港機能高度化目標

1 事業実施の基本的な方針

2 事業実施の必要性

3 事業内容

(1) 総額

	令和〇〇年度	
	事業費総額	交付金要望額
ハード事業	千円	千円
(うち附帯事業分)	()	()
ソフト事業		
合計		
(うち附帯事業分)	()	()

(2) 機能向上対策（ハード事業）

都道府県名

事業No.	実施 地区名	事業 実施主体	成果目標		
			具体的内容	目標	
				現状値 (令和〇年度)	目標値 (令和〇年度)
〇〇－51					
〇〇－52					
〇〇－53					

〇〇－54					
〇〇－60					

事業No.	メニューの内容	交付率	事業費	交付金 要望額	実施期間
			千円	千円	
〇〇－51					
〇〇－52					
〇〇－53					
〇〇－54					
〇〇－60					
		2/3			
		1/2			
	合計				

(注) 1. 事業 No. の欄には、当該年度の次に通し番号をふること（例〇〇-1、〇〇-2、〇〇-3・・・）。

2. 成果目標の具体的内容の欄には、成果目標の具体的内容のほか、成果目標の考え方、ポイント数の算出根拠、ポイント数を記載すること。

3. 実施期間が複数年にわたる事業については、後年度費用について事業費及び交付金要望額の欄に翌年度事業分を2段目、翌々年度分を3段目に（ ）書きで記入すること。また上段に過年度実績額を〔 〕書きで記入すること。

4. 附帯事業については、メニューの内容欄にその旨を明記するとともに、施設整備とその附帯事業が同一計画である場合には、附帯事業部分について再度同一事業 No. をふった上で施設整備の内容に続けて別欄に内容を記載すること。

5. 個々の事業について、施設整備内容が分かる次の資料を添付すること。

なお、複数年事業の2年目以降において、内容の変更がないものについては省略してよいものとする。

①事業計画要約調書

②費用・便益分析計算書

- ③便益算定の根拠資料（費用便益計算書の各項目を説明した資料）
- ④施設位置図及び施設概要に係る資料
- ⑤施設整備前後の対比資料
- ⑥施設の利用計画書・収支計画書（収支を伴う施設の場合のみ）
- ⑦施設の管理規定
- ⑧事業効果を検証する体制を説明した資料
- ⑨施設管理台帳
- ⑩施設整備工程表
- ⑪対象魚種の資源動向・資源管理の取組状況に係る資料
- ⑫付加価値向上に関するアウトカムに係る資料
- ⑬その他水産庁長官が別途指示する資料

（３）防災対策（ハード事業、ソフト事業）

ア ハード事業

都道府県名

事業No.	実施 地区	事業 メニュー	事業 実施主体	交付率	事業費	交付金 要望額	実施期間
〇〇－61					千円	千円	
〇〇－62							
〇〇－63							
〇〇－64							
〇〇－70							
				1/2			
				5.5/10			
				2/3			
合計							

（注）１．事業No. の欄には、ハード事業とソフト事業で続けて当該年度の次に通し番号をふること（例〇〇-1、〇〇-2、

〇〇-3・・・）。

２．事業メニュー欄には、事業メニューのほか、ポイント数の算出根拠、ポイント数を記載すること。

３．実施期間が複数年にわたる事業については、後年度費用について事業費及び交

付金要望額の欄に翌年度事業分を２段目、翌々年度分を３段目に（ ）書きで記入すること。また上段に過年度実績額を〔 〕書きで記入すること。

- ４．附帯事業については、メニューの内容欄にその旨を明記するとともに、施設整備とその附帯事業が同一計画である場合には、附帯事業部分について再度同一事業 No. をふった上で施設整備の内容に続けて別欄に内容を記載すること。
- ５．個々の事業について、施設整備内容が分かる次の資料を添付すること。

なお、複数年事業の２年目以降において、内容の変更がないものについては省略してよいものとする。

- ①事業計画要約調書
- ②施設位置図及び施設概要に係る資料
- ③施設整備前後の対比資料
- ④施設整備事業により安全確保を図る受益対象者について明らかにした資料
- ⑤施設の利用計画書・収支計画書（収支を伴う施設の場合のみ）
- ⑥施設の管理規定
- ⑦事業効果を検証する体制を説明した資料
- ⑧施設管理台帳
- ⑨施設整備工程表
- ⑩対象魚種の資源動向・資源管理の取組状況に係る資料
- ⑪その他水産庁長官が別途指示する資料

イ ソフト事業

都道府県名

事業No.	実施 地区	事業 メニュー	事業 実施主体	交付率	事業費	交付金 要望額	実施期間
〇〇－71					千円	千円	
〇〇－72							
〇〇－73							
〇〇－74							
〇〇－80							
合計							

（注）１．事業 No. の欄には、ハード事業とソフト事業で続けて当該年度の次に通し番号をふること（例〇〇-1、〇〇-2、〇〇-3・・・）。

- (注) 1. 各目標ごとに別葉で作成すること。
2. 該当のない目標は省略してよいものとする。

(4) 活性化対策（ハード事業、ソフト事業）

ア ハード事業

都道府県名

事業No.	実施 地区名	事業 実施主体	成果目標		
			具体的内容	目標	
				現状値 (令和○年度)	目標値 (令和○年度)
〇〇－81					
〇〇－82					
〇〇－83					
〇〇－84					
〇〇－90					

事業No.	メニューの 内容	交付率	事業費	交付金 要望額	実施期間
			千円	千円	
〇〇－81					
〇〇－82					
〇〇－83					
〇〇－84					
〇〇－90					
		2/3			
		1/2			
合計					

- (注) 1. 事業 No. の欄には、ハード事業とソフト事業で続けて当該年度の次に通し番号をふること（例〇〇-1、〇〇-2、〇〇-3・・・）。
2. 成果目標の具体的内容の欄には、成果目標の具体的内容のほか、成果目標の考え方、ポイント数の算出根拠、ポイント数を記載すること。
3. 実施期間が複数年にわたる事業については、後年度費用について事業費及び交付金要望額の欄に翌年度事業分を2段目、翌々年度分を3段目に（ ）書きで記入すること。また上段に過年度実績額を〔 〕書きで記入すること。
4. 附帯事業については、メニューの内容欄にその旨を明記するとともに、施設整備とその附帯事業が同一計画である場合には、附帯事業部分について再度同一事業 No. をふった上で施設整備の内容に続けて別欄に内容を記載すること。
5. 個々の事業について、施設整備内容が分かる次の資料を添付すること。
- なお、複数年事業の2年目以降において、内容の変更がないものについては省略してよいものとする。

- ①事業計画要約調書
- ②費用・便益分析計算書
- ③便益算定の根拠資料（費用便益計算書の各項目を説明した資料）
- ④施設位置図及び施設概要に係る資料
- ⑤施設整備前後の対比資料
- ⑥施設の利用計画書・収支計画書（収支を伴う施設の場合のみ）
- ⑦施設の管理規定
- ⑧事業効果を検証する体制を説明した資料
- ⑨施設管理台帳
- ⑩施設整備工程表
- ⑪対象魚種の資源動向・資源管理の取組状況に係る資料
- ⑫付加価値向上に関するアウトカムに係る資料
- ⑬その他水産庁長官が別途指示する資料

イ ソフト事業

都道府県名					
事業No.	実施 地区名	事業 実施主体	成果目標		
			具体的内容	目標	
				現状値 (令和〇年度)	目標値 (令和〇年度)
〇〇-91					
〇〇-92					
〇〇-93					
〇〇-94					

〇 〇 - 100					

事業No.	実施地区	事業 メニュー	事業 実施主体	交付率	事業費	交付金 要望額	実施期間
〇〇-91					千円	千円	
〇〇-92							
〇〇-93							
〇〇-94							
〇〇- 100							
合計							

- (注) 1. 事業 No. の欄には、ハード事業とソフト事業で続けて当該年度の次に通し番号をふること（例〇〇-1、〇〇-2、〇〇-3・・・）。
2. 成果目標の具体的内容の欄には、成果目標の具体的内容のほか、成果目標の考え方を記載すること。

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿
（沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長）

○○○都道府県知事
氏 名

令和○年度水産業強化支援事業計画変更協議書

令和○年○月○日付け○○第○○○○号をもって提出した、令和○年度水産業強化支援事業計画を下記の理由により変更したいので、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第 4 の 4 の（12）の規定に基づき協議する。

記

1 変更理由

2 変更の概要

（注）変更前と変更後とを容易に比較対照できるように、別記様式第 5 号の別表水産業強化支援事業計画の様式に準じて作成した変更事業計画を添付すること。ただし、当該変更の対象外となる事項については、省略する。

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿

〇〇〇都道府県知事
氏 名

水産業強化支援事業事後評価報告書

今般、水産業強化支援事業計画の実施期間が終了したので、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第 4 の 4 の（13）のアの規定に基づき提出する。

記

（注）別表の水産業強化支援事業事後評価報告書を添付すること。

別表（第４の４の（13）別記様式第７号関係）

水産業強化支援事業事後評価報告書

			作成部署名
政策目的			
政策目標			
事業実施主体			
実施地区名			
実施期間及び目標年度		実施期間	目標年度
		〇〇年度～〇〇年度	〇〇年度
交付金額			
事業計画の内容			
評価	成果目標		
		現状値	(年度末時点)
		目標値	(年度末)
	(１) 現状値の説明		(統計データ、計算のプロセス、取組の実績等現状値を出すに至った経緯、理由を記載)
	(２) 地域への経済効果 (ハード事業のみ)		(計画策定時の予定と目標年度における現実の数字との比較、分析)
	(３) 資源管理の取組状況等(ハード事業のみ)		(資源管理の取組状況や資源管理の効果について記載)
	(４) 所見		(特に、成果目標が達成されていない場合に、その理由及び分析を記載)
	(５) 評価機関の意見等		(評価機関等の評価を受けた場合に記入)
今後の改善方向等に関する分析			

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿
(沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

〇〇〇都道府県知事
氏 名

水産業強化支援事業（〇〇目標）で設置した施設等の改善計画協議書

令和〇〇年度において水産業強化支援事業（〇〇目標）で設置した施設について、下記のとおり改善計画を策定したので、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第 4 の 4 の（14）のイの規定に基づき協議します。

記

- 1 事業種目（必要に応じて施設等の内容を括弧書きにすること。）
- 2 施設等の所在地
- 3 施設等の構造、規模等
- 4 事業費、国費
- 5 改善計画を樹立するに至った経緯、原因
- 6 改善計画の内容
 - （1）改善計画の基本的な考え方
 - （2）改善計画後の施設の利用方法及び利用計画（現状、改善計画後が比較できる資料を添付すること。
 - （3）改善計画が妥当である根拠（計画策定後 3 年間の年度別計画、支援措置等を含めて記載すること。）
 - （4）施設の改築等の内容及び費用の概算（必要に応じて）
- 7 添付書類
 - 財産管理台帳の写し
 - 施設の管理規定等の写し
 - 施設等の現況写真
 - 施設の改築等を行う場合には、改築前及び改築後の設計書又は内容が分かる図面

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿
（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

〇〇〇都道府県知事
氏 名

水産業強化支援事業（〇〇目標）で設置した施設等の改善計画履行状況報告書

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で協議について異存のない旨回答いただいたこのこと
について、令和〇〇年度の履行状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業種目（必要に応じ施設等の内容を括弧書きにすること。）
- 2 施設等の所在地
- 3 施設等の構造、規模等
- 4 改善計画の達成状況（改善計画策定時の3年間の年度別計画と実績が比較できる資料を添付すること。）
- 5 その他（達成状況等について、特記すべき事項を記述すること。）
- 6 添付書類
財産管理台帳の写し
施設の管理規定等の写し
施設等の現況写真

別記様式第 10－1 号（第 4 の 5 の（5）関係）

水産庁長官 殿

都道府県知事

水産業競争力強化緊急施設整備事業計画の申請（変更申請）について

令和 年度水産業競争力強化緊急施設整備事業計画を別添のとおり策定したので、水産関係
地方公共団体交付金等交付等要綱第 4 の 5 の（5）のアの（ア）に基づき、承認を申請する。

記

計画番号：

計 画 名：

事業実施主体： 所在地
名称

（注 1）計画番号は、都道府県ごとに通し番号等、一意の値を設定すること。

（注 2）別添として、以下の書類を添付すること。

(別添)

水産業競争力強化緊急施設整備事業整備計画

都道府県名：
事業実施者所在地・名称：

1．事業実施の基本方針

2．競争力強化のための事業実施の必要性

3．事業内容

(ア) 事業執行計画

(単位:千円)

経費区分	計画事業費							
	総額		令和 年度 実施分		令和 年度 実施分		令和 年度 実施分	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
(a) 実施設計費								
(b) 本体施設工 事費								
(c) 工事雑費								
(d) 施設撤去費								
(e)								

都道府県 附帯事務費								
(f) 市町村 附帯事務費								
合計								

(イ) 施設整備内容

施設 名称	施工場所 又は 設置場所	事業 メニュー	事業内容	成果目標		
				具体的内容	目標	
					現状値 (令和○年度)	目標値 (令和○年度)
			(記載すべき事項) ・施工内容： ・施設の規模構造： ・施設の能力（日産・ 月産他） ・施設撤去費の具体的 根拠等	(記載すべき事項) 1. 成果目標の具体的 内容 ○○○○ 2. 成果目標の考え方 ○○○○ 3. b / c の算出結果 ○○○○ 4. ポイント数及びそ の算出根拠		

(注) 同一の事業計画において、施設が複数存在する場合は、施設名称、施工場所又は設置場所、事業メニュー、事業内容を施設ごとに記載すること。

(ウ) 取組の目標（K P I）

取組の目標 (K P I)	基準年	令和 年度：	漁業所得		千円	
	目標年	令和 年度：	漁業所得		千円	
	増加額		千円	増加率		%

- (注) 1. 施設整備事業計画に関連する浜の活力再生広域プラン又は浜の活力再生プランに基づく各種の取組の効果全体として、施設完成後5年以内に受益対象漁業者の漁業所得を10%以上向上させる取組の目標（K P I）を記載すること。
2. その他施設整備内容が分かる以下の資料を添えて提出すること。

- ①事業計画要約調書
- ②費用・便益分析計算書
- ③便益算定の根拠資料（費用便益計算書の各項目を説明した資料）
- ④施設位置図及び施設概要に係る資料
- ⑤施設整備前後の対比資料
- ⑥施設の利用計画書・収支計画書（収支を伴う施設の場合のみ）
- ⑦施設の管理規定
- ⑧事業効果を検証する体制を説明した資料
- ⑨施設管理台帳
- ⑩施設整備工程表
- ⑪その他水産庁長官が別途指示する資料

番 号
年 月 日

都道府県知事名

水 産 庁 長 官

水産業競争力強化緊急施設整備事業計画の承認（変更承認）について

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇号で申請のあった件については、審査の結果、承認したので、通知する。

記

計画番号：

計 画 名 :

事業実施主体：所在地
名称

番 号
年 月 日

都道府県知事名

水 産 庁 長 官

水産業競争力強化緊急施設整備事業計画の取消しについて

令和●●年●●月●●日付け●●第●●●●号により承認を行った下記の水産業競争力強化緊急施設整備事業計画については、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第4の5の（5）のオの（ア）により、事業計画の全部（一部）を取り消すこととしたので、通知する。

記

計画番号：

計 画 名 :

事業実施主体：所在地
名称

※一部取消しの場合にあっては、取消内容を記した資料を添付する。

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿

都道府県知事

令和●●年度 水産業競争力強化緊急施設整備事業事後評価報告書

今般、水産業競争力強化緊急施設整備事業の実施期間が終了したので、水産関係地方公共団体
交付金等交付等要綱第 4 の 5 の（6）のアに基づき、事後評価報告書を提出する。

（注）別表の水産業競争力強化緊急施設整備事業事後評価報告書を添付すること。

なお、事後評価報告書作成に当たっては、別途定める評価手法・対応措置に基づ
き、これを実施することとする。

別表（第4の5の別記様式第10－4号関係）

水産業競争力強化緊急施設整備事業事後評価報告書

				作成部署名		
目的						
目標				整理番号		
事業実施主体						
実施地区						
実施期間及び目標年度		実施期間	目標年度			
		〇〇年度～〇〇年度	〇〇年度			
助成金額						
事業計画の内容						
評価	取組の目標（K P I）					
	基準年	（ 年度時点）		千円		
	現状値	（ 年度末時点）		千円	増加率	%
	目標値	（ 年度末）		千円	増加率	%
	成果目標					
	現状値	（ 年度末時点）				
	目標値	（ 年度末）				
	（１）現状値の説明		（統計データ、計算のプロセス、取組の実績等現状値を出すに至った経緯、理由を記載）			
	（２）地域への経済効果		（計画策定時の予定と目標年度における現実の数字との比較、分析）			
	（３）所見		（特に、成果目標が達成されていない場合に、その理由及び分析を記載）			
	（４）評価機関の意見等		（評価機関等の評価を受けた場合に記入）			
	今後の改善方向等に関する分析					

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿

○○県知事 氏 名

令和○○年度被災地次世代漁業人材確保支援事業計画書

今般、被災地次世代漁業人材確保支援事業計画書を策定したので、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第 4 の 6 の（3）の規定に基づき提出する。

記

（注）別添 1 の被災地次世代漁業人材確保支援事業計画を添付すること。

別添 1（別記様式第 11 号関係）

令和〇〇年度被災地次世代漁業人材確保支援事業計画書

1 事業内容

漁業再開支援事業

漁業再開支援計画

主な事業内容

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿

○○県知事 氏 名

令和○○年度被災地次世代漁業人材確保支援事業計画変更協議書

令和○年○月○日付け○○第○○○○号をもって提出した、令和○○年度被災地次世代漁業人材確保支援事業計画を下記の理由により変更したいので、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第 4 の 6 の（4）の規定に基づき提出する。

記

- 1 変更理由
- 2 変更の概要

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿

〇〇県知事 氏 名

令和〇〇年度海洋環境の変化に対応した養殖生産構造改革事業計画書

今般、海洋環境の変化に対応した養殖生産構造改革事業計画書を策定したので、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第 4 の 7 の（3）の規定に基づき提出する。

記

（注）別添 1 の海洋環境の変化に対応した養殖生産構造改革事業計画を添付すること。

別添 1（別記様式第 13 号関係）

令和〇〇年度海洋環境の変化に対応した養殖生産構造改革事業計画

1 背景
〇〇〇

2 目的
△△△△

3 目指す姿
×××

4 事業内容

調査内容	具体的な調査項目	実施地区・海域	調査期間	備考
漁場移動				
養殖対象種の変更				
複合養殖				
養殖密度の変更				

（注）実施しない調査内容については、省略することができる。

5 協議会の開催

検討内容・項目	開催日	関係者	備考

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿

〇〇県知事 氏 名

令和〇〇年度海洋環境の変化に対応した養殖生産構造改革事業計画変更申請書

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇〇号をもって提出した、令和〇〇年度海洋環境の変化に対応した養殖生産構造改革事業計画を下記の理由により変更したいので、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第 4 の 7 の（4）の規定に基づき提出する。

記

- 1 変更理由
- 2 変更の概要

別紙様式第 1 号（第 7 第 1 項関係）

令和〇〇年度 水産関係地方公共団体交付金等交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿
(沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名
(〇〇市町村長)

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第 7 第 1 項の規定に基づき、交付金等〇〇円の交付を申請する。

（なお、水産業強化対策整備交付金及び水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金については、別紙のとおり交付対象物件を担保に供することとしたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 2 2 条の規定により併せて申請する。）

（注）本文括弧書きは、事業を行うに当たり、対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資（漁業近代化資金等）及び株式会社日本政策金融公庫から融資を受ける場合に記載すること。この場合において、当該融資等の内容（金融機関名、制度融資名、融資金額、償還年数、その他必要な事項）を本様式第 5 に規定する別紙内訳書に記載し、添付すること。

(単位：円)

記

区 分	交 付 金 等	備 考
漁業調整委員会等交付金		
水産業改良普及事業交付金		
離島漁業再生支援交付金		
離島漁業再生事業交付金		
離島漁業新規就業者特別対策事業交付金		
離島漁業再生支援推進交付金		
特定有人国境離島漁村支援交付金		
水産業強化対策整備交付金		
水産業強化対策推進交付金		
水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金		
被災地次世代漁業人材確保支援事業費補助金		

海洋環境の変化に対応した養殖生産構造改革事業費補助金		
合 計		

第 1 事業の目的

第 2 事業の内容及び計画

I 漁業調整委員会等交付金

区 分	内 容
1 漁業調整委員会	
2 内水面漁場管理委員会	

(注) 委員会等の主な協議内容等につき、明記すること。

II 水産業改良普及事業交付金

(1) 水産業普及指導員の設置計画

	職員数	備考
水産業普及指導員	人	

(2) 普及活動計画

区分	普及活動延べ日数	主な内容	備考
水産業普及指導員	日		

(3) 普及指導員室運営計画

品名	規格	員数	設置場所	備考
四輪駆動車 (ライトバン)				
小計				
普及活動機材名 〇〇〇〇 〇〇〇〇				

(4) 普及指導員研修計画

研修会名	人数	実施場所	研修実施日数	主な研修課題	備考
	人		日		
計					

III 離島漁業再生支援交付金

1 離島漁業再生事業交付金

離島漁業再生事業交付金事業計画

(単位：円)

離島漁業再生事業交付金	対象漁業集落数	交付額
一般離島		
特認離島		

合計		
----	--	--

2 離島漁業新規就業者特別対策事業交付金

(単位：円)

	新規就業者数	交付額
離島漁業新規就業者特別対策事業交付金		

3 離島漁業再生支援推進交付金

都道府県推進事業計画

区 分	内 容	備 考
1 推進事務		
(1) 市町村説明会開催	(開催時期) (開催回数) (参加人数) 月 回 人	
(2) 推進手引き作成	(作成部数) 部	
2 審査事務		
促進計画の策定指導	(指導時期) (指導市町村数) 月 市町村	
3 その他の推進事業		
(1) 現地指導	(指導回数) (指導目的) (指導市町村数) 回 市町村	
(2) 現地調査	(調査回数) (調査目的) (調査市町村数) 回 市町村	

市町村推進事業計画

市町村名	集落説明会の 開催回数	集落説明会の 参加人数	漁業集落への 集落協定作成 等の指導回数	漁業集落への 現地確認回数	交付を行う 対象漁業集落 数

IV 特定有人国境離島漁村支援交付金

1 雇用を創出するための取組

(単位：円)

雇用を創出するための取組	漁業集落数	交付額
--------------	-------	-----

--	--	--

2 雇用の創出を円滑に行うための環境整備 (単位：円)

雇用の創出を円滑に行 うための環境整備	漁業集落数	交付額

V 水産業強化支援事業費（水産業強化対策整備交付金及び水産業強化対策推進交付金をいう。
以下同じ。）

1 交付額

(単位：円)

区 分	交 付 金	備 考
水産業強化対策整備交付金		
水産業強化対策推進交付金		
合 計		

2 水産業強化対策整備交付金

政策 目標	事業 No.	実施 地区名	事業実 施主体	成果目標			メニューの内 容
				具体的内容	目標		
					現状値 (令和○年度)	目標値 (令和○年度)	
	00- 1						
	00- 2						
	00- 3						
	00- 4						
	00- 10						

(注) 交付等要綱第4の4の(10)で規定する別記様式第5号別表の水産業強化支援事業計画における各政策目標（資源管理目標を除く。）の3. 事業内容(2)ハード事業の内

容に基づき記載すること。

3 水産業強化対策推進交付金

政策 目標	事業 No.	事業実 施主体	成果目標			メニューの内容
			具体的内容	目標		
				現状値 (令和○年度)	目標値 (令和○年度)	
	00- 11					
	00- 12					
	00- 13					
	00- 14					
	00- 20					

(注) 交付等要綱第4の4の(10)で規定する別記様式第5号別表の水産業強化支援事業計画における各政策目標の3. 事業内容のソフト事業の内容に基づき記載すること。

VI 水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金

(単位：円)

計画 番号	計画名	事業 実施主体	事業メニュー	成果目標		
				具体的内容	目標	
					現状値 (令和○年度)	目標値 (令和○年度)

計画 番号	事業内容	国庫補助金	備考
計			

VII 被災地次世代漁業人材確保支援事業費補助金

漁業再開支援事業

漁業再開支援計画

主な事業内容

VIII 海洋環境の変化に対応した養殖生産構造改革事業費補助金

事業計画

調査内容	具体的な調査項目	実施地区・海域	調査期間	備考
漁場移動				
養殖対象種の変更				
複合養殖				
養殖密度の変更				

協議会の開催計画

検討内容・項目	開催日	関係者	備考

第3 経費の配分及び負担区分

I 漁業調整委員会等交付金

(単位：円)

区 分	交付金事業に 要する経費 (A + B)	負 担 区 分		備 考
		国庫交付金 (A)	都道府県費 (B)	

1	漁業調整委員会費				
2	内水面漁場管理委員会費				
	合 計				

II 水産業改良普及事業交付金

(単位：円)

区 分	交付金事業に 要する経費 (A + B)	負 担 区 分		備 考
		国庫交付金 (A)	都道府県費 (B)	
1 普及指導員設置費				
2 普及指導員活動費				
(1) 旅費				
(2) 四輪自動車設置費				
(3) 普及活動機材費				
(4) ○○費				
合 計				

III 離島漁業再生支援交付金

(単位：円)

区 分	交付金事業に 要する経費 (A + B)	負 担 区 分			備 考
		国庫 交付金 (A)	都道府県 費 (B)	市町村費 (C)	
1 離島漁業再生事業交付金					
(1) 一般離島					
(2) 特認離島					
2 離島漁業新規就業者特別 対策事業					
3 離島漁業再生支援推進交 付金					
(1) 都道府県推進事業					
① 推進指導事務費					
② 審査事務費					
③ その他推進事業費					
(2) 市町村推進事業					
合 計					

IV 特定有人国境離島漁村支援交付金

(単位：円)

区 分	交付金事業に 要する経費 (A + B)	負 担 区 分			備 考
		国庫交付 金 (A)	都道府県 費 (B)	市町村費 (C)	
特定有人国境離島漁村支援交付金 (1) 雇用を創出するための取組 (2) 雇用の創出を円滑に行うための環境整備					
合 計					

V 水産業強化支援事業費

(単位：円)

区 分	事業 費 (E) (A + B + C + D)	交付金事業に要する経費 (A + B)	国庫交付率(A) / (E) %	負 担 区 分				備考
				国庫交付金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
I 水産業強化対策整備交付金								
1 資源増養殖目標								
(1) 定額 (2 / 3 以内) 分								
(2) 定額 (5.5 / 10 以内) 分								
(3) 定額 (1 / 2 以内) 分								
(4) 附帯事業費 定額 (1 / 2 以内) 分								
2 経営構造改善目標								
(1) 定額 (2 / 3 以内) 分								
(2) 定額 (5.5 / 10 以内) 分								

分								
(3) 定額 (1 / 2 以内) 分								
(4) 定額 (4 / 10 以内) 分								
(5) 定額 (1 / 3 以内) 分								
(6) 附帶事業費 定額 (1 / 2 以内) 分								
3 加工流通構造改善目 標								
(1) 定額 (2 / 3 以内) 分								
(2) 定額 (5.5 / 10 以内) 分								
(3) 定額 (1 / 2 以内) 分								
(4) 定額 (4 / 10 以内) 分								
(5) 定額 (1 / 3 以内) 分								
(6) 附帶事業費 定額 (1 / 2 以内) 分								
4 漁港機能高度化目標								
(1) 定額 (2 / 3 以内) 分								
(2) 定額 (5.5 / 10 以内) 分								
(3) 定額 (1 / 2 以内) 分								
(4) 附帶事業費 定額 (1 / 2 以内) 分								
Ⅱ 水産業強化対策推進交 付金								
1 資源管理目標 定額 (1 / 2 以内) 分								
2 資源増養殖目標								

定額（１／２以内）分								
３ 漁港機能高度化目標 定額（１／２以内）分								
合 計								

（注）備考欄には、事業区分ごとに消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記載すること。

Ⅵ 水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金

（単位：円）

区 分	事業費（E） （A＋B＋C＋D）	補助金事業に要する経費 （A＋B）	補助率（A）／（E） %	負 担 区 分				備 考
				国庫補助金 （A）	都道府県費 （B）	市町村費 （C）	その他 （D）	
I 事業費								
（１）補助率１／２分								
（２）補助率５．５／１０分								
（３）補助率２／３分								
２．付帯事務費								
合 計								

（注）備考欄には、事業区分ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

Ⅶ 被災地次世代漁業人材確保支援事業費補助金

（単位：円）

区 分	事業に要する経費	負 担 区 分			備 考
		国庫	都道府	その他	

		補助金	県費		
漁業再開支援事業					
(1) 漁業再開支援審査会に要する経費					
(2) 地域委員会に要する経費					
(3) リース漁船・漁具の導入支援を行うための次の経費					
ア リース漁船・漁具の取得等に要する経費					
イ 金利・保証料に要する経費					
(4) リース漁船・漁具の導入支援を行うための管理運営に要する経費					
(5) 県が(1)から(4)の実施の指導等を行うために必要な経費					
計					

(注) 備考欄には、事業区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）
- 又は人格のない社団財団であつて、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

VIII 海洋環境の変化に対応した養殖生産構造改革事業費補助金

(単位：円)

区 分	事業に要する経費	負 担 区 分			備 考
		国庫補助金	都道府県費	その他	
1 養殖生産構造改善事業					
(1) 漁場移動調査に要する経費					
(2) 養殖対象種の変更調査に要する経費					
(3) 複合養殖調査に要する経費					
(4) 養殖密度の変更調査に要する経費					
2 協議会の開催に要する経費					
計					

(注) 備考欄には、事業区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、

同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）
又は人格のない社団財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が
5%超となることが確実に見込まれるもの

第4 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

第5 水産業強化支援事業費及び水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金の添付書類

都道府県又は市町村の補助金等の交付に関する規程又は要綱

別紙

事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資（漁業近代化資金等）及び株式会社日本政策金融公庫から融資を受けるために対象物件を担保に供する場合の内訳書

1. 交付金等名
2. 目標名
3. 担保施設の概要
 - (1) 名称（施設名）
 - (2) 施設の規模概要
 - (3) 所在地（設置場所）
 - (4) 総事業費と負担区分
4. 借入れの概要
 - (1) 金融機関名
 - (2) 制度融資名
 - (3) 融資金額
 - (4) 償還年数
 - (5) 債務保証
5. その他参考となる事項

（注）添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

令和〇〇年度 水産関係地方公共団体交付金等変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿
(沖縄県内にあっては、内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名
(〇〇市町村長)

令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって交付金等の交付決定通知のあった水産関係地方公共団体交付金等事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第 11 の規定に基づき申請する。

記

(注) 1 記の記載要領は、別紙様式第 1 号の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更（中止又は廃止）の理由」と置き換え、交付金等の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更（中止又は廃止）前を括弧書で上段に記載すること。

2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

4 交付金等の額が増額する場合は、件名の「令和〇〇年度 水産関係地方公共団体交付金等変更等承認申請書」を「令和〇〇年度 水産関係地方公共団体交付金等変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第 11 の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第 11 の規定に基づき申請する。併せて、〇〇円を追加交付されたく申請する。」とすること。

令和〇〇年度 水産関係地方公共団体交付金等遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 〇 〇 〇 〇 殿
(沖縄県内にあっては、内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名
(〇〇市町村長)

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金等の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第13の規定に基づき届け出ます。

（なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。（注1））

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況
 - 1. 漁業調整委員会等交付金

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定 年月日	
1 漁業調整委員会 2 内水面漁場管理 委員会	円	円	%	円		

（注）「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

（注1）括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。

（注2）事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、

「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

2. 水産業改良普及事業交付金

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定 年月日	
1 普及指導員設置 費	円	円	%	円		
2 普及指導員活動 費						

(注)「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

(注1) 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。

(注2) 事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、

「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

3. 離島漁業再生支援交付金

区 分	計 画 〔交付金事業に 要する経費〕	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		金額	出来高 比率	金額	事業完了 予定 年月日	
1 離島漁業再生事業交付金	円	円	%	円		
2 離島漁業新規就業者特別対策事業交付金						
3 離島漁業再生支援推進交付金						
(1) 都道府県推進事業						
① 推進指導事務費						
② 審査事務費						
③ その他推進事務						

費 (2) 市町村推進事務 費						
-----------------------	--	--	--	--	--	--

(注)「金額」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

(注1) 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。

(注2) 事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、
「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

4. 特定有人国境離島漁村支援交付金

区 分	計 画 〔交付金事業に 要する経費〕	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		金額	出来高 比率	金額	事業完了 予定 年月日	
1 雇用を創出する ための取組 2 雇用の創出を円 滑に行うための環 境整備	円	円	%	円		

(注)「金額」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

(注1) 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。

(注2) 事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載すること
とし、
「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載する
こと。

5. 水産業強化支援事業費

(1) 水産業強化対策整備交付金

政策 目標	事業 No.	実施地区名	事業実施主体	計 画	実 施	(B)	残 高	備 考
				事業費 (A)	事業費 (B)	／ (A)	事業費 (A)－(B)	
				円	円	%	円	

合計					
----	--	--	--	--	--

(注) 1. 実施地区ごとに記載し、政策目標ごとに小計を設けること。

2. (A) 欄については、入札等の結果を反映させること。

(注1) 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。

(注2) 事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとする。

(2) 水産業強化対策推進交付金

政策 目標	事業 No.	事業 実施主体	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
				○年○月末日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
				事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定 年月日	
			円	円	%	円		

(注) 1. 政策目標ごとに小計を設けること。

2. 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

(注1) 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。

(注2) 事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとする。

6. 水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金

地 域 名	メニューの 内容	実施主体	計 画	実 施	(B)	残 高	備 考
			事業費 (A)	事業費 (B)	/ (A)	事業費 (A) - (B)	
1 事業費			円	円	%	円	
2 附帯事務費							

(注) 設計単位ごとに記載し、事業計画ごとに小計を設けること。(A) 欄については、入札等の結果を反映させること。

(注1) 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。

(注2) 事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとする。

7. 被災地次世代漁業人材確保支援事業費補助金

区 分	総事業費	事業の遂行状況		備 考
		〇年〇月末日までに 完了したもの	〇年〇月〇日以降に 実施するもの	

		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定 年月日	
漁業再開支援事業	円	円	%	円		

（注）「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

（注１）括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。

（注２）事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

８．海洋環境の変化に対応した養殖生産構造改革事業費補助金

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月末日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定 年月日	
1 養殖生産構造改 善事業	円	円	%	円		
2 協議会開催費						

（注）「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

（注１）括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。

（注２）事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

令和〇〇年度 水産関係地方公共団体交付金等遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 〇 〇 〇 〇 殿
(沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名
(〇〇市町村長)

令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって交付金等の交付決定通知のあった水産関係地方公共団体交付金等事業について、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第14第1項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1. 漁業調整委員会等交付金

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年 9 月末日までに 完了したもの		○年 10 月 1 日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定 年月日	
1 漁業調整委員会 2 内水面漁場管理 委員会	円	円	%	円		

(注) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

2. 水産業改良普及事業交付金

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年 9 月末日までに 完了したもの		○年 10 月 1 日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定 年月日	
1 普及指導員設置	円	円	%	円		

費						
2 普及指導員活動費						

(注) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

3. 離島漁業再生支援交付金

区 分	計 画 〔交付金事業に 要する経費〕	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年 9 月末日までに 完了したもの		○年 10 月 1 日以降に 実施するもの		
		金額	出来高 比率	金額	事業完了 予定 年月日	
1 離島漁業再生事業交付金	円	円	%	円		
2 離島漁業新規就業者特別対策事業交付金						
3 離島漁業再生支援推進交付金						
(1) 都道府県推進事業						
① 推進指導事務費						
② 審査事務費						
③ その他推進事務費						
(2) 市町村推進事務費						

(注) 「金額」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

4. 特定有人国境離島漁村支援交付金

区 分	計 画 〔交付金事業に 要する経費〕	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年 9 月末日までに 完了したもの		○年 10 月 1 日以降に 実施するもの		
		金額	出来高 比率	金額	事業完了 予定 年月日	
	円	円	%	円		

1 雇用を創出するための取組						
2 雇用の創出を円滑に行うための環境整備						

(注) 「金額」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

5. 水産業強化支援事業費

(1) 水産業強化対策整備交付金

政策目標	事業No.	実施地区名	事業実施主体	計 画	実 施	(B)	残 高	備 考
				事業費 (A)	事業費 (B)	／ (A)	事業費 (A)－(B)	
				円	円	%	円	
合 計								

(注) 1. 実施地区ごとに記載し、政策目標ごとに小計を設けること。

2. (A) 欄については、入札等の結果を反映させること。

(2) 水産業強化対策推進交付金

政策 目標	事業 No.	事業 実施主体	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
				○年 9 月 末 日 ま で に 完了したもの		○年 10 月 1 日 以 降 に 実施するもの		
				事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定 年月日	
			円	円	%	円		

(注) 1. 政策目標ごとに小計を設けること。

2. 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

6. 水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金

地 域 名	メニューの内容	実施主体	計 画	実 施	(B)	残 高	備 考
			事業費 (A)	事業費 (B)	／ (A)	事業費 (A)－(B)	
1 事業費			円	円	%	円	

2 附帯事務費							
---------	--	--	--	--	--	--	--

(注) 設計単位ごとに記載し、事業計画ごとに小計を設けること。(A) 欄については、入札等の結果を反映させること。

7. 被災地次世代漁業人材確保支援事業費補助金

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年9月末日までに 完了したもの		○年10月1日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定 年月日	
漁業再開支援事業	円	円	%	円		

(注) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

8. 海洋環境の変化に対応した養殖生産構造改革事業費補助金

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年9月末日までに 完了したもの		○年10月1日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定 年月日	
1 養殖生産構造改 善事業	円	円	%	円		
2 協議会開催費						

(注) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別紙様式第 5 号（第 15 関係）

令和〇〇年度水産関係地方公共団体交付金等概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 〇〇〇〇 殿
官署支出官 水産庁長官 殿

〇〇都道府県 知事 〇〇〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で交付決定の通知のあった令和〇〇年度水産関係地方公共団体交付金等について、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

（遂行状況報告を兼ねる場合）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で交付決定の通知のあった令和〇〇年度水産関係地方公共団体交付金等について、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第 15 の規定に基づき、第〇・四半期の末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて、金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

(別紙)

[illegible]

様式 2 (遂行状況報告を兼ねる場合)

(別紙)

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

[illegible]

別紙様式第6号（第16第1項関係）

令和〇〇年度 水産関係地方公共団体交付金等実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

(沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長)

〔官署支出官 水産庁長官 殿
(沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長)〕※

都道府県知事 氏 名
(〇〇市町村長)

令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって交付金等の交付決定通知のあった水産関係地方公共団体交付金等事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第 16 第 1 項の規定に基づき、その実績を報告する。

(また、併せて精算額として交付金等〇〇円の交付を請求する。) ※

添付書類として、各事業費の根拠となる内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しを添付すること。

なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

※については、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載すること。

(単位：円)

区 分	精 算 額	備 考
漁業調整委員会等交付金		
水産業改良普及事業交付金		
離島漁業再生支援交付金		
離島漁業再生事業交付金		
離島漁業新規就業者特別対策事業交付金		
離島漁業再生支援推進交付金		
特定有人国境離島漁村支援交付金		
水産業強化対策整備交付金		
水産業強化対策推進交付金		
水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金		
被災地次世代漁業人材確保支援事業費補助金		
海洋環境の変化に対応した養殖生産構造改革事		

業費補助金		
合 計		

記

第１．事業の目的

第２．事業の内容及び実績

Ⅰ．漁業調整委員会等交付金

区 分	内 容
1 漁業調整委員会	
2 内水面漁場管理委員会	

(注) 委員会等の主な協議内容等につき、明記すること。

Ⅱ．水産業改良普及事業交付金

(１) 水産業普及指導員の設置実績

	職員数	備考
水産業普及指導員	人	

(２) 普及活動実績

区分	普及活動延べ日数	主な内容	備考
水産業普及指導員	日		

(３) 普及指導員室運営実績

品名	規格	員数	設置場所	備考
四輪駆動車 (ライトバン)				
小計				
普及活動機材名 〇〇〇〇 〇〇〇〇				

(４) 普及指導員研修実績

研修会名	人数	実施場所	研修実施日数	主な研修課題	備考
	人		日		
計					

Ⅲ. 離島漁業再生支援交付金

1 離島漁業再生支援交付金

(1) 離島漁業再生事業交付金事業実績 (単位：円)

基本交付金	対象漁業集落数	交付額
一般離島		
特認離島		
合計		

2 離島漁業新規就業者特別対策事業交付金実績 (単位：円)

離島漁業新規就業者特別対策事業交付金	新規就業者数	交付額

3 離島漁業再生支援推進交付金

都道府県推進事業実績

区分	内容	備考
1 推進事務		
(1) 市町村説明会開催	(開催時期) (開催回数) (参加人数) 月 回 人	
(2) 推進手引き作成	(作成部数) 部	
2 審査事務		
促進計画の策定指導	(指導時期) (指導市町村数) 月 市町村	
3 その他の推進事業		
(1)	(指導回数) (指導目的) (指導市町村数) 回 市町村	
地指導	(調査回数) (調査目的) (調査市町村数) 回 市町村	
(2)		
地調査		

市町村推進事業実績

市町村名	集落説明会の開催回数	集落説明会の参加人数	漁業集落への集落協定作成等の指導回数	漁業集落への現地確認回数	交付を行った対象漁業集落数

計														
地区事業費 小計														
市町村 附帯事務費 計														
都道府県 附帯事務費 計														
合 計	—	—	—	—	—	—							—	

- (注) 1 事業費の欄は、交付対象であって計算対象外となる事業費のある場合は、上段に括弧書きでこれを含めた事業費を、下段に国庫交付金に対応する事業費を記載すること。
- 2 地区事業費小計は、実施地区を単位として策定する事業計画ごとの小計とする。
- 3 備考欄には事業ごとに、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

イ 附帯事業の実績

実施時期	事業実施 主体	目 的	内 容	関連する施設の内容				備 考
				メニュー	施設名	整備年度	事業実施 主体	

- (注) 1 関連する施設が、複数施設ある場合は全て列記すること。
- 2 整備年度については、整備予定年度又は整備済の年度を記入すること。

(2) 経営構造改善目標

ア 事業実績

実施地区名	事業実施主体	施工箇所又は設置場所	メニューの内容	事業量	工期		事業費 (A+B+C+D)	交付事業に要した経費(A+B)	負担区分				交付率	備考
					着工年月日	しゅん工年月日			国庫交付金(A)	都道府県費(B)	市町村費(C)	その他(D)		
◇◇地区 地区事業費	◇◇ 県						円	円	円	円	円	円		
小計														
〇〇地区	〇〇 漁協													
都道府県 附帯事務費														
市町村 附帯事務費計														
地区事業費 小計														
市町村 附帯事務費計														
都道府県 附帯事務費計														
合 計	—	—	—	—	—	—							—	

(注) 1 事業費の欄は、交付対象であって計算対象外となる事業費のある場合は、上段に括弧書きでこれを含めた事業費を、下段に国庫交付金に対応する事業費を記載すること。

2 地区事業費小計は、実施地区を単位として策定する事業計画ごとの小計とする。

3 備考欄には事業ごとに、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない

場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

イ 市町村附帯事務費

事業実施指導実績

区 分	時 期	実施場所	主目的・内容	備 考
指導監督 中間検査 しゅん工検査 ○ ○ ○				

ウ 都道府県附帯事務費

(ア) 経営構造改善指導職員設置実績

氏 名	官 職 名	所属部課	任用期間	職 務 の 概 要

(注) 任用期間の欄には、補助の対象とする期間(年 月～ 年 月)を記載すること。

(イ) 事業実施指導実績

区分	時期	実施場所	主目的・内容	備考
事業実施計画樹立	○○調査 ○○資料作成 ○○協議会 ○○○			
事業実施の指導	指導監督 中間検査 しゅん工検査 ○○○			

(ウ) 事業推進協議会費

開催年月日	場所	出席員数	その他の 出席者数	主な討議事項
		人	人	

エ 附帯事業の実績

実施	事業実	目的	内容	関連する施設の内容	備考
----	-----	----	----	-----------	----

時期	施主体			メニュー	施設名	整備年度	事業実 施主体	

- (注) 1 関連する施設が、複数施設ある場合は全て列記すること。
- 2 整備年度については、整備予定年度又は整備済の年度を記入すること。

(3) 加工流通構造改善目標

ア 事業実績

実施地区名	事業実施主体	施工箇所又は設置場所	メニューの内容	事業量	工期		事業費 (A+B+C+D)	交付事業に要した経費(A+B)	負担区分				交付率	備考
					着工年月日	しゅん工年月日			国庫交付金(A)	都道府県費(B)	市町村費(C)	その他(D)		
◇◇地区 地区事業費	◇◇県						円	円	円	円	円	円		
小計														
〇〇地区	〇〇漁協													
都道府県 附帯事務費														
市町村 附帯事務費計														
地区事業費 小計														
市町村 附帯事務費計														
都道府県 附帯事務費計														
合計	—	—	—	—	—	—							—	

(注) 1 事業費の欄は、交付対象であって計算対象外となる事業費のある場合は、上段に括弧

書きでこれを含めた事業費を、下段に国庫交付金に対応する事業費を記載すること。

2 地区事業費小計は、実施地区を単位として策定する事業計画ごとの小計とする。

3 備考欄には事業ごとに、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

イ 市町村附帯事務費

事業実施指導実績

区分	時期	実施場所	主目的・内容	備考
指導監督 中間検査 しゅん工検査 〇〇〇				

ウ 都道府県附帯事務費

事業実施指導実績

区分	時期	実施場所	主目的・内容	備考
指導監督 中間検査 しゅん工検査 〇〇〇				

エ 附帯事業の実績

実施 時期	事業実 施主体	目的	内容	関連する施設の内容				備考
				メニュー	施設名	整備年度	事業実 施主体	

(注) 1 関連する施設が、複数施設ある場合は全て列記すること。

2 整備年度については、整備予定年度又は整備済の年度を記入すること。

(4) 漁港機能高度化目標

ア 事業実績

実施地区名	事業実施主体	所在市町村	事業の内容	事業量	工期		事業費 (A+B+C+D)	交付事業に要した経費(A+B)	負担区分				交付率	備考
					着工年月日	しゅん工年月日			国庫交付金(A)	都道府県費(B)	市町村費(C)	その他(D)		
地区計							円	円	円	円	円	円		
市町村 事務費計														
都道府県 事務費計														
合 計	—	—	—	—	—	—							—	

(注) 1 事業種目が2以上の設計単位となる場合、それぞれ区分し、地区ごとの合計を記すこと。

2 また、同一実施主体に係る1設計単位が2以上の事業種目にわたる場合は、事業種目(複数)を括弧で囲むこと。

イ 市町村附帯事務費

事業実施指導実績

区 分	時 期	実施場所	主目的・内容	備 考
指導監督 中間検査 しゅん工検査 ○ ○ ○				

ウ 都道府県附帯事務費

事業実施指導実績

区 分	時 期	実施場所	主目的・内容	備 考
指導監督 中間検査				

しゅん工検査 〇 〇 〇				
-----------------	--	--	--	--

エ 附帯事業の実績

実施時期	事業実施 主体	目 的	内 容	関連する施設の内容				備 考
				メニュー	施設名	整備年度	事業実施 主体	

- (注) 1 関連する施設が、複数施設ある場合は全て列記すること。
2 整備年度については、整備予定年度又は整備済の年度を記入すること。

2. 水産業強化対策推進交付金

(1) 資源管理目標

ア 水面利用調整の推進実績

(ア) 資源利用調整推進事業実績

a 海面事業実績

(a) 漁場利用等実態調査実績

目的	調査等時期	調査等場所	主な調査等事項	備考

(b) 関係者意向調査実績

調査等時期	調査等場所	主な調査等事項	備考

(c) 漁場利用調整等開催実績

会議等の名称	出席者数	開催時期	開催場所	会議内容	備考

- (注) 会議の内容の欄には、その検討事項を記載すること。

b 内水面事業実績

(a) 関係者意向調査実績

調査等時期	調査等場所	主な調査等事項	備考

(b) 漁場利用調整・指導等開催実績

会議の内容	出席者数	開催時期	開催場所	備考

(注) 会議の内容の欄には、その検討事項を記載すること。

(イ) 国際漁場隣接地域管理事業実績

a 水域監視事業実績

(a) 北方四島周辺水域監視船運航実績

監視海域	実施期間	船名及び総トン数	実施状況	備考

(b) 北方四島周辺水域監視体制整備実績

地域名	監視海域	監視時間	実施期間	実施状況	備考

b 適正操業指導事業実績

(a) 適正操業指導実績

i 操業情報調査実績

対象海域	漁業種類	対象漁船隻数	実施期間	通報回数	備考

ii 指導会議等の開催実績

対象海域	漁業種類	対象漁船隻数	実施期間	通報回数	備考

(b) 安全操業指導実績

i 操業情報調査実績

対象海域	漁業種類	対象漁船隻数	実施期間	通報回数	備考

ii 指導会議等の開催実績

対象海域	漁業種類	対象漁船隻数	実施期間	通報回数	備考

イ 密漁防止対策の推進実績

(ア) 密漁防止地域対策事業実績

a 現地協議会の開催実績

会議等の名称	出席者数	開催時期	開催場所	会議内容	備考

b 現地指導会の開催実績

会議等の名称	出席者数	開催時期	開催場所	会議内容	備考

(イ) 密漁防止普及啓発事業実績

品名	数量	単価	金額	制作時期	備考
看板製作一式 のぼり製作一式 ポスター製作一式 〇〇〇製作一式 テレビによる普及啓発 ラジオによる普及啓発 インターネットによる普及啓発 通信運搬費					

(注) 品名は例示であるため、適宜品名を記載すること。

(ウ) 密漁防止監視活動支援事業実績

品名	数量	単価	金額	制作時期	備考
暗視カメラ一式 無人航空機一式 防刃ベスト一式 ヘルメット一式					

〇〇〇一式 監視員の保険料					
------------------	--	--	--	--	--

(注) 品名は例示であるため、適宜品名を記載すること。

(2) 資源増養殖目標

ア 内水面水産資源の調査・指導

(ア) 内水面水産資源量調査事業実績

事業実施地域	事業実施主体	事業の内容、規模等	調査時期	備考

(イ) 内水面水産資源へ影響を及ぼす河川等環境調査・指導事業実績

事業実施地域	事業実施主体	事業の内容、規模等	調査時期	備考

イ 甚大な被害を及ぼす災害等における内水面水産資源の復旧支援

内水面水産資源復旧事業実績

事業実施地域	事業実施主体	事業の内容、規模等	調査時期	備考

ウ 養殖生産工程の管理

(ア) 養殖生産履歴の記録手法の策定実績

事業実施地域	事業実施主体	事業の内容、規模等	調査時期	備考

(イ) 養殖生産履歴の記録手法の普及実績

事業実施地域	事業実施主体	事業の内容、規模等	調査時期	備考

エ 地下海水の試掘調査実績

事業実施地域	事業実施主体	事業の内容、規模等	調査時期	備考

(3) 漁港機能高度化目標

区分	主な事業内容	実施時期	備考
防災対策推進事業			
活性化対策推進事業			

VI. 水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金

(ア) 事業実績

[illegible]

附帯事務費 計														
都道府県 附帯事務費 計														
合 計	—	—	—	—	—	—							—	

(注) 1 事業費の欄は、交付対象であって計算対象外となる事業費のある場合は、上段に括弧書きでこれを含めた事業費を、下段に国庫交付金に対応する事業費を記載すること。

2 地区事業費小計は事業計画ごとの小計とする。

3 備考欄には事業ごとに、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。

(イ) 市町村附帯事務費

事業実施指導実績

区分	時期	実施場所	主目的・内容	備考
指導監督 中間検査 しゅん工検査 〇〇〇				

(ウ) 都道府県附帯事務費

事業実施指導実績

区分	時期	実施場所	主目的・内容	備考
指導監督 中間検査 しゅん工検査 〇〇〇				

VII. 被災地次世代漁業人材確保支援事業費補助金

漁業再開支援事業

漁業再開支援実績

事業内容

--

VIII. 海洋環境の変化に対応した養殖生産構造改革事業補助金
事業実績

調査内容	具体的な調査項目	実施地区・海域	調査期間	備考
漁場移動				
養殖対象種の変更				
複合養殖				
養殖密度の変更				

協議会の開催計画

検討内容・項目	開催日	関係者	備考

第3. 経費の配分及び負担区分
I. 漁業調整委員会等交付金

(単位：円)

区分	交付金事業に 要した経費 (A + B)	負担区分		備考
		国庫交付金 (A)	都道府県費 (B)	
1 漁業調整委員会費				
2 内水面漁場管理委員会費				

合計				
----	--	--	--	--

Ⅱ．水産業改良普及事業交付金

(単位：円)

区分	交付金事業に 要した経費 (A + B)	負担区分		備考
		国庫交付金 (A)	都道府県費 (B)	
1 普及指導員設置費				
2 普及指導員活動費				
(1) 旅費				
(2) 四輪自動車設置費				
(3) 普及活動機材費				
(4) その他必要な経費				
合計				

Ⅲ．離島漁業再生支援交付金

(単位：円)

区分	交付金事業に 要した経費 (A + B)	負担区分			備考
		国庫 交付金 (A)	都道府県 費 (B)	市町村 費 (C)	
1 離島漁業再生事業交付金					
(1) 一般離島					
(2) 特認離島					
2 離島漁業新規就業者特別対策事業交付金					
3 離島漁業再生支援推進交付金					
(1) 都道府県推進事業					
① 推進指導事務費					
② 審査事務費					
③ その他推進事業費					
(2) 市町村推進事業					
合計					

IV. 特定有人国境離島漁村支援交付金

(単位：円)

区分	交付金事業に要した経費 (A + B)	負担区分			備考
		国庫交付金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	
1 雇用を創出するための取組 2 雇用の創出を円滑に行うための環境整備					
合計					

V. 水産業強化支援事業費

区分	事業費 (E) (A+B+C+D)	交付金事業に要する経費 (A + B)	国庫交付率 (A) / (E)	負担区分				備考
				国庫交付金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
I 水産業強化対策整備交付金								
1 資源増養殖目標								
(1) 養殖施設の整備								
ア 定額 (2 / 3 以内) 分								
イ 定額 (1 / 2 以内) 分								
(2) 海面資源増殖施設の整備 定額 (1 / 2 以内) 分								
(3) さけ・ます増殖施設の整備 定額 (1 / 2 以内) 分								

(4) 内水面増殖施設 の整備 定額 (1 / 2 以内) 分								
(5) ノリ養殖競争 力強化に資す る整備								
ア 定額 (5.5 / 10 以内) 分								
イ 定額 (1 / 2 以内) 分								
(6) 附帯事業 定額 (1 / 2 以内) 分								
2 経営構造改善目 標								
(1) 定額 (2 / 3 以内) 分								
(2) 定額 (5.5 / 10 以内) 分								
(3) 定額 (1 / 2 以内) 分								
(4) 定額 (4 / 10 以内) 分								
(5) 定額 (1 / 3 以内) 分								
(6) 附帯事業費 定額 (1 / 2 以内) 分								
3 加工流通構造改 善目標								
(1) 定額 (2 / 3 以内) 分								
(2) 定額								

(5.5/10 以内) 分								
(3) 定額 (1/2 以内) 分								
(4) 定額 (4/10 以内) 分								
(5) 定額 (1/3 以内) 分								
(6) 附帯事業費 定額 (1/2 以内) 分								
4 漁港機能高度化 目標								
(1) 機能向上対 策								
ア 定額 (2/3 以内) 分								
イ 定額 (1/2 以内) 分								
(2) 防災対策								
ア 定額 (2/3 以内) 分								
イ 定額 (5.5/10 以内) 分								
ウ 定額 (1/2 以内) 分								
(3) 活性化対策								
ア 定額 (2/3 以内) 分								
イ 定額 (1/2 以内) 分								
(4) 附帯事業費 定額 (1/2 以内) 分								

Ⅱ 水産業強化対策 推進交付金								
1 資源管理目標								
(1) 水面利用調整 の推進 定額(1 / 2 以内) 分								
(2) 密漁防止対策 の推進 定額(1 / 2 以内) 分								
2 資源増養殖目標								
(1) 内水面水産資 源の調査・指導 定額 (1 / 2 以 内) 分								
(2) 甚大な被害を 及ぼす災害等 における内水 面水産資源の 復旧支援 定額 (1 / 2 以 内) 分								
(3) 養殖生産工程 の管理 定額 (1 / 2 以 内) 分								
(4) 地下海水の試 掘調査 定額 (1 / 2 以内) 分								
3 漁港機能高度化 目標								

定額（１／２以内）分								
合 計								

- （注） １．備考欄には事業区分ごとに、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- ２．該当のない行については、適宜省略してよいものとする。

VI. 水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金

（単位：円）

区分	事業費 (E) (A+B+C+D)	補助事業 に 要する経 費 (A + B)	国庫補助 率 (A) / (E)	負担区分				備 考
				国庫補助金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
1 事業費								
2 附帯事務費								
合 計								

- （注）備考欄には、事業区分ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

VII 被災地次世代漁業人材確保支援事業費補助金

（単位：円）

区 分	事業に要した 経費	負 担 区 分			備 考
		国庫補助金	都道府県費	その他	
漁業再開支援事業					
（１）漁業再開支援審査会に要する経費					
（２）地域委員会に要する経費					
（３）リース漁船・漁具の導入支援を行うための次の経費					

ア リース漁船・漁具の取得等に要する経費					
イ 金利・保証料に要する経費					
(4) リース漁船・漁具の導入支援を行うための管理運営に要する経費					
(5) 県が(1)から(4)の実施の指導等を行うために要する経費					
計					

(注) 各区分の「補助事業に要した経費」及び「負担区分」に交付決定額を上段括弧書きで記載すること。

備考欄には、事業区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

なお、間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の第5のⅦの備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

Ⅷ. 海洋環境の変化に対応した養殖生産構造改革事業費補助金

(単位：円)

区 分	事業に要した経費	負 担 区 分			備 考
		国庫補助金	都道府県費	その他	
1 養殖生産構造改善事業					
(1) 漁場移動調査に要する経費					
(2) 養殖対象種の変更調査に要する経費					
(3) 複合養殖調査に要する経費					
(4) 養殖密度の変更調査に要する経費					
2 協議会の開催に要する経費					
計					

(注) 各区分の「補助事業に要した経費」及び「負担区分」に交付決定額を上段括弧書きで記載すること。

備考欄には、事業区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

なお、間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の第5のⅦの備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

第4. 事業の完了年月日 令和 年 月 日

第5. 収支精算

I. 漁業調整委員会等交付金

1. 収支精算

(1) 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
1 漁業調整委員会費 交付金 都道府県費					
2 内水面漁場管理委員会費 交付金 都道府県費					
合 計					

(2) 支出の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
1 漁業調整委員会費					
2 内水面漁場管理委員会費					
合 計					

(注) 備考欄には、積算内訳を記入のこと。

2. 事業の内容

種類	内容
1. 漁業調整委員会 (1) 海区漁業調整委員会	海区数 海区 委員数 人 (別表 (1) のとおり) 委員会等開催実績 (別表 (2) のとおり) 委員会 回 海区公聴会 回 その他 回 委員会 回 海区公聴会 回 その他 回 委員会 回

(2) 連合海区漁業調整委員会	計 公聴会	回
	その他	回
	委員会等開催実績 (別表 (2) のとおり)	
	委員会	回
	海区公聴会	回
	その他	回
	委員会	回
	海区公聴会	回
	その他	回
	委員会	回
	計 公聴会	回
	その他	回
	委員数	人 (別表 (1) のとおり)
	委員会等開催実績 (別表 (2) のとおり)	
2. 内水面漁場管理委員会	委員会	回
	公聴会	回
	その他	回
	計	回

別表 (1)

委員 (又は専門委員) 名簿

氏名	職業	年齢	区分	備考

(注) 1. 海区、連合海区及び内水面別にそれぞれ記入すること。

2. 区分には

(1) 海区－公益代表、学識経験者、漁民代表の別

(2) 内水面－学識経験者、漁業者代表、採捕者代表の別を記入すること。

3. 専門委員については、備考欄に専を記入すること。

別表（２）

委員会等開催一覧表

委員会名	会議名	開催年月 日	開催場所	付議事項及 びその概要	議決事項	委員出席 数	備考

（注）１．会議名の欄には、委員会、公聴会、その他の別を記入すること。

２．海区、連合海区及び内水面別に、それぞれ記入すること。

Ⅱ 水産業改良普及事業交付金

１ 収入の部

（単位：円）

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
交付金 都道府県費					
合 計					

２ 支出の部

（単位：円）

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
１ 普及指導員設置費					
２ 普及指導員活動費					
（１） 旅費					
（２） 四輪自動車設置費					
（３） 普及活動機材費					
（４） ○○費					
合 計					

Ⅲ 離島漁業再生支援交付金

1 収入の部

(単位：円)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
1. 離島漁業再生事業交付金 (1) 一般離島 (2) 特認離島					
2. 離島漁業新規就業者特別対策事業交付金					
3. 離島漁業再生支援推進交付金 (1) 離島漁業再生支援推進交付金 (2) 都道府県費					
合 計					

2 支出の部

(単位：円)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
1. 離島漁業再生事業交付金 (1) 一般離島 (2) 特認離島					
2. 離島漁業新規就業者特別対策事業交付金					
3. 離島漁業再生支援推進交付金 (1) 都道府県推進事業 ① 推進指導事務費 ② 審査事務費 ③ その他推進事業費 (2) 市町村推進事業					
合 計					

IV 特定有人国境離島漁村支援交付金

1 収入の部

(単位：円)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
1 雇用を創出するための取組					
2 雇用の創出を円滑に行うための環境整備					
合 計					

2 支出の部

(単位：円)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
1 雇用を創出するための取組					
2 雇用の創出を円滑に行うための環境整備					
合 計					

V 水産業強化支援事業費

1 収入の部

(単位：円)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
1 交付金					
2 その他					
合 計					

2 支出の部

(単位：円)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
1 水産業強化対策整備交付金					
2 水産業強化対策推進交付金					
合 計					

VI 水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金

1 収入の部

(単位：円)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
1 国庫補助金					
2 その他					
合 計					

2 支出の部

(単位：円)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
1 事業費					
2 附帯事務費					
合 計					

(注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る交付金等交付申請書ごとに作成すること。

2 なお、間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の第5のⅠ～Ⅵの各「2 支出の部」の備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。

(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)

令和〇〇年度 水産関係地方公共団体交付金等年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿
(沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名
(〇〇市町村長)

令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって交付金等の交付決定通知のあった水産関係地方公共団体交付金等事業について、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第 16 第 2 項の規定に基づき、実績を下記のとおり報告する。

記

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完 了 予 定 年 月 日
	補助事業 に要する 経費 (A)	国庫補助 金	(A) の うち年度 内支出済 額	概算払受 入済額	(A) の うち未支 出額	翌年度繰 越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合の他、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払いで受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

令和〇〇年度 水産関係地方公共団体交付金等の消費仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿
(沖縄県内にあっては、内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名
(〇〇市町村長)

令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって交付決定通知のあった水産関係地方公共団体交付金等について、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第16第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

1. 適正化法第15条の交付金等の額の確定額 金 〇〇〇〇円
(令和(又は平成)〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額)

2. 交付金等の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 〇〇〇〇円

3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 〇〇〇〇円

4. 交付金等返還相当額(3-2) 金 〇〇〇〇円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金等の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)
なお、交付等事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
(1) 消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
(2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
(3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
(4) 交付等事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5. 当該交付金等に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。]

6. 当該交付金等に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

〔 (注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。〕

なお、交付等事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、交付等事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し

（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

- ・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金

又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料

- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付等事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し

（税務署の収受印等のあるもの）

- ・交付等事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

特 許 権 等 出 願 届 出 書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿
(沖縄県内にあっては、内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名
(○○市町村長)

令和○○年○月○○日 ○水○第○○○号（注）開発課題

特 許
上記の交付金等事業に関して、下記のとおり 実用新案 を出願しますので、水産関係地方公
意 匠
共団体交付金等交付等要綱第19第1項に基づき届出します。

記

1 特 許

出願番号	出願年月日	発明の名称	特許出願人	発明者

2 実用新案

出願番号	出願年月日	考 案 の 名 称	実用の新案登録 出願人	考案者

3 意匠

出願番号	出願年月日	意匠に係る物品	意匠登録出願人	発明者

（注）は、交付決定通知の番号を記載すること。

特 許 権 等 取 得 届 出 書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

（沖縄県内にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名
（〇〇市町村長）

令和〇〇年〇月〇〇日 ○水〇第〇〇〇号（注）開発課題

特 許

上記の交付金等事業に関して、下記のとおり 実用新案 を取得しましたので、水産関係地方
意 匠

公共団体交付金等交付等要綱第 19 第 2 項の規定に基づき届出します。

記

1 特 許

出願番号	出願年月日	発明の名称	特許出願人	発明者

2 実用新案

出願番号	出願年月日	考案の名称	実用の新案登録 出願人	考案者

3 意 匠

出願番号	出願年月日	意匠に係る物品	意匠登録出願人	発明者

（注）は、交付決定通知の番号を記載すること。

別紙様式第 11 号（第 23 第 3 項関係）
（水産業強化支援事業費の場合）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名																			
地区名		事業実施年度				令和 年度		水産業強化支援事業費の政策内容名											
メニュー	事業の内容						工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要		
	メニューの内容	事業実施主体	区分	工種、構造施設	場所	施行箇所又は設置	事業量	着工年日	しゅん工年月日	総事業費	負担区分				耐用年数	処分制限年月日		承認年月日	処分の内容
											国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他					
	小計																		
	小計																		
	合計																		

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

令和〇〇年度
農林水産省所管

〇 〇 交 付 金 等※1 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備考
			歳 入			歳 出							
交付金等事業名 ※1	交付決定の額	交付率等	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫交付金等相当額	支出済額	うち国庫交付金等相当額	翌年度繰越額	うち国庫交付金等相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「交付金等事業名※1」欄には、交付金等事業の名称のほか、当該交付金等事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金等事業名※1」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付金等事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金等事業に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金等額を内書（ ）すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止等の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注 2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注 3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

（注 4）間接補助事業者に対する申し立ての場合であって、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。